

里親による子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)に関する調査報告書

2021(令和3)年度 独立行政法人福祉医療機構

社会福祉振興助成事業(モデル事業)



特定非営利活動法人 SOS子どもの村JAPAN

謝 辞

この調査は、2019（平成31・令和元）年から独立行政法人福祉医療機構の助成金により実施されたものです。

本調査にあたっては、各地の市町村のショートステイ担当課、児童家庭支援センター、その他関係機関の皆様のご協力のもと、実施することができました。

この場を借りて、皆さまに、心より感謝申し上げます。

特定非営利活動法人 SOS 子どもの村 JAPAN

みんなで里親プロジェクト

目次

序章 一調査の背景と目的一.....	1
第Ⅰ章 里親によるショートステイに関する調査の全体像.....	3
1. 調査概要	3
(1) インターネットによる予備調査.....	4
(2) 里親によるショートステイに関するアンケート調査.....	5
(3) 里親によるショートステイに関するヒアリング調査.....	6
2. 倫理的配慮	6
第Ⅱ章 里親によるショートステイに関するアンケート調査.....	8
1. 市町村が実施する里親によるショートステイに関するアンケート調査	8
(1) 市町村におけるショートステイ事業の現状について	8
(2) 里親によるショートステイ事業の状況について.....	18
2. 児童家庭支援センターを対象とした里親によるショートステイに関するアンケート調査.....	29
(1) 児童家庭支援センターのショートステイ事業の現状について.....	29
(2) 児童家庭支援センターが行う里親によるショートステイについて.....	35
3. 市町村・児童家庭支援センターの両アンケートの集計から.....	43
(1) ショートステイ事業について	43
(2) ショートステイを担う里親のリクルートについて	49
4. アンケート調査に関する考察	51
＝コラム＝ 予備調査の結果から～短期預かりの多様性～.....	55
第Ⅲ章 里親によるショートステイに関するヒアリング調査.....	57
1. 里親によるショートステイの実施形態について	57
2. ヒアリング調査について	60
3. 市町村が取り組む里親によるショートステイ	61
(1) 朝霞市の概況	61
(2) 朝霞市における本事業の概要	62
(3) 里親によるショートステイの実践内容.....	63
(4) 里親リクルート・登録について.....	65

(5) ショートステイ事業の効果と課題.....	66
＝コラム＝ 様々な地域で取り組んでいる「里親によるショートステイ」その1	68
4. 市町村とフォスタリング機関である児童家庭支援センターが取り組む里親による ショートステイ.....	70
(1) 管轄地域の概況.....	70
(2) 児童家庭支援センターはるかせについて	71
(3) 里親によるショートステイ事業の概要	72
(4) 里親によるショートステイの実践内容	73
(5) 里親リクルート・登録について	76
(6) 里親によるショートステイ事業の効果と課題.....	77
＝コラム＝ 様々な地域で取り組んでいる「里親によるショートステイ」その2	78
5. 市町村と里親会事務局を兼ねる児童家庭支援センターが取り組む里親によるシ ョートステイ.....	80
(1) 管轄地域の概況.....	80
(2) 児童家庭支援センターパラソルについて.....	82
(3) 里親によるショートステイ事業の概要	82
(4) 里親によるショートステイの実践内容.....	84
(5) 里親リクルート・登録について	85
(6) 里親によるショートステイ事業の効果と課題.....	86
6. 市町村と施設の里親支援専門相談員が取り組む里親によるショートステイ	87
(1) 名古屋市の概況.....	87
(2) 名古屋市における本事業の概要.....	88
(3) 里親によるショートステイの実践内容	88
(4) 里親リクルート・登録について	90
(5) ショートステイ事業の効果と課題	91
＝コラム＝ 福岡市の取り組み～みんなで里親プロジェクト～	92
第IV章 結論と課題.....	97
1. 里親によるショートステイに関する全国調査のまとめと課題	97
2. 助成事業アドバイザーより	100
資料編.....	103

序章 一調査の背景と目的一

～里親によるショートステイが、全国の子どもと家庭への

地域支援として広がることを願って～

「子育て短期支援事業」(以下ショートステイ)は、保護者の病気や育児疲れ、冠婚葬祭などに際して子どもを短期間、乳児院や児童養護施設に預けることができる市町村サービスとして始まりましたが、困難を抱える地域の子育て家族や家族の孤立が進む中で、利用実績が伸びてきました。

「SOS 子どもの村 JAPAN」は、2013(平成 25)年、福岡市西区にある「子どもの村福岡」で、福岡市から「子ども家庭支援センター(児童家庭支援センター)事業」として里親によるショートステイを委託され、子どもたちの預かりを始めました。その中で、ショートステイは「虐待防止、在宅支援の切り札」であることを実感する一方、受け入れできない事態も多く経験したため、その解決のためには、小学校区で、里親をリクルートし、地域の子どもを支える「地域の里親によるショートステイの仕組み」をつくることによりこの課題を解決できないかと考えるに至りました。

まず、福岡市西区役所、福岡市児童相談所、九州大学田北研究室、社会福祉協議会など地域の様々な関係者と協働し、2014(平成 26)年「校区里親普及事業」をはじめ、身近な小学校区での里親リクルートを始めました。2016(平成 28)年からは独立行政法人 福祉医療機構の助成を受け「みんなで里親プロジェクト」と改称し、さらに、2019(平成 31・令和元)年からは、3年間の「社会福祉振興助成のモデル事業」により、この「里親ショートステイによる地域の協働養育事業」が全国に広がることめざす「ふくおかモデルの開発」を試みてきました。この中で、福祉医療機構から、全国の里親によるショートステイの調査の実施についてアドバイスを受け、今回の全国調査を行うことになりました。

この間、子どもの虐待相談の急速な増加のなかで、虐待相談事例の95%以上の子どもがその後、再び地域で生活しており、その子どもと家族への市町村での支援が大きな課題として浮かび上がってきました。このような中、2016(平成 28)年の改正児童福祉法を受けて「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」から示された「新しい社会的養育ビジョン」では、ショートステイを「社会的養護」に含め¹、乳児院や児童養護施設などに定員枠を設置するとともに、児童家庭支援センターやフォスタリング機関などが市町村からの要請を受ける調整機関と

¹ 新たな社会的養育の在り方に関する検討会「新しい社会的養育ビジョン」(平成 29 年 8 月 2 日) p. 8

なって里親をショートステイの受け皿として活用する仕組み²が提案されるとともに、子どもを毎週数日間在宅措置として預かる公費負担のショートステイも提案される³など、家族のニーズに応じた一時保護や虐待防止のための新しいショートステイのあり方が示されました。また、これを受けて、2021(令和3)年度は、市町村が里親に直接、ショートステイを委託するための通知⁴や、虐待防止のためのショートステイに対する公費負担⁵など、社会的養育ビジョンに沿って、地域支援のためのショートステイ、「新しい里親の役割である里親ショートステイ」も打ち出されてきました。

今回の調査は、このように市町村の子ども家庭支援の強化が進み、ショートステイの役割も大きく変わろうとする中で、現在、市町村が実施している里親によるショートステイ、児童家庭支援センターの里親によるショートステイについてアンケート調査を行いました。

この中では、里親ショートステイ導入の理由などに加えて、「ふくおかモデル」の中でも課題になっている利用家庭が抱える困難の深刻化、送迎の問題、費用徴収や保険、マッチングや調整役の役割、緊急時の後方支援などに加えて、里親リクルートや関係機関との連携などについても調査しています。さらに、里親ショートステイの実施形態の中でも①市町村が取り組むモデル、②市町村と児童家庭支援センターの協働モデル、③市町村と施設の里親支援専門相談員の協働モデル、④市町村と里親会の協働モデルの4つに分類し、ヒアリング調査をしています。

地域での子育て家族の困難と孤立が進む中、前述のように、ショートステイ、中でも里親ショートステイの役割への期待が高まっており、この調査の中から、すでに里親ショートステイを実施している市町村や関係者の方、今後、導入を検討している関係者の方に、多くの実践があり、仲間がいることや在宅支援に大きな成果があることを認識していただきたいと思っています。ここからさらに全国の里親が増え、里親の新しいありかたである里親ショートステイの実践や仲間が増え、支援のネットワークが広がることを願うものです。

【特定非営利活動法人 SOS子どもの村JAPAN 常務理事 坂本 雅子】

² 新たな社会的養育の在り方に関する検討会「新しい社会的養育ビジョン」(平成29年8月2日) p.12

³ 新たな社会的養育の在り方に関する検討会「新しい社会的養育ビジョン」(平成29年8月2日) p.12

⁴ 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長「子育て短期支援事業における里親の活用について」(令和3年1月27日子家発0127第3号)

⁵ 厚生労働省子ども家庭局長、「『子育て短期支援事業の実施について』の一部改正について」(令和2年3月30日子家発0330第19号)

第 I 章 里親によるショートステイに関する調査の全体像

1. 調査概要

全国の市町村の中で、里親によるショートステイを実施しているところがどれくらいあるのかを把握し、その中で実態と課題を把握することを目的として、アンケート調査を実施、分析した。

また、厚生労働省の「新しい社会的養育ビジョン」において、児童家庭支援センター等が市区町村からの要請を受ける調整機関となって、里親をショートステイの受け皿として活用する仕組みが提案されていることから、全国の児童家庭支援センターに対しても同様のアンケート調査を行った。

さらに、アンケート調査の結果、より具体的に調査したい市町村や児童家庭支援センターに対し、ヒアリング調査を実施した。これらは 2021(令和 3)年度から市町村が里親に直接委託が可能になり、里親によるショートステイの普及が期待できるため、これから取り組む市町村や児童家庭支援センターをはじめ、関係機関において、参考としていただくことを目的としている。

※図 I . 調査の全体像参照

(1) インターネットによる予備調査

全国の市町村の中で里親(ファミリーホーム「FH」を含む。以下同じ)によるショートステイを実施している可能性のある市町村を抽出することを目的として、総務省地方公共団体コード一覧表(2019・令和元年5月1日)に記載された市町村から福岡市を除いた1739団体を対象として、以下の方法にて調査を行った。

<方法.a>インターネットで「子育て短期支援事業実施要綱」を検索

インターネットで「子育て短期支援事業実施要綱」を検索し、要綱に「里親」が明記されている市町村を抽出した。

結果、要綱を公表する市町村は417団体、ショートステイの実施施設として「里親」を明記する市町村は65団体であった。

<方法.b>インターネットで「子ども・子育て支援事業計画」を検索

<方法.a>の調査で確認できた市町村の件数が少なかったため、さらにインターネット上に公表されている各市町村の「子ども・子育て支援事業計画」にて、子育て短期支援事業(ショートステイ)の項目を確認した。

その結果、事業計画を公表する市町村1275団体中、子育て短期支援事業の実施が確認できた市町村は771団体、うち「里親」のワードの記載がある市町村は24団体であった。

なお、市町村5団体については、<方法.a>と<方法.b>の両方に該当したため、市町村84団体が「里親」でショートステイを実施している可能性があることが確認できた。

(2) 里親によるショートステイに関するアンケート調査

(1)で抽出した市町村及び全国の児童家庭支援センターに対し、郵送法によるアンケート調査を実施した。アンケート調査票は2020(令和2)年6月10日に発送し、同年7月10日までに返送いただくこととした。アンケート調査の質問項目については、巻末添付の「アンケート調査票」を参照されたい。調査対象数と回収率は以下のとおりで、詳細は第Ⅲ章において述べる。

<調査. A>市町村が実施する里親によるショートステイに関する調査

インターネットによる予備調査の結果、「子育て短期支援事業実施要綱」「子ども・子育て支援事業計画」に「里親」が明記されていた市町村84団体に対し、アンケート調査を実施した。

結果、期限までに50団体から回答を得た。そのうち、有効回答は49件(有効回答率58.3%)であった。

<調査. B>児童家庭支援センターを対象とした里親によるショートステイに関する調査

2020(令和2)年3月時点で全国児童家庭支援センター協議会に加盟している児童家庭支援センター133センター(SOS子どもの村を除く)を対象にアンケート調査を実施した。

結果、期限までに81センターから回答を得た。そのうち、有効回答は79件(有効回答率59.4%)であった。

(3) 里親によるショートステイに関するヒアリング調査

里親によるショートステイに関するアンケート調査の結果、実施形態は以下の4つのモデルに分類された。

- 市町村が取り組むモデル
- 市町村と児童家庭支援センターの協働モデル
- 市町村と施設の里親支援専門相談員の協働モデル
- 市町村と里親会の協働モデル

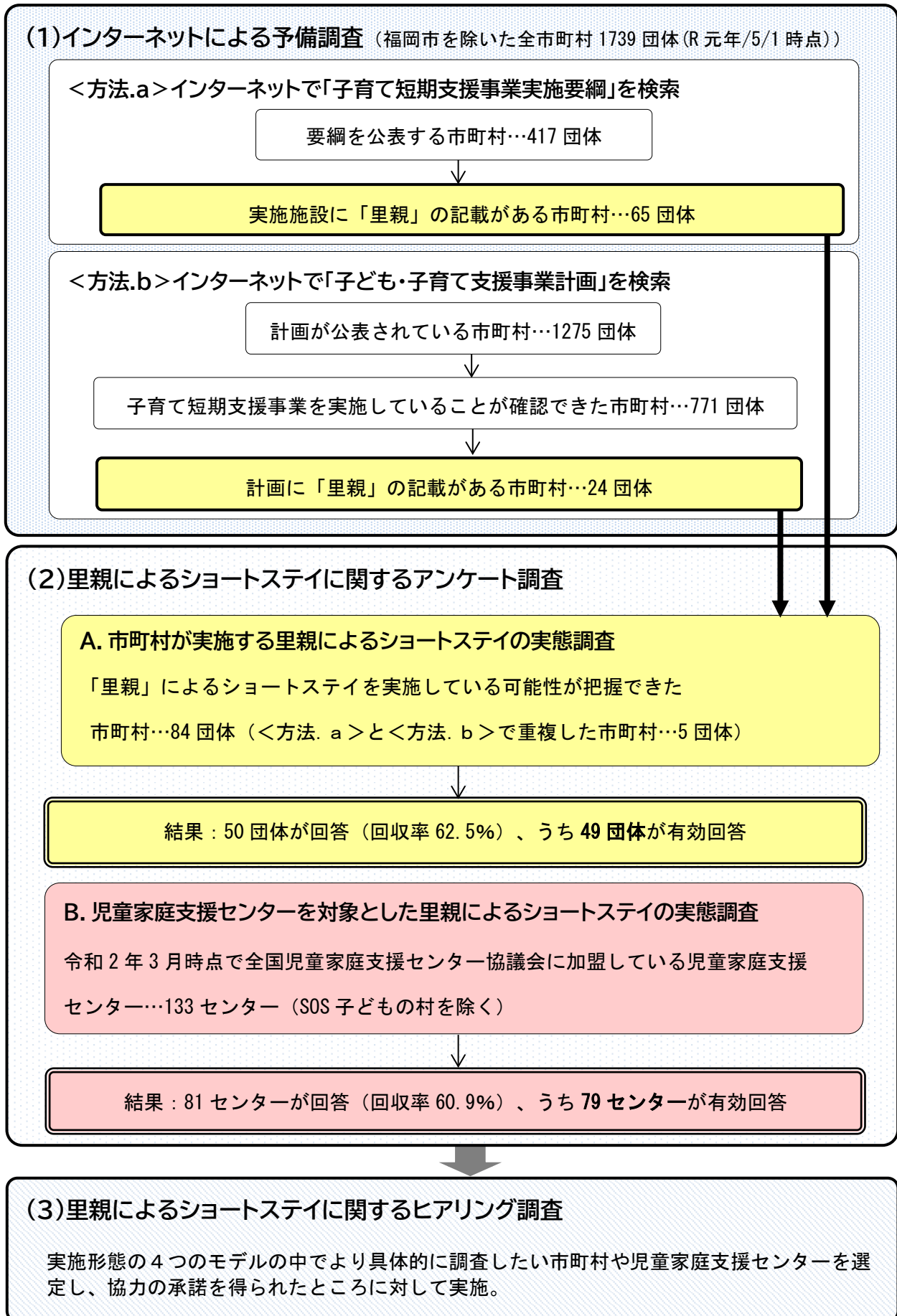
これらのモデルの中で、より具体的に調査したい市町村や児童家庭支援センターを選定し、調査協力の承諾を得られたところに対して、ヒアリング調査を実施した。

なお、本調査を計画した際には、ヒアリング調査を現地視察で行う計画としていたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、すべてオンラインツールや電話・書面によるヒアリング調査に変更した。ヒアリング調査は2020(令和2)年11月～2021(令和3)年2月に行い、事前に調査協力依頼文とヒアリング調査質問票をメールにて送付後、調査を実施した。ヒアリング内容の詳細については、巻末資料のヒアリング調査協力依頼文及びヒアリング調査質問票を参照されたい。

2. 倫理的配慮

調査の実施にあたっては、個人情報特定されないよう、統計的処理を行った。調査等については、九州大学人間環境学研究所臨床心理学講座倫理委員会の審査承認を得た。

図 I. 調査の全体像



第Ⅱ章 里親によるショートステイに関するアンケート調査

1. 市町村が実施する里親によるショートステイに関するアンケート調査

調査趣旨…予備調査で抽出した、里親によるショートステイを実施している可能性のある市町村 84 団体に対し、本調査を実施した。回答が有効であった 49 団体の市町村のうち、48 団体がショートステイ事業を実施しており、ショートステイの実施内容を分析した。加えて、48 団体の中で里親によるショートステイを実施していた 25 団体について、その内容を分析し、まとめた。

(1) 市町村におけるショートステイ事業の現状について

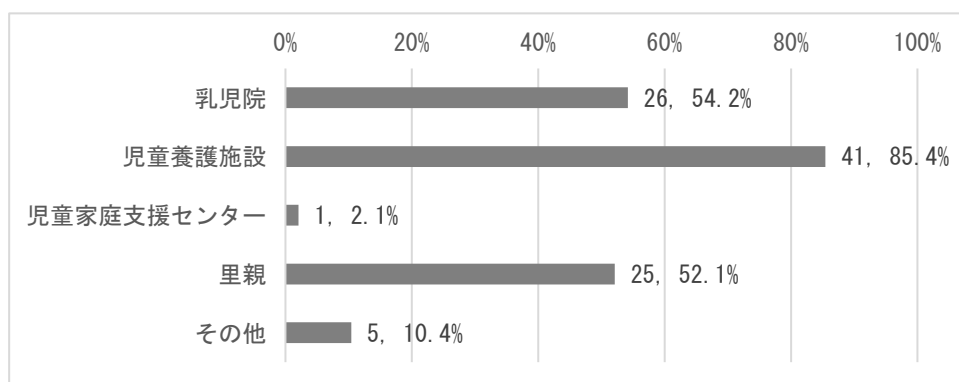
1) ショートステイ実施状況及び委託先

① ショートステイの委託先及び里親によるショートステイの委託状況

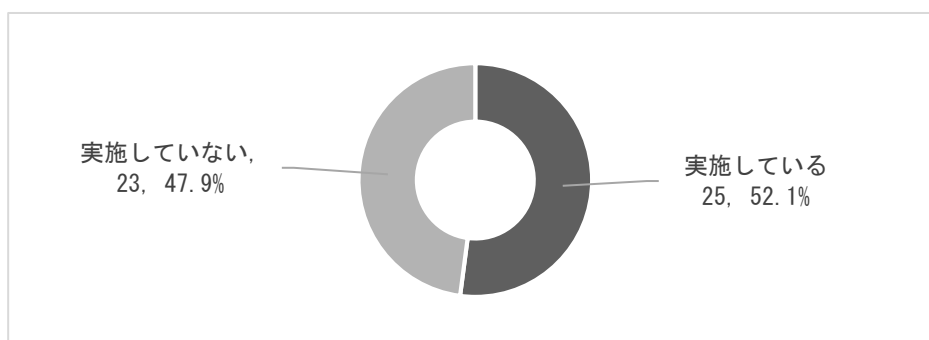
ショートステイを実施している 48 団体の委託先は児童養護施設(85.4%)が最も多く、次いで乳児院(54.2%)、調査目的であった里親は第 3 位で 25 団体(52.1%)の市町村で実施されていた。ショートステイ事業を行っていない 1 団体は理由として、「予算が確保できない」、「児童相談所が実施しているから」と回答している。

また、里親に委託していない 23 団体については、多くの市町村が「里親委託の仕組みが整っていない」ことを理由として挙げている。里親家庭での実施に対してニーズはあるものの、導入にあたっては、制度設計などに困難を感じている市町村も多く、普及のハードルとなっていることが考えられる。

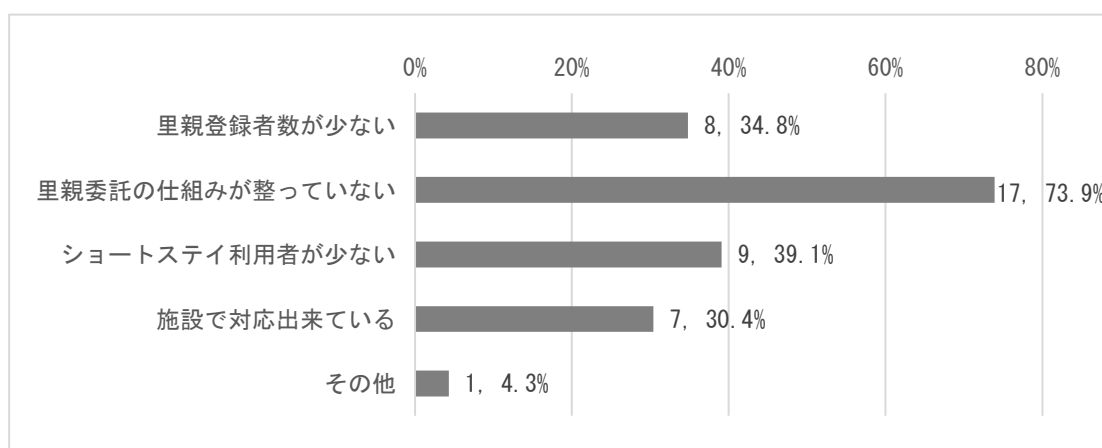
図表 1-1 ショートステイ事業の委託先 [n=48]



図表 1-2 里親によるショートステイ実施の有無 [n=48]



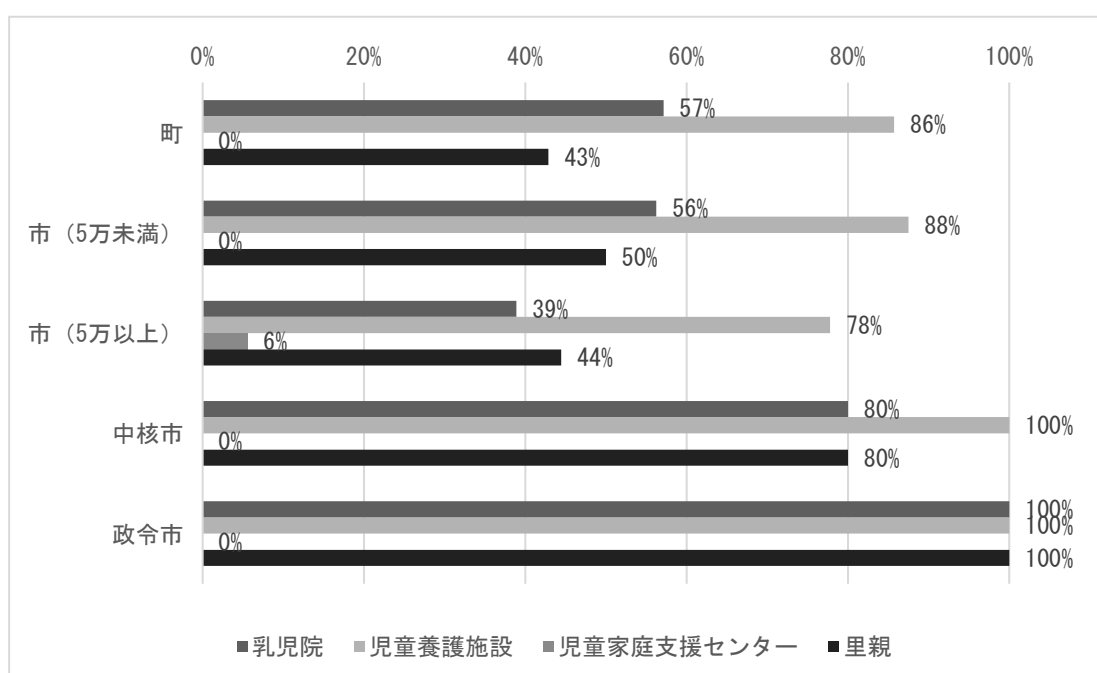
図表 1-3 里親によるショートステイを実施していない理由 [n=23]



② 市町村規模とショートステイ委託先

48団体の市町村について、人口規模を基準に【町、人口5万人未満の市、人口5万以上の市、中核市、政令指定市】の5つに分類し、委託先の集計を行った結果、どの人口規模の市町村においても、児童養護施設に委託している割合が最も高かった一方で、他の委託先についてはばらつきが見られた。里親へのショートステイ委託については、中核市や政令指定市で実施されている割合が高い傾向にあるが、町や人口5万人未満の市でも実施されており、人口規模を問わず実施されていることが把握できた。

図表 1-4 ショートステイ事業の委託先 [n=48]

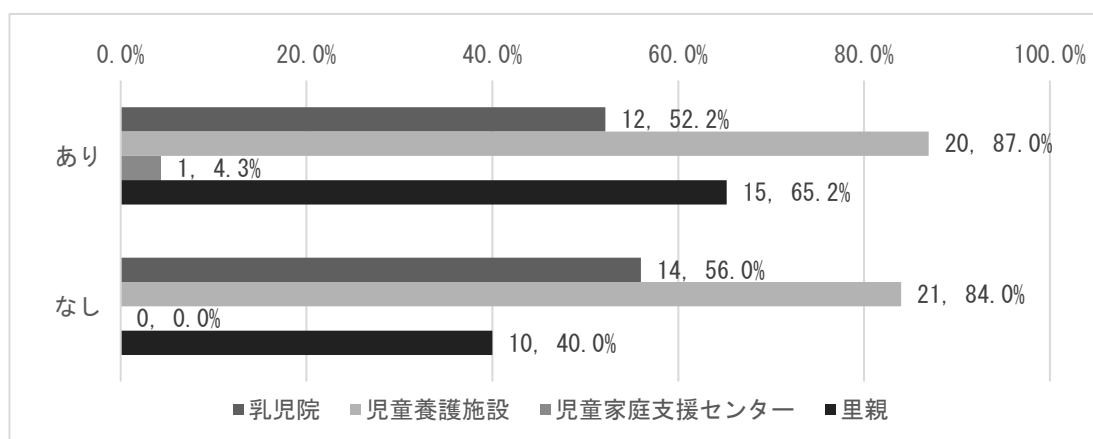


	町		市 (5万未満)		市 (5万以上)		中核市		政令市		総計	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
乳児院	4	57.1%	9	56.3%	7	38.9%	4	80.0%	2	100.0%	26	54.2%
児童養護施設	6	85.7%	14	87.5%	14	77.8%	5	100.0%	2	100.0%	41	85.4%
児童家庭支援センター	0	0.0%	0	0.0%	1	5.6%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.1%
里親	3	42.9%	8	50.0%	8	44.4%	4	80.0%	2	100.0%	25	52.1%
総数	7		16		18		5		2		48	

③ 市町村内の施設の有無と委託先の関連

市町村内の乳児院や児童養護施設の有無とショートステイ委託先の関連性については、市町村内に乳児院または児童養護施設の設置があり、ショートステイ委託先としていたところは、半数以下の 23 団体であった。市町村内に施設が設置されていない場合でも、多くは乳児院や児童養護施設に委託されている。また、里親にショートステイ委託が行われている割合は、施設が設置されていない市町村よりも、設置されている市町村の方が高いという結果であった。

図表 1-5 市町村内の乳児院・児童養護施設の有無とショートステイ委託先 [n=48]



	市町村内に施設				総計	
	あり		なし			
乳児院	12	52.2%	14	56.0%	26	54.2%
児童養護施設	20	87.0%	21	84.0%	41	85.4%
児童家庭支援センター	1	4.3%	0	0.0%	1	2.1%
里親	15	65.2%	10	40.0%	25	52.1%
総数	23		25		48	

2) ショートステイの運営について

① ショートステイの費用

ショートステイ事業の実施委託料と、市町村および利用者の負担額について集計した。最も一般的なモデルを示すため、各金額についての最頻値を算出している。委託料としては、2歳未満で¥10,700、2歳以上で¥5,500と設定されている市町村が中心であった。利用者の負担額については、一般世帯で半額、生活保護世帯で無料、非課税世帯には¥1,000程度の負担額が設定されることが多いことがわかる。また、ひとり親世帯については別途設定している市町村も確認できた。

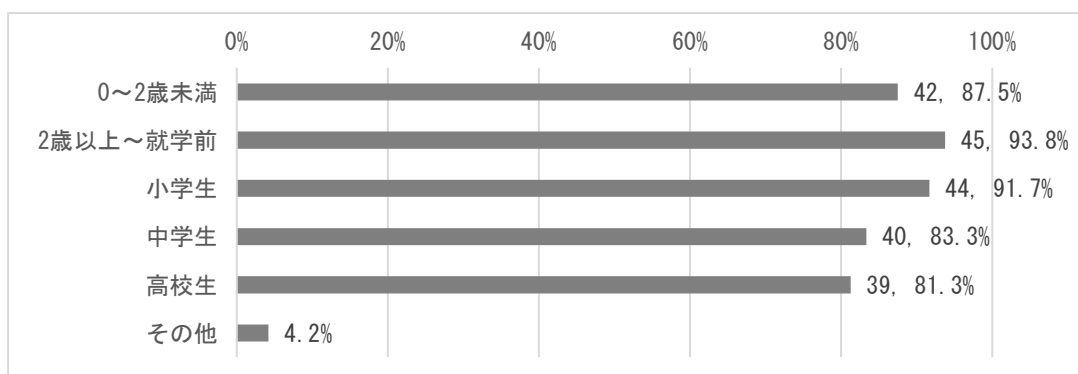
図表 1-6 ショートステイの負担額の最頻値

世帯区分	年齢	市町村負担額	利用者負担額	委託料総額
一般世帯	2歳未満	¥5,350	¥5,350	¥10,700
	2歳以上	¥2,750	¥2,750	¥5,500
非課税世帯	2歳未満	¥9,600	¥1,100	¥10,700
	2歳以上	¥4,500	¥1,000	¥5,500
生活保護世帯	2歳未満	¥10,700	¥0	¥10,700
	2歳以上	¥5,500	¥0	¥5,500

② ショートステイの対象となる子どもの年齢

ショートステイ事業の対象としている子どもの年齢について集計した。2歳～小学生については9割以上で対象に含まれていたが、2歳未満や高年齢児童については対象としていない市町村がやや多いことが示された。

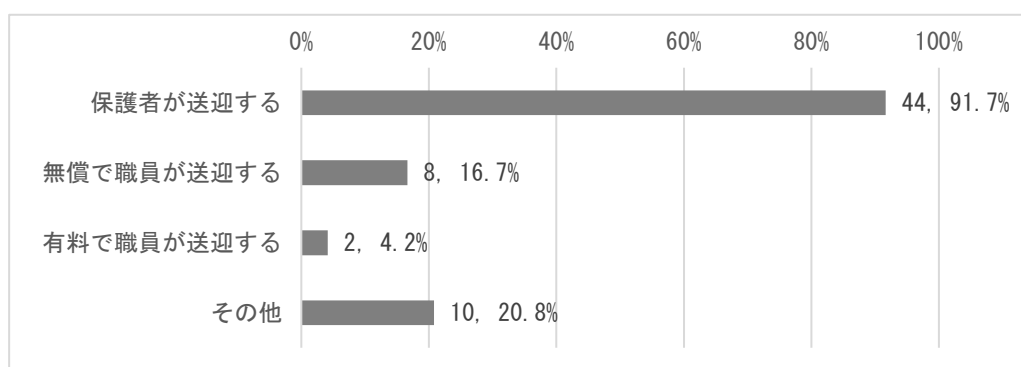
図表 1-7 ショートステイの対象となる子どもの年齢 [n=48]



③ 実施施設までの送迎

ショートステイ実施先までの子どもの送迎方法について集計した。ほとんどの市町村で保護者による送迎としているが、条件付きで市町村の職員が送迎を行うことも可能としている市町村もいくつか見られた。また、その他の対応として、里親への委託であれば里親に依頼する、ファミリー・サポート・センターを利用する、などの方法もみられた。

図表 1-8 ショートステイの実施施設までの送迎方法 [n=48]

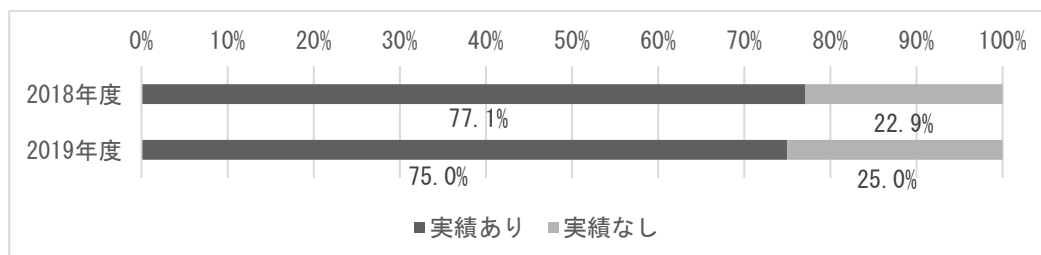


3) 2019(平成 31・令和元)年度のショートステイの利用状況

① 2018(平成 30)・2019(平成 31・令和元)年度のショートステイ利用実績

2019(平成 31・令和元)年度にショートステイの利用実績があった市町村は 37 団体 (77.1%)で、2018(平成 30)～2019(平成 31・令和元)年度の 2 年間通して利用がない市町村も確認できた。

図表 1-9 2018・2019 年度のショートステイ利用実績 [n=48]

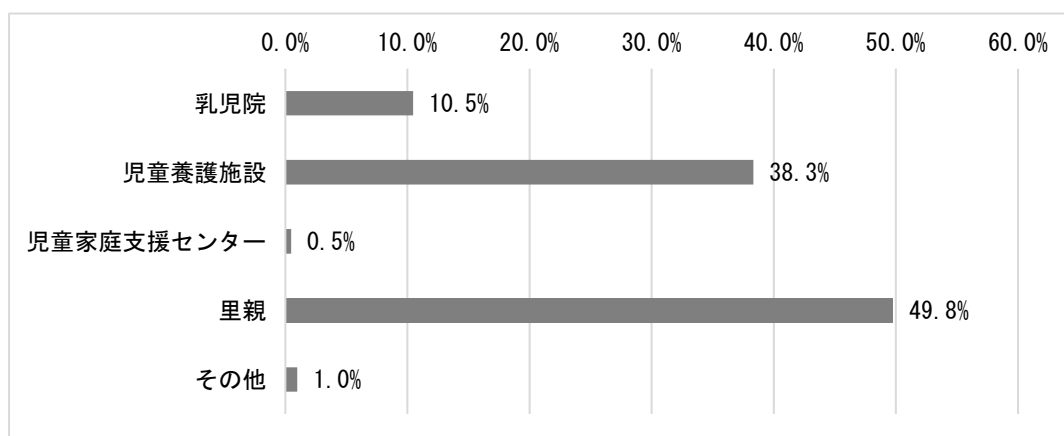


		2019 年度			
		実績あり	実績なし	合計	
2018 年度	実績あり	32	4	36	75%
	実績なし	5	7	12	25%
	合計	37	11	48	
		77.1%	22.9%		

② 2019(平成 31・令和元)年度のショートステイの委託先

2019(平成 31・令和元)年度にショートステイの利用実績がある 37 団体について、ショートステイ委託先ごとの実施件数を集計した。里親への委託件数が 500 件以上行われている市町村が 1 団体あったため、総数としては里親への委託件数が最も多いという結果であった。中央値では、乳児院への委託と里親への委託が同じ 6 件となっており、里親によるショートステイを実施している市町村では、乳児院と同程度の活用状況にあることが推察される。

図表 1-10 2019 年度のショートステイ委託先 [n=37]



図表 1-11 ショートステイ委託先ごとの実施件数

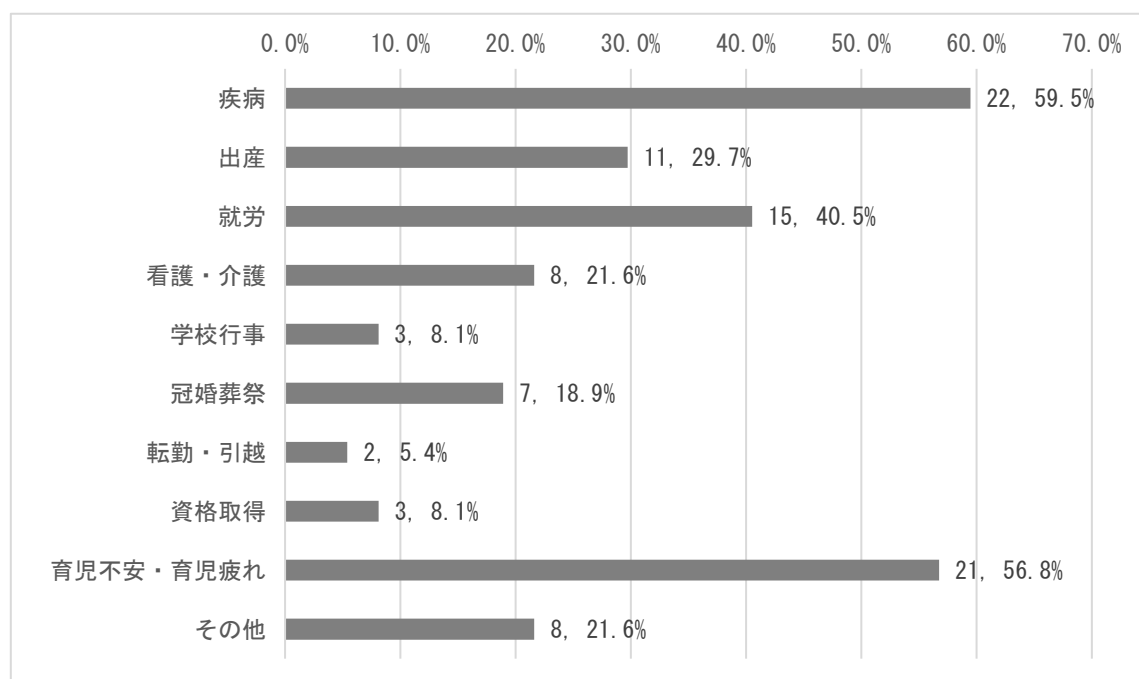
委託先	件数	割合	平均	中央値	最小値	最大値
乳児院	181	10.5%	7.2	6	1	92
児童養護施設	663	38.3%	16.6	4.5	1	179
児童家庭支援センター	8	0.5%	8	8	8	8
里親	861	49.8%	34.4	6	1	562
その他	17	1.0%	3.4	4	1	12
合計	1730		18.0			

③ ショートステイを利用した理由

ショートステイを利用した理由の上位は、「疾病」(59.5%)、「育児不安・育児疲れ」(56.8%)であり、特にこれらの傾向を持つ家庭でのショートステイ利用ニーズが高いと考えられる。

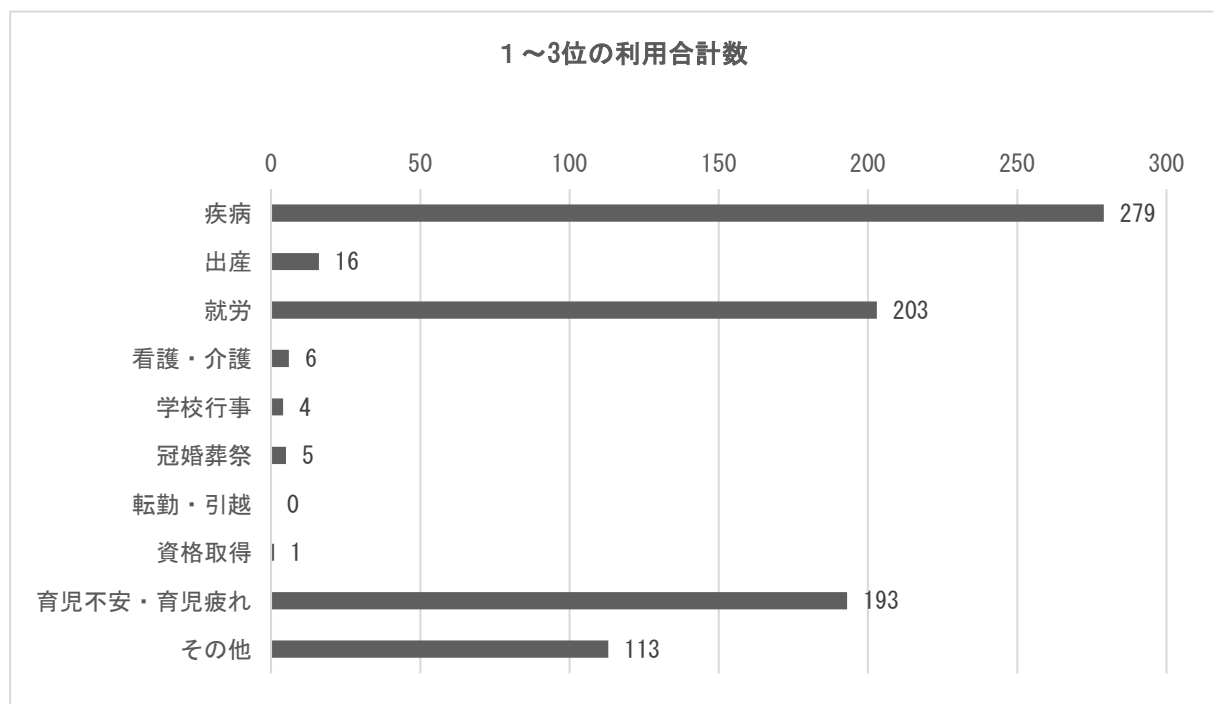
また、理由ごとの利用件数について、各市町村で実施の多い上位3位までを対象に集計を行った。前述の集計と同じく、「疾病」「育児不安・育児疲れ」について、上位で選択されることが多く、利用件数も多いことが示された。また、「就労」については第1位として選択する市町村数が10団体で、利用合計件数も203件と多く、育児不安・育児疲れよりも上位に挙がることから、ニーズが高いことが示された。

図表 1-12 2019年度のショートステイ利用理由（複数選択）



図表 1-13 利用理由上位 3 位までの件数

	第 1 位			第 2 位			第 3 位			1～3 位の 利用件数 合計
	選択数	%	利用件数	選択数	%	利用件数	選択数	%	利用件数	
疾病	10	29%	213	7	37%	57	2	18%	9	279
出産	2	6%	5	2	11%	7	2	18%	4	16
就労	10	29%	146	1	5%	1	2	18%	56	203
看護・介護	1	3%	1	1	5%	1	1	9%	4	6
学校行事	0	0%	0	1	5%	4	0	0%	0	4
冠婚葬祭	1	3%	3	1	5%	2	0	0%	0	5
転勤・引越	0	0%	0	0	0%	0	0	0%	0	0
資格取得	0	0%	0	0	0%	0	1	9%	1	1
育児不安・ 育児疲れ	10	29%	135	5	26%	18	1	9%	40	193
その他	2	6%	24	1	5%	89	0	0%	0	113
総回答数	35		529	19		179	11		114	822

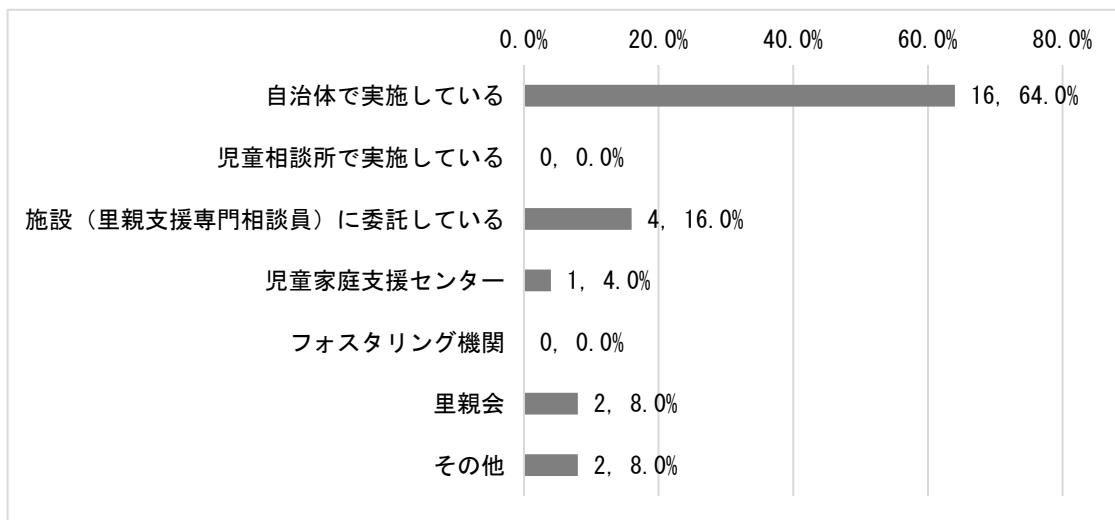


(2) 里親によるショートステイ事業の状況について

1) 里親によるショートステイの実施機関・委託先機関

ショートステイの委託先として里親を選択した市町村 25 団体について、事業の実施・委託機関を確認した。申し込みから里親とのマッチング・委託開始から終了までの一連の流れの全てを担う市町村は 16 団体(64%)と過半数を占め、9 団体(36%)はマッチングや委託中の状況確認、緊急時対応などを施設(里親支援専門相談員)や児童家庭支援センター、里親会などの外部の機関へ委託し、協働で事業に取り組んでいた。

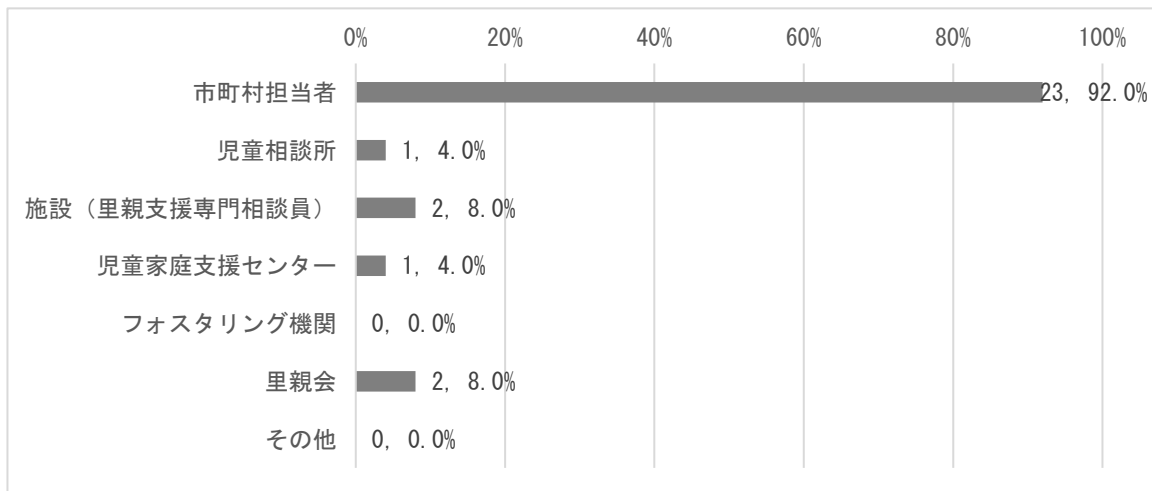
図表 1-14 里親によるショートステイ事業の実施・委託機関 [n=25]



2) マッチング、連絡調整を行う機関

利用家庭と里親とのマッチングや連絡・調整については、23 団体(92.0%)とほとんどの市町村担当者が実施しており、件数としては僅かだが、施設(里親支援専門相談員)や里親会がマッチング等に関与している市町村も見られた。

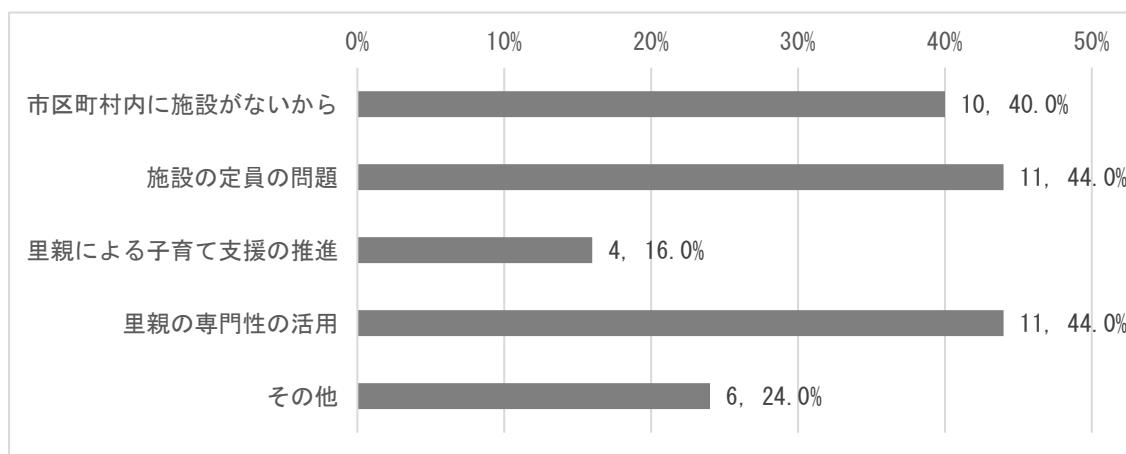
図表 1-15 マッチング、連絡・調整を行う機関（複数回答） [n=25]



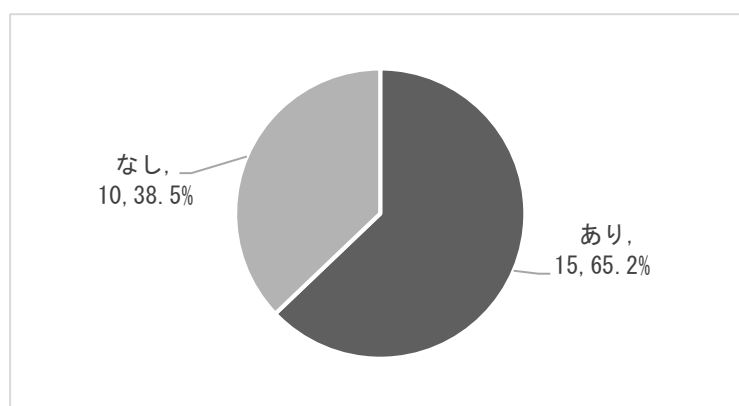
3) 里親によるショートステイ導入の理由

里親によるショートステイを導入した理由として、「施設の定員の問題」「里親の専門性の活用」は44%、「市区町村内に施設がないから」が40%と、多くの市町村で選択されていた。市町村内の施設の有無と里親によるショートステイの実施の関係性を考えると、市町村内に施設が無く、子どもの受け入れ先が無かったため、里親によるショートステイを開始したと考えられる。また、先に示すように村内に施設がありながら、里親によるショートステイが実施されている市町村も65.2%確認できたが、その背景として、この集計で示された施設の定員の問題があり、里親への委託を開始したようである。また、その他の記述からは、家庭的養育への期待も導入の要因となっていると考えられる。

図表 1-16 里親によるショートステイ導入の理由（複数回答） [n=25]



図表 1-17 市町村内の施設の有無 [n=25]

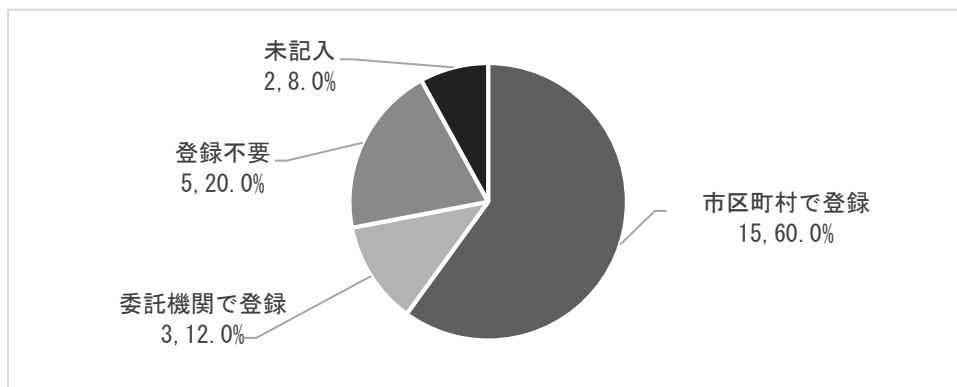


4) ショートステイを担う里親の登録について

① ショートステイを担う里親の登録手続き

里親がショートステイを担うために、登録を必要とする市町村が 60.0%と多くを占めたが、特別な登録を必要としない市町村も 20.0%確認できた。

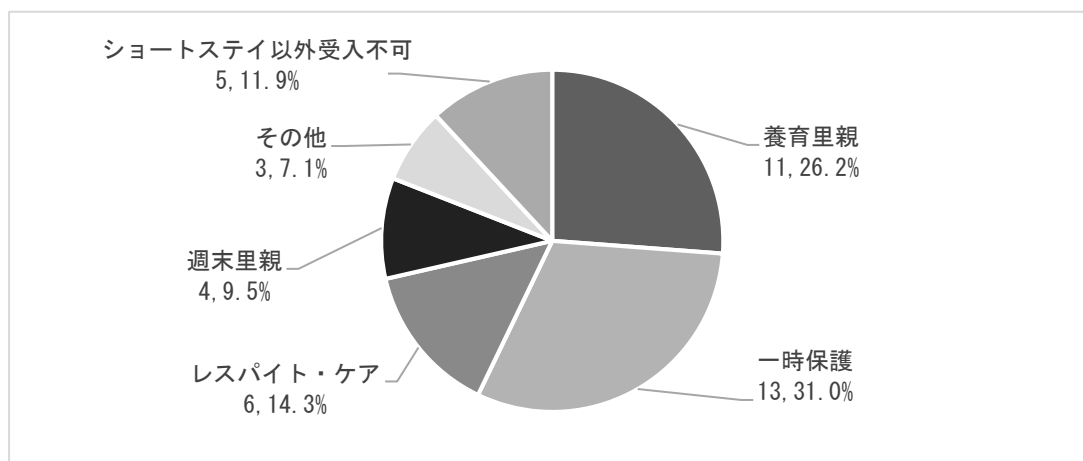
図表 1-18 ショートステイを担う里親の登録手続き [n=25]



② ショートステイを担う里親の活動形態

ショートステイを担う里親は養育里親や一時保護、レスパイト・ケアなどのショートステイ以外にも受託可能と回答した市町村は 80%であり、制度や行政の管轄の壁を越えて、地域の中で支援を必要とする子育て世帯を、地域の中での限られた里親の専門性を活かしながら支援できる仕組みが構築されていると考えられる。

図表 1-19 ショートステイを担う里親が受託できる内容（複数回答） [n=25]



③ ショートステイを担う里親の登録世帯数

ショートステイを担うことのできる里親世帯数は、市町村によって0～51世帯と幅が大きく、25団体の平均は7.59世帯であった。また、2019(平成31・令和元)年度の里親によるショートステイの実施件数とショートステイを担う里親世帯数について集計したところ、ショートステイを担う里親が4世帯以下の市町村でも平均7.92件の委託が行われており、登録里親数が少なくても、里親によるショートステイは実施できると考えられる。

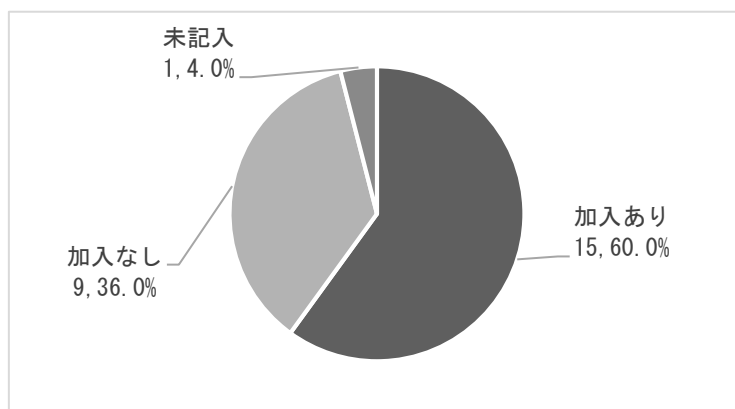
図表 1-20 ショートステイ受け入れ可能な里親世帯数ごとの実施件数

可能世帯数	2019年度の里親によるショートステイ実施件数			
	平均	標準偏差	最小値	最大値
0～4世帯	7.92	9.99	0	26
5～8世帯	13.33	15.28	0	30
9～世帯	181.50	257.48	2	562
合計	45.32	127.91	0	562

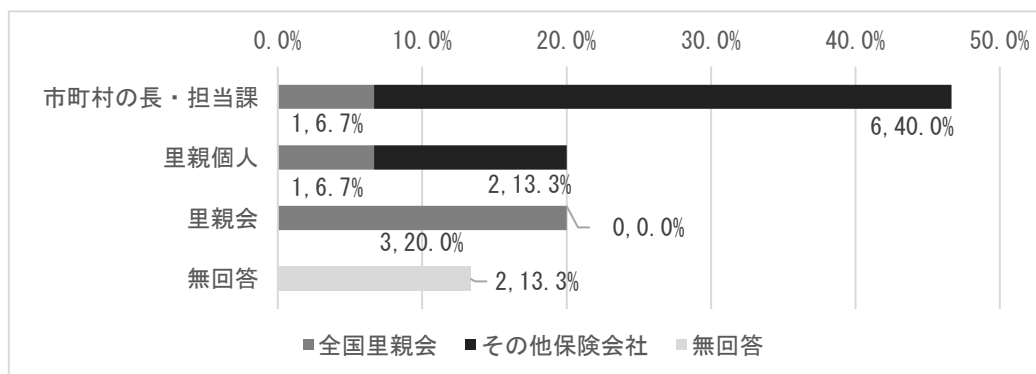
5) ショートステイ期間中の保険

保険に加入している市町村は 15 団体(60%)で、その全てが対人賠償・対物賠償の両方に加入して事故に備えていた。保険の加入先としては、全国里親会が 5 団体(38.5%)、その他の保険会社が 8 団体(61.5%)であった。加入者は、およそ半数の 7 団体(53.8%)が市町村の長または担当課となっており、残り半数は里親個人または里親会が加入者であった。

図表 1-21 保険の加入の有無 [n=25]



図表 1-22 保険加入者と加入先 [n=15]

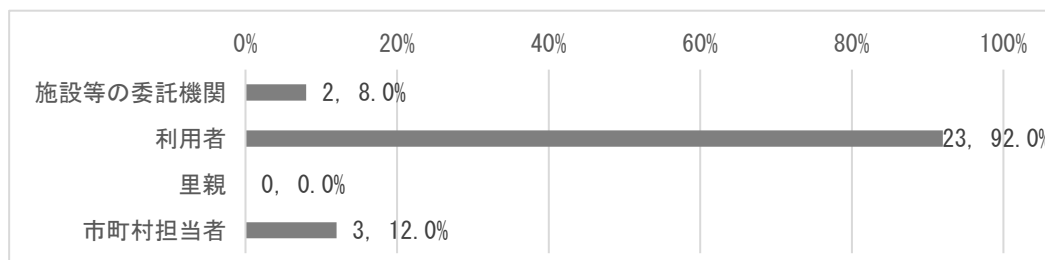


6) 里親によるショートステイの実施体制

① 送迎方法

里親宅までの送迎については、23 団体(92.0%)の市町村で利用者自身が里親宅へ送迎、3 団体(12.0%)の市町村で市町村担当者が送迎を行う場合もあることが示された。

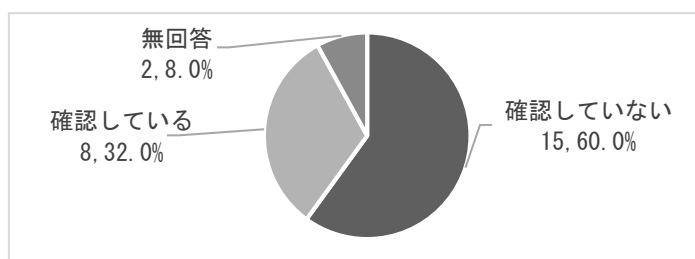
図表 1-23 里親宅までの送迎を行うもの [n=25]



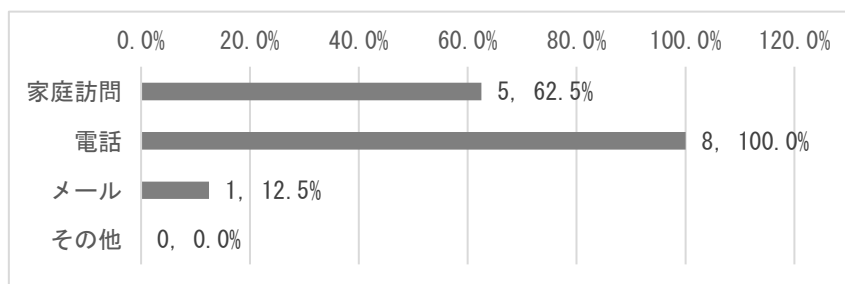
② 委託中の状況確認について

ショートステイ委託中の子どもの状況を確認していると回答した市町村は 8 団体(34.8%)、その方法は市町村担当者による電話での状況確認がほとんどであり、うち 5 団体では家庭訪問も行っていた。

図表 1-24 状況確認の有無 [n=25]



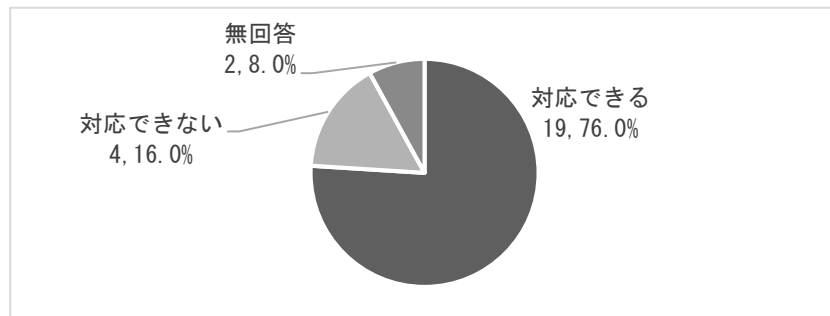
図表 1-25 確認方法 [n=8]



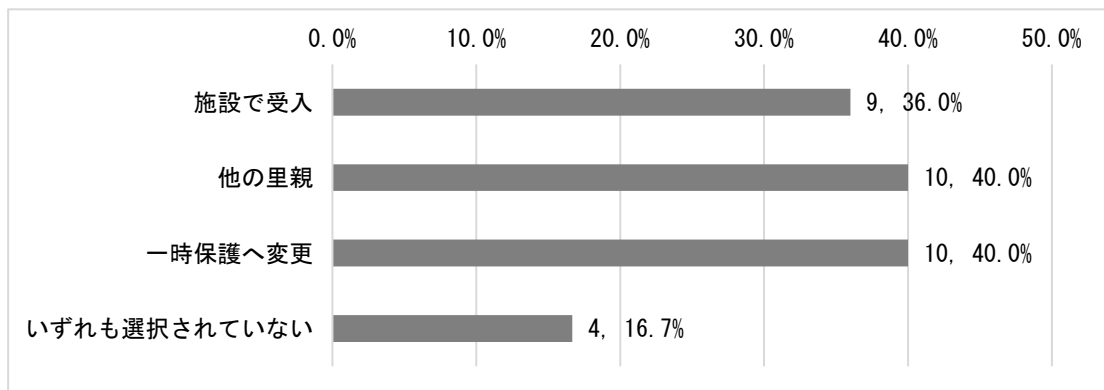
③ 緊急時の対応

緊急時の対応として、夜間や土日も対応可能な体制を取っている市町村は 76.0%であった。また、緊急の事情で里親の元でショートステイが継続できなくなった場合の対応としては、「他の里親でショートステイを継続する」と「一時保護に変更する」が同数で 10 件(40.0%)、継続不能な状態に陥ったことがないため、対応を整備していない市町村も存在することが示された。

図表 1-26 休日・夜間の対応 [n=25]



図表 1-27 里親の元でショートステイが継続できない場合の対応（複数回答） [n=25]

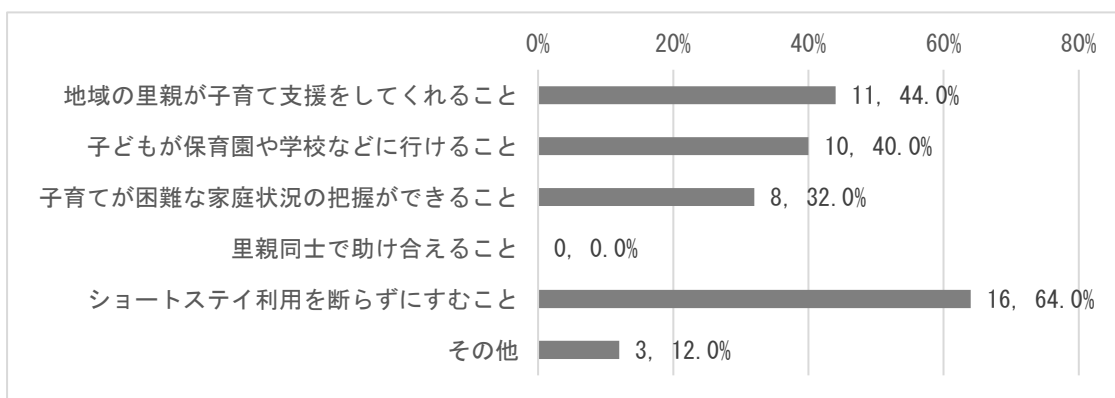


7) 里親によるショートステイを実施して良かったこと

里親によるショートステイ事業を実施して良かったこととして、最も多く選択されていたのは「ショートステイ利用を断らずにすむこと」の16団体(64%)であった。この回答は里親へショートステイを委託するようになった理由として、「市町村内に施設がないから」、「施設の定員で受け入れができないから」といった背景がある市町村が選択しており、ショートステイの大きな受け皿として里親家庭が機能していることが示された。また、「地域の里親が子育て支援をしてくれること」や「子どもが保育園や学校などに行けること」といった理由も多く選択されていた。地域の中の里親がショートステイの期間中だけでなく、その前後を含めた継続的な支援者となり得ることが示された。

また、その他の意見として、里子の委託経験がない里親にとって、ショートステイは子どもとの関わりへの意欲向上やスキルアップの機会となり、その後の委託に向けた準備としての効果も期待されていることが述べられていた。

図表 1-28 里親によるショートステイを実施して良かったこと（複数回答）[n=25]

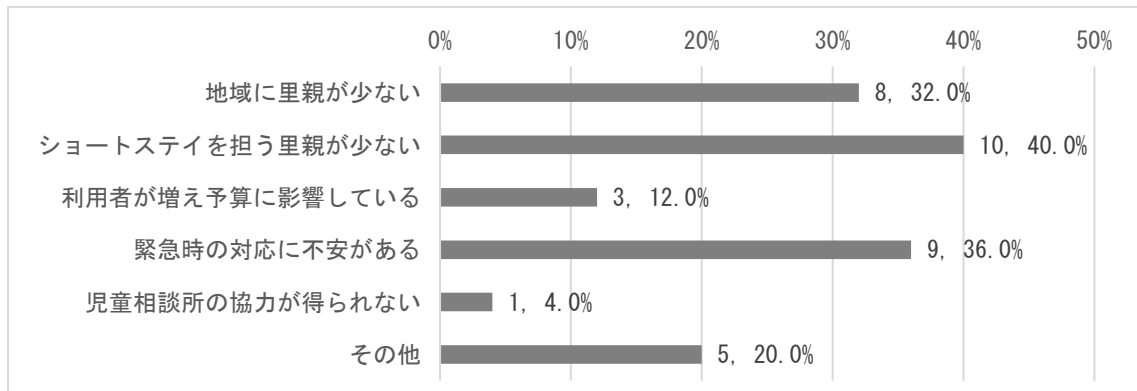


8) 里親によるショートステイの困難な点や課題

里親によるショートステイ事業の困難な点は、「地域に里親が少ない」「ショートステイを担う里親が少ない」(40.0%)という回答が多く、委託可能な里親のリクルートが課題となっていることが示された。また、「緊急時の対応に不安がある」(36.0%)を選択した市町村も多く、緊急対応の整備も課題であることが分かる。このような不安から、(2)-6)-③で述べた夜間や土日祝日の連絡体制の整備や緊急時・不調な場合に備えた受け皿の整備など進められていると考えられる。

また、里親によるショートステイを実施・継続する上での課題や苦勞については、自由記述を図表 1-30 のようにカテゴリーで分類した。最も多かったのは上記と同じく、「受け入れ可能な里親数の少なさ」で、里親の絶対数の少なさに加え、ショートステイ利用にあたって、更なる調整が課題になっていることが示された。また、「里親支援体制の不足」や「マッチングの問題」、「里親の負担への懸念」といった記述からは、子どもや利用家庭の特徴によって、里親への負担やトラブルが生じることが懸念されており、委託前の事前のリスク検討やフォローが重要な課題となっていると考えられる。

図表 1-29 里親によるショートステイの困難な点（複数回答） [n=25]



図表 1-30 里親によるショートステイを実施・継続する上で困難な点や課題

カテゴリー名	記述例	記述数
受け入れ可能な里親数の少なさ	里親の人数も少なく、児童相談所からの一時保護委託を受けているため、ショートステイ利用する際に調整が必要	5
	里親の高齢化、新規里親は共働きで、受け入れ先の確保が課題	
調整の煩雑さ	施設利用の場合よりも保険等の事務処理が増える	4
	児童相談所からの一時保護委託を受けているため、利用する際に調整が必要	
里親支援体制の不足	利用家庭と里親との間でトラブルになった場合の対処が困難	4
	急な利用になった場合の里親への情報提供と文書のやりとり	
マッチングの問題	特性のある子どもの対応が困難	4
	利用家庭と里親のマッチングに配慮を要する	
里親の負担への懸念	事故など緊急時の対応、保護者対応について、受諾した里親の負担が大きい	3
	育てにくい子の委託期間が長くなると、里親にとっても負担が大きい	
予算・金銭的問題	利用が増加していることへの予算増	2
保険の問題	里親会未加入者の保険加入	2
その他の課題	制度利用後の支援の方向性	3

2. 児童家庭支援センターを対象とした里親によるショートステイに関するアンケート調査

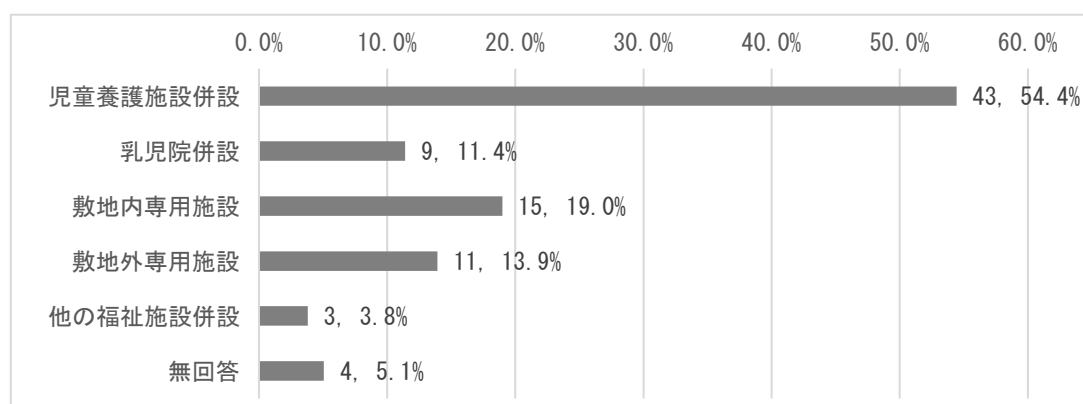
調査趣旨…2020(令和2)年3月時点で全国児童家庭支援センター協議会に加盟している児童家庭支援センター133センター(SOS子どもの村を除く)を対象に、アンケート調査を実施した。児童家庭支援センターは、児童相談所を補完する地域支援の要となる機関であり、ショートステイ事業においてどのような機能を持っているか把握すること、また、里親によるショートステイを実施している児童家庭支援センターについては、その詳細を把握することを目的とした。結果、期限までに81センターから回答を得た。そのうち、有効回答は79件(有効回答率59.4%)であった。

(1) 児童家庭支援センターのショートステイ事業の現状について

1) 児童家庭支援センターの設置場所

回答が有効であった79センターの児童家庭支援センターの半数以上の43センター(54.4%)が児童養護施設に併設されている。児童家庭支援センター専用の施設を設置しているのは、敷地内が15センター(19.0%)、敷地外が11センター(13.9%)であり、比較的少数であった。

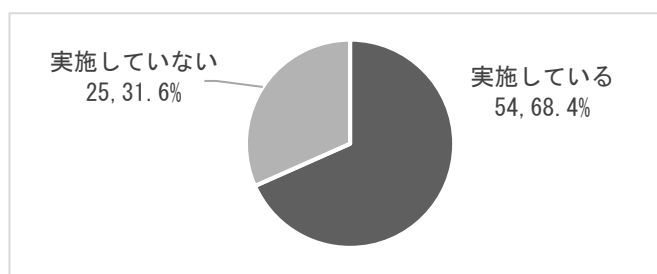
図表 2-1 児童家庭支援センターの設置場所 [n=79]



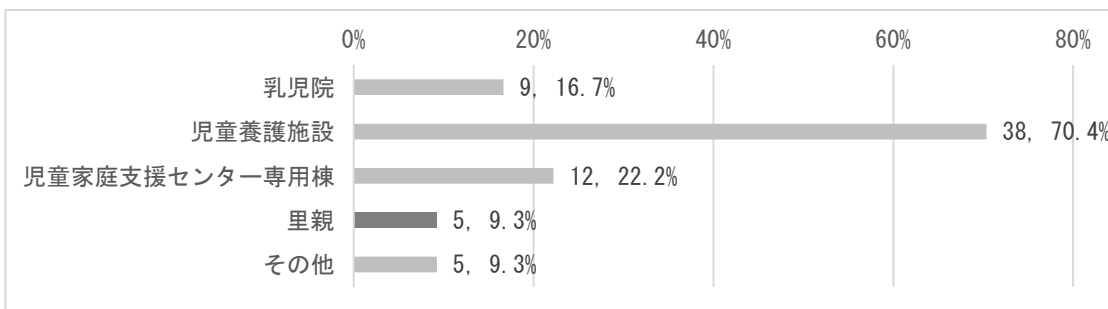
2) ショートステイの実施状況及び受け入れ先

54センター(68.4%)が法人内でショートステイを実施していると回答し、ショートステイの受け入れ先は、児童養護施設(70.4%)が最も多く、次いで児童家庭支援センター専用棟(22.2%)であり、うち3件は児童家庭支援センター専用棟と併設の施設の両方でショートステイを受け入れていた。また、里親によるショートステイを実施している5センター(9.3%)については、全て法人内の施設でもショートステイを受け入れているとのことであった。未実施の理由として、「ショートステイを実施していない」と回答した25センターのうち、12センターが「法人、または本体施設で実施している」と回答していることから、66センターが法人内でショートステイを行っていると考えられる。

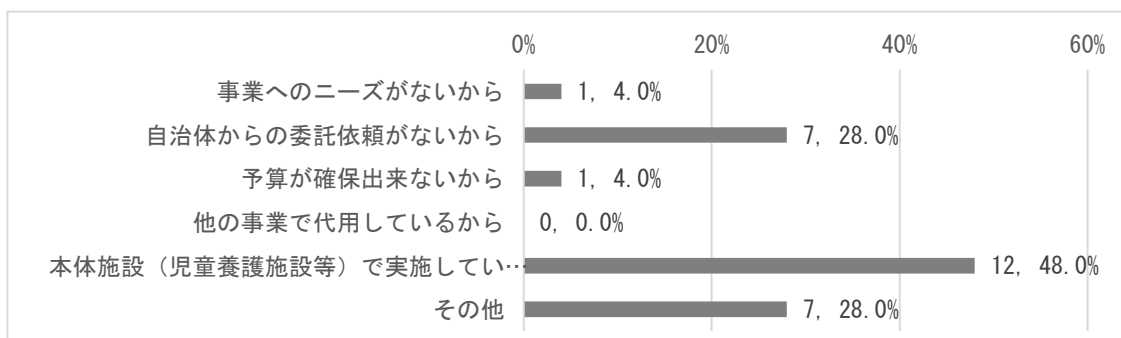
図表 2-2 ショートステイ実施の有無 [n=79]



図表 2-3 ショートステイの受け入れ先 (複数回答) [n=54]



図表 2-4 ショートステイ事業を実施していない理由 (複数回答) [n=25]

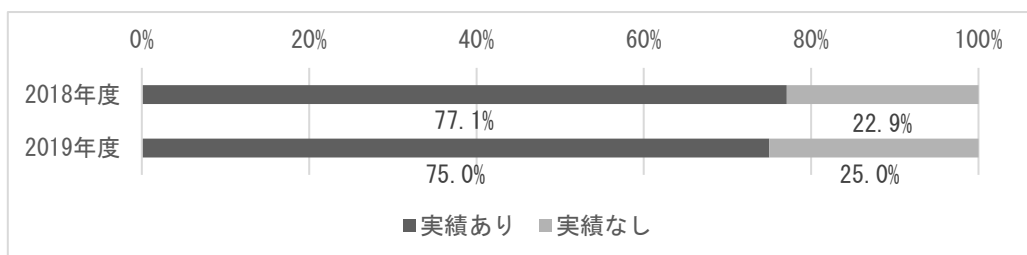


3) 2018(平成 30)・2019(平成 31・令和元)年度のショートステイの実績と利用の理由

① 2018(平成 30)・2019(平成 31・令和元)年度のショートステイ利用実績及び受け入れ先

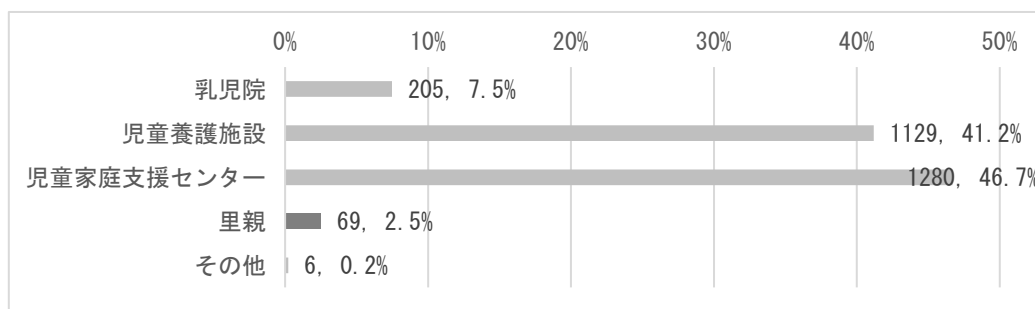
2019(平成 31・令和元)年度は 54 センターのうち、49 センター(94.2%)が児童家庭支援センターを設置する法人内でショートステイを受け入れていた。2018(平成 30)～2019(平成 31・令和元)年度の 2 年間を通して利用がないところも 2 センター確認された。受け入れ先は、児童家庭支援センター専用棟が 1280 件(46.7%)と最も多く、中には 513 件を受け入れている機関もあった。里親によるショートステイは 69 件実施されていた。

図表 2-5 2018・2019 年度のショートステイ利用実績



		2019 年度			
		実績あり	実績なし	合計	
2018 年度	実績あり	48	1	49	94.2%
	実績なし	1	2	3	5.8%
	合計	49	3	52	
		94.2%	5.8%		

図表 2-6 2019 年度のショートステイの受け入れ先 (複数回答)



図表 2-7 2019 年度のショートステイの受け入れ先ごとの実施件数

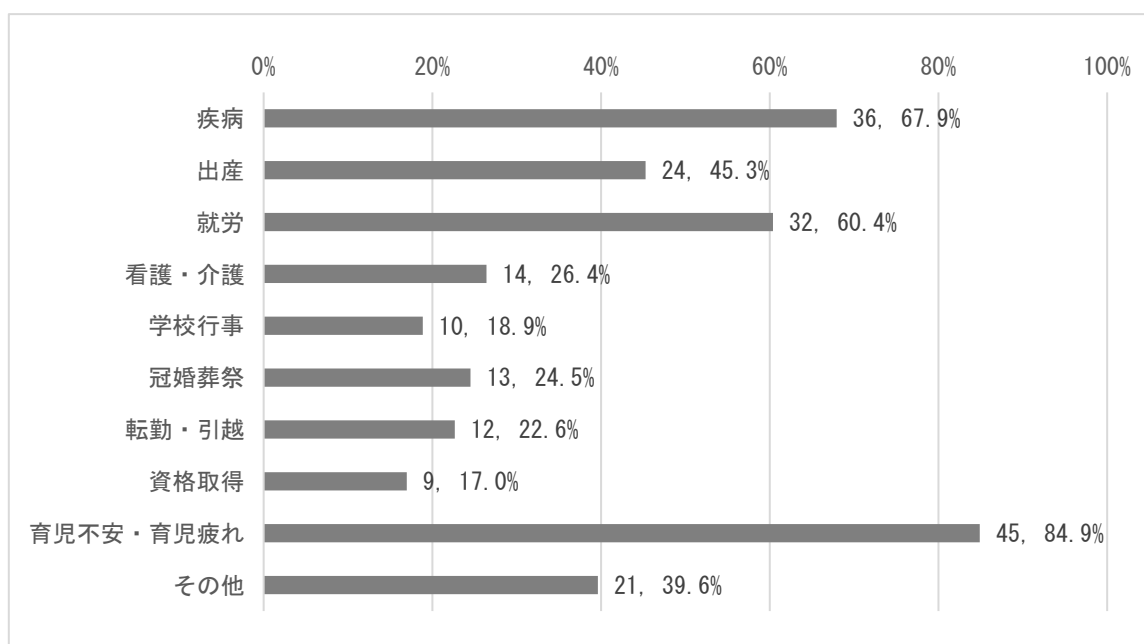
	件数	%	平均	中央値	最小値	最大値
乳児院	205	7.5%	22.8	22	0	52
児童養護施設	1129	41.2%	29.7	20.5	0	213
児童家庭支援センター	1280	46.7%	106.7	63	0	513
里親	69	2.5%	13.8	15.5	0	26
その他	6	0.2%	1.2	3	0	3
合計	2714		59.0	28		

② ショートステイを利用した理由

2019(平成 31・令和元)年度にショートステイを利用した理由は、「育児不安・育児疲れ」が 84.9%と最も多く、次いで「疾病」(67.9%)、「就労」(60.4%)という結果であった。

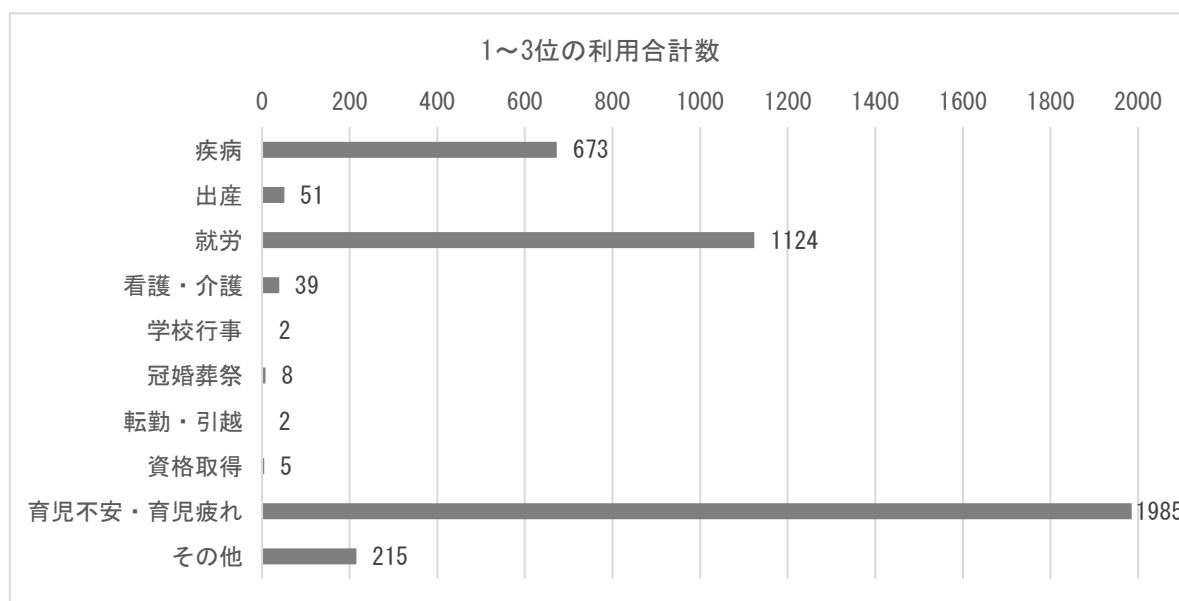
また、理由ごとの利用の件数について、実績の多い上位 3 位までを対象に集計した。「育児不安・育児疲れ」や「就労」が上位で選択されることが多く、利用件数も多いことが示された。市町村対象調査の結果(第Ⅱ章-1-(3)-3)-③)と比較すると、同様の傾向が見られたが、「育児不安・育児疲れ」の実績が多いことが把握できた。

図表 2-8 2019 年度のショートステイ利用の理由 (複数回答)



図表 2-9 利用理由上位 3 位までの件数

	第 1 位			第 2 位			第 3 位			1～3 位の 利用件数 合計
	選択数	%	利用件数	選択数	%	利用件数	選択数	%	利用件数	
疾病	5	10.2%	24	10	22.2%	598	8	21.6%	51	673
出産	1	2.0%	12	4	8.9%	10	4	10.8%	29	51
就労	11	22.4%	605	12	26.7%	156	5	13.5%	363	1124
看護・介護	0	0.0%	0	1	2.2%	9	7	18.9%	30	39
学校行事	0	0.0%	0	1	2.2%	2	0	0.0%	0	2
冠婚葬祭	0	0.0%	0	2	4.4%	5	4	10.8%	3	8
転勤・引越	0	0.0%	0	0	0.0%	0	4	10.8%	2	2
資格取得	0	0.0%	0	0	0.0%	0	5	13.5%	5	5
育児不安・ 育児疲れ	30	61.2%	1824	7	15.6%	133	6	16.2%	28	1985
その他	2	4.1%	151	4	8.9%	17	5	13.5%	47	215
総回答数	49			41			48			



4) 利用家庭が要支援家庭であった場合の市町村との連携について

ショートステイを利用する家庭が要支援家庭であった場合に、市町村とどのように連携を行っているか自由記述で尋ねたところ、日常的・定期的に市町村との連携を図っているセンターも多く、入念な事前協議が行われてショートステイを開始する体制を取っている機関もあることが示された。また、ショートステイ利用中の情報の共有はもとより、利用終了後の継続的な支援や家庭訪問などの積極的な関わりも行われ、継続的な家庭への支援を行う体制が取られているセンターもあることがうかがわれた。

図表 2-10 要支援家庭の利用における市町村との連携

カテゴリー名	自由記述（抜粋）	記述数
事前協議	利用前に情報共有を行い、抱えてしまった課題の支援について予め確認・検討しておく。	9
	行政から事前に詳細な情報を提供され、保護者が来所した際の様子や子どもの様子を、行政に情報提供する。	
利用中の状況の 情報共有	対応に関して事前に行政と留意点などを確認し、利用にあたっては親子の様子を注意深く観察して報告している。	20
	親の養育不安・育児能力の面で連携をとっているケースが多く、お預かりを通して子どもの様子等を心理を交え把握し、情報共有を行っている。	
利用後の継続支援	利用を通じて得たニーズやアセスメント情報をその都度、行政と情報共有することはもちろん、必要に応じて会議を調整し、関係機関で情報共有・支援方針（役割分担）を検討する。	9
	利用後には子どもや保護者の様子や得た情報について要対協で共有し、支援体制のさらなる充実を図る。	
要対協への参加・ 情報提供	要対協実務者会議の中で、ショートステイが必要と思われるケースに対して、積極的にショートステイ利用を勧めている。	12
	要対協に参加している市町とは常に情報を共有し、参加していない市町とは利用の前後で情報の共有を行っている。	
ケース会議	個別のケース会議への参加や各機関の役割の確認。	6
	家庭支援室や、子ども家庭センターと連絡を取り合い、情報共有。必要に応じてケースカンファレンスを実施している。	
日常的・定期的な 連携	年数回、行政にリスクの高い家族をリストアップして頂き、受け入れ体制を整えスムーズな利用となるよう情報交換・共有している。	9
	入所時の立会い、定期会議に出席し、情報共有する。	
契約に基づく連携	ショートステイ事業自体が市町村との契約になっているので、最初から支援に入ってもらっている。	4
家庭訪問	定期的なショートステイの利用の他、家庭訪問を依頼され、親子の支援を行っている。（月に1~2回程度の訪問）	6
その他	行政機関とつながっていない家庭の場合、相談機関の紹介を行う。	3
行政からの 情報不足	要支援家庭であっても、行政がこちらに詳しい情報をくれないこともある。	2

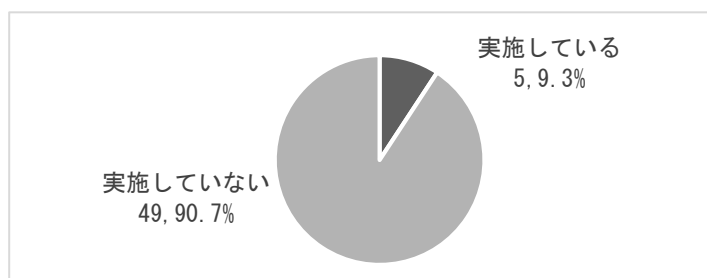
(2) 児童家庭支援センターが行う里親によるショートステイについて

1) 里親によるショートステイの実施状況

① 里親によるショートステイ実施の有無

里親によるショートステイは、5センター(9.3%)で実施されていたが、うち1センターは2020(令和2)年度より開始との記述であったため、4センターの回答をもとに集計を行った。事業の実施状況としては、2センター(50%)が、児童養護施設等の施設で受け入れができない場合に、里親に委託していた。

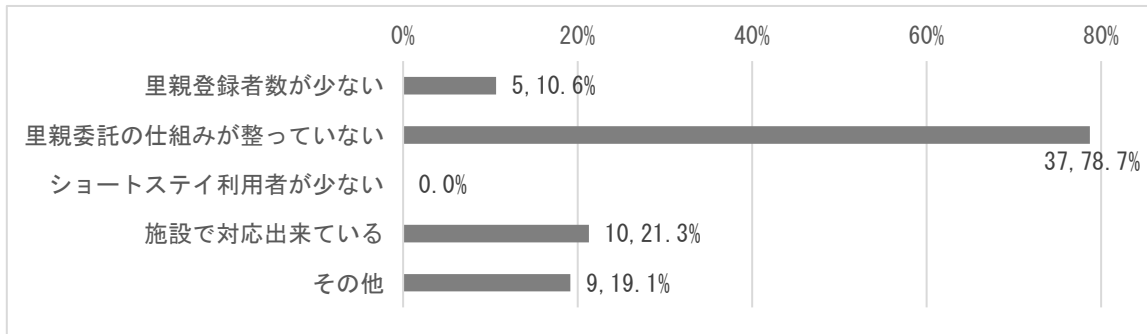
図表 2-11 里親によるショートステイ実施の有無 [n=54]



② 里親によるショートステイを実施していない理由

里親によるショートステイを実施していない児童家庭支援センターに対しては、その理由を尋ねたところ、多くの児童家庭支援センターが「里親委託の仕組みが整っていない」(78.7%)ことを理由として挙げた。今後の里親によるショートステイの実施の見込みについては、「わからない」という回答が半数以上で、「したいができない」とする回答も19.1%見られた。これらの理由として、自由記述からは、ショートステイは市町村の契約事業であり、行政側が里親に委託すると判断しなければ実施できないことや、児童相談所が里親に一時保護を委託するため、ショートステイに割り当てられないと判断していることなどが述べられていた。里親によるショートステイの開始にあたっては、市区町村や児童相談所との連携が不可欠であることがわかる。

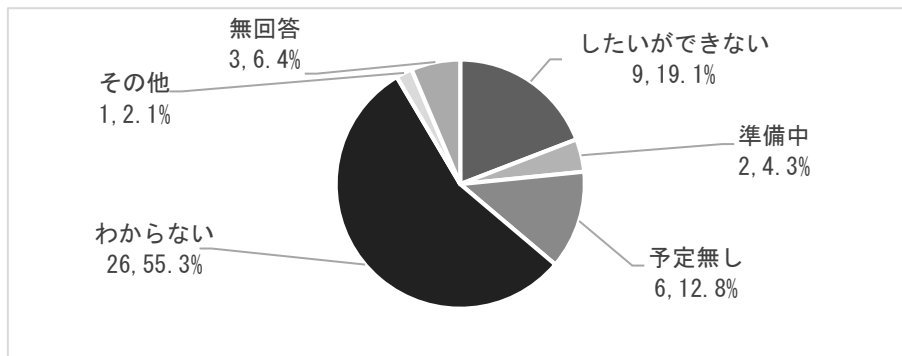
図表 2-12 里親によるショートステイを実施していない理由（複数回答） [n=47]



（図表 2-12 「その他」の内容）

市町村が里親への事業委託を行っていないから。／ショートステイ事業は市の事業であり、照会は市から来るため。／ショートステイ事業は市町村からの委託のため。／近隣4市との契約事業であるため。／県内の一部里親でショートステイを行っているが、当センターでは関与していない。／行政の判断するところであり、不明。／当方の知る限りでは本件について検討したことがありません。／要望がないから。／里親支援は主に本体の里親支援専門相談員が担っている。施設で対応できている部分もあるが、体制上の問題もある。

図表 2-13 里親によるショートステイ実施の見込み [n=47]



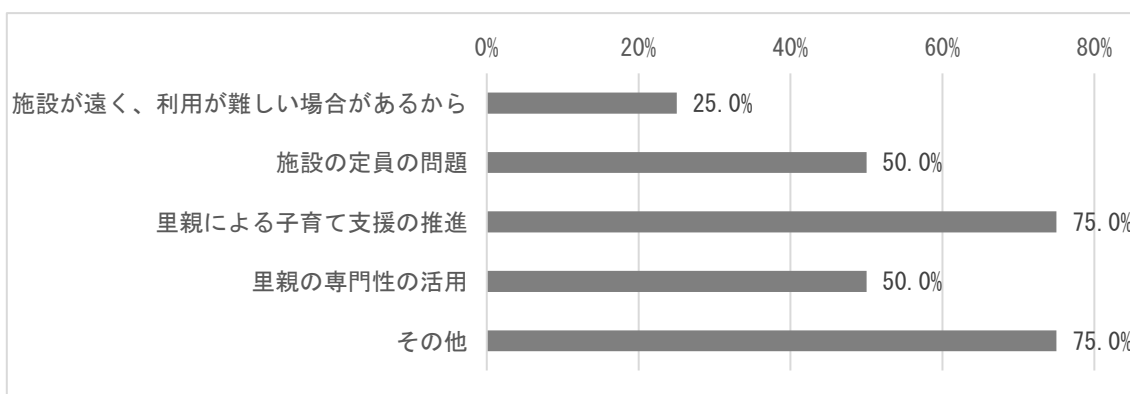
（図表 2-13 「実施したいができない」理由）

一時保護で里親が活躍しており、ショートステイへまわす余裕はないと児童相談所から言われたため。／ニーズがあれば対応したい。／行政と話し合いをしているが進まない。／仕組みが整っていないから。／登録数が少なく仕組みも整っていない。／里親の情報は県の児童相談所が一括して管理しており、地域の里親に関する情報を施設では把握していない。里親が少ない。

2) 里親によるショートステイ導入の理由

里親へショートステイを委託するようになった理由は、「里親による子育て支援の推進」を3センター(75%)が選択した。また、「その他」の理由として、「施設では2歳未満の受け入れができない」「施設では学校等の送迎ができない」など、施設の制約によるものが挙げられた。

図表 2-14 里親によるショートステイを導入した理由（複数回答） [n=4]



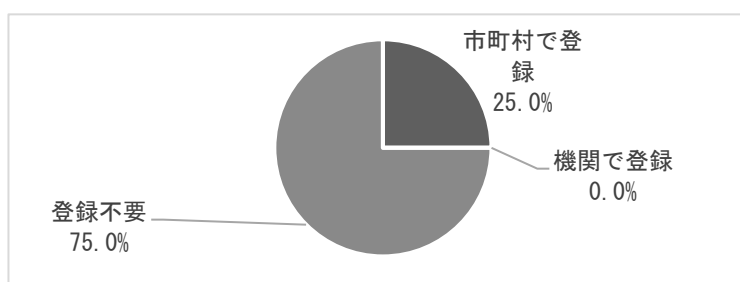
3) ショートステイを担う里親の登録について

① ショートステイを担う里親の登録手続きと活動形態

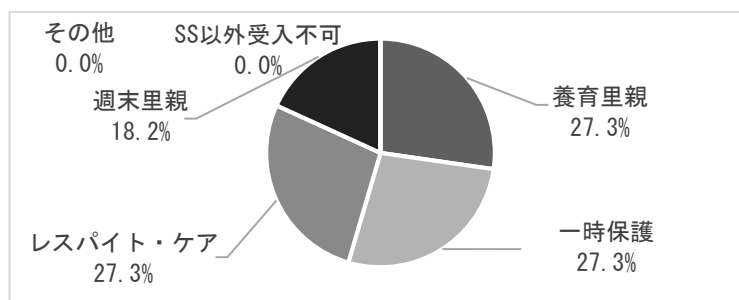
ショートステイを担う里親は、市区町村で登録が必要とするものが1センターのみで、3センターは登録不要であった。

ショートステイを担う里親の活動形態については、4センター全てが、ショートステイの他に養育里親や一時保護などの受託ができるとの回答であった。

図表 2-15 ショートステイを担う里親の登録手続き [n=4]



図表 2-16 ショートステイを担う里親が受託できる内容（複数回答） [n=4]



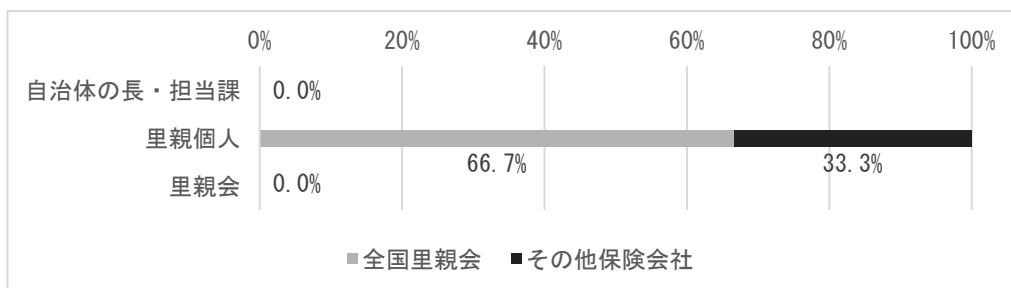
② ショートステイを担う里親の登録世帯数

ショートステイを担うことができる里親の数については、4センター中、1センターがファミリーホーム1か所、残りの3センターは里親14~29世帯で、いずれのセンターも「ショートステイを担う里親の少なさ」を課題として挙げている。

4) ショートステイ期間中の保険

ショートステイ期間中の保険については、3センターが加入しており、全て対人賠償・対物賠償の両方に加入して事故に備えており、保険の加入先は、全国里親会が2センター、その他の保険会社が1センターで、全て加入者は里親個人であった。

図表 2-17 保険加入者と加入先 [n=4]

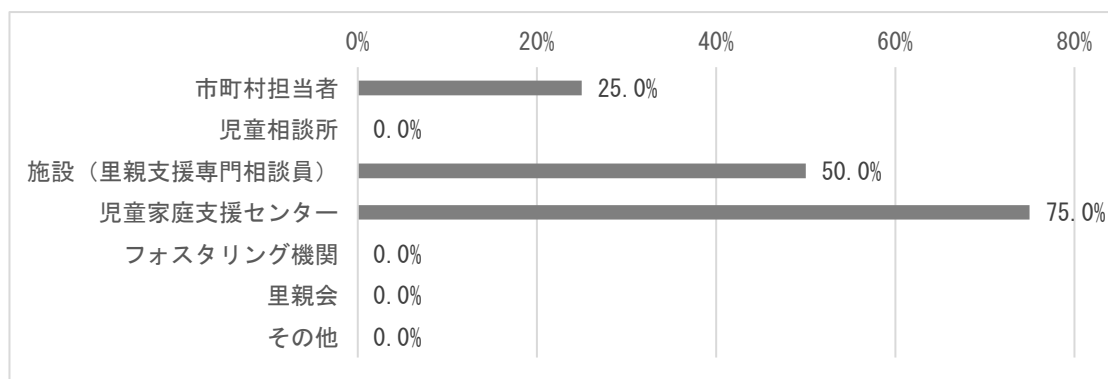


5) 里親によるショートステイの実施体制

① マッチング、連絡調整を行う機関

ショートステイの利用家庭と里親とのマッチングや連絡・調整を担う機関については、「児童家庭支援センターが行う」は3センターで、うち、1センターは児童家庭支援センターと市町村担当で協働して行っているとの回答であった。また、1センターは「施設の里親支援専門相談員が行う」と回答している。

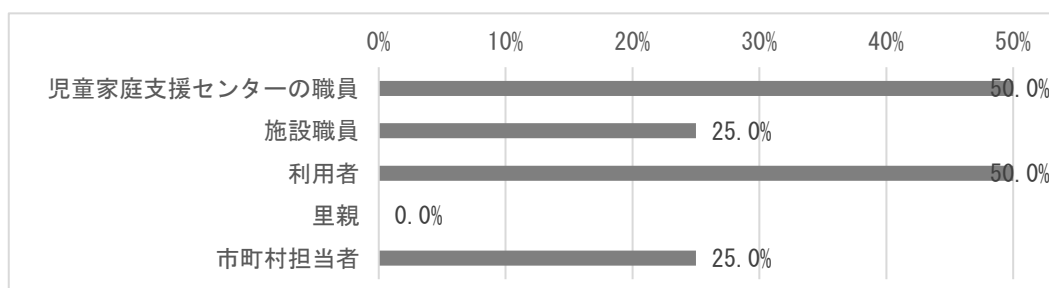
図表 2-18 マッチング、連絡・調整を行う機関（複数回答 [n=4]



② 送迎方法

里親宅までの子どもの送迎については、職員のみ、または利用者のみで送迎するところもあったが、児童家庭支援センターの職員と市町村担当者による送迎、児童家庭支援センターの職員と利用者による送迎など、複数で送迎している機関も見られた。

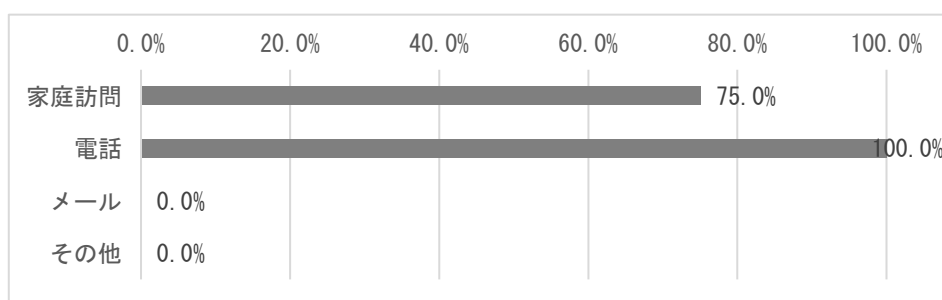
図表 2-19 送迎を行う機関（複数回答） [n=4]



③ 委託中の状況確認について

ショートステイ委託中の子どもの状況については、全ての児童家庭支援センターで確認しており、その方法は電話(4センター)に加え、家庭訪問(3センター)も行っている。

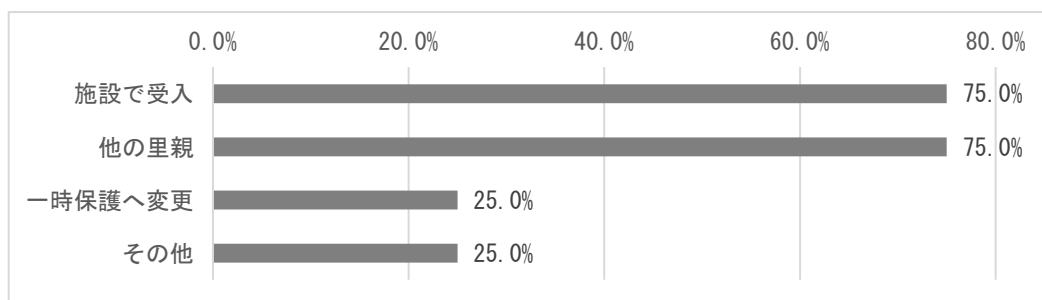
図表 2-20 状況確認を行う機関（複数回答） [n=4]



④ 緊急時の対応

緊急時の対応については、全ての児童家庭支援センターで夜間や土日でも対応可能な体制を取っている。委託中に緊急の事情で里親宅でのショートステイの継続が不能になった場合の対応としては、他の里親宅での受け入れの継続と、一時保護への変更を行う場合が同数で3件(75%)準備されていた。

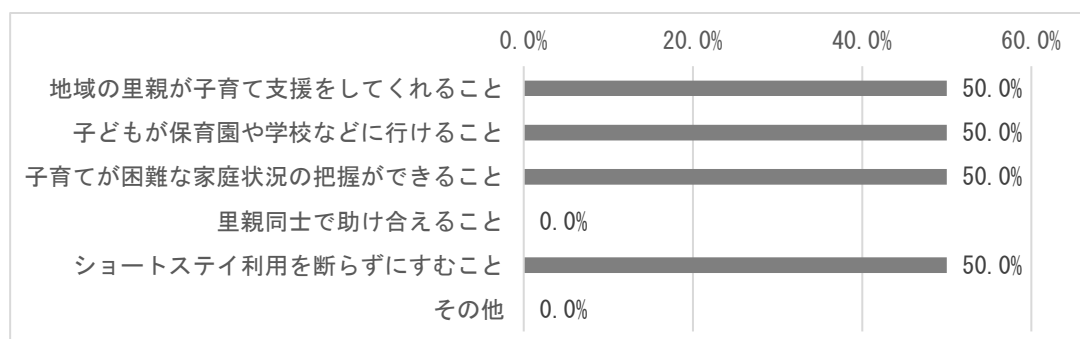
図表 2-21 里親の元でショートステイが継続できない場合の対応（複数回答）[n=4]



6) 里親によるショートステイを実施して良かったこと

里親によるショートステイ事業を実施して良かったこととして、「地域の里親が子育て支援をしてくれること」、「子どもが保育園や学校などに行けること」、「子育てが困難な家庭状況の把握ができること」、「ショートステイ利用を断らずにすむこと」が選択されている。市町村向けアンケートと比較すると、「子育てが困難な家庭状況の把握ができること」の割合が高く、特に継続的な家庭支援に向けての有効性が高く意識されている可能性が示された。

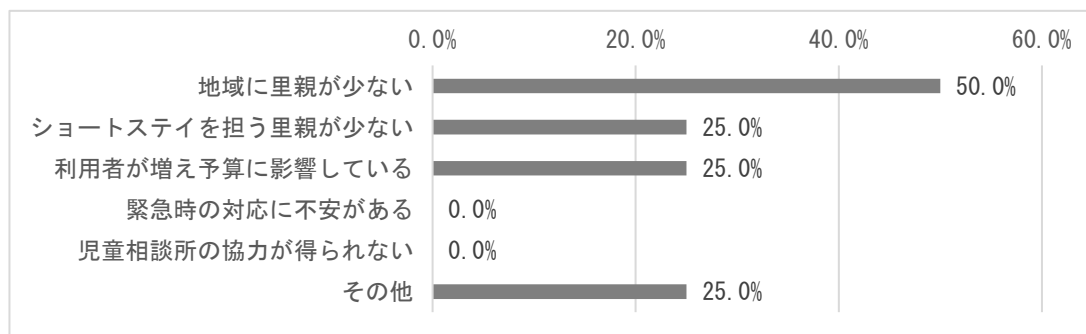
図表 2-22 里親によるショートステイを実施して良かったこと（複数回答）[n=4]



7) 里親によるショートステイにあたっての困難な点と課題

里親によるショートステイ事業の課題として、4センター中3センターが地域の里親及びショートステイを担う「里親の少なさ」を挙げていた。課題に関する自由記述からは、利用者のニーズと里親の受け入れ条件のマッチングの難しさ、行政と連携する上での苦労や賠償等が生じた際の里親への補償の明確化などの体制の問題が述べられていた。

図表 2-23 里親によるショートステイを実施して困難な点（複数回答） [n=4]



図表 2-24 里親によるショートステイを実施・継続する上で困難な点や課題（自由記述）

- ・利用者ニーズと里親の受け入れ条件が合わない場合も多く、調整（マッチング）が困難になることがある。
- ・マンパワーと行政からくる子どもの情報の不足。子どもの情報が乏しい中で、里親を決めなければならず、ショートステイにおいても少なからず不調があること。
- ・一時保護とショートステイが混同されて、保護者の申請前に行政主導で利用されることがある。
- ・受け入れ里親の確保、里親への賠償保証、現在は預かり児童への保証のみ、感染症を含め里親への保証が求められる。その際の費用負担の明確化。
- ・中学校区、小学校区に1世帯の里親がいると助かるが、なかなか増えない。

3. 市町村・児童家庭支援センターの両アンケートの集計から

(1) ショートステイ事業について

1) ショートステイ利用者の特徴について

ショートステイ事業を利用した家庭と子どもの特徴について自由記述で回答を求めた。市町村向けおよび児童家庭支援センター向けの両アンケートから、特徴を以下のようにまとめた。

① ショートステイ利用家庭の特徴

ショートステイ事業を利用した家庭の背景の傾向・特徴についての自由記述を、内容によって大カテゴリー・小カテゴリーに分類し集計した。

最も多く記述されていた内容は、「ひとり親」による利用であり、ひとり親で育児をサポートする親族が近隣に不在であること、そこに育児不安や就労等の他の問題が重複することでショートステイの利用に至っていることが示された。また、特に児童家庭センターからの回答で多かったのが「親の疾病・障害」による利用であり、特に親の精神的不安定・精神疾患が背景にある利用が多いことがわかった。「要保護児童・要支援家庭」による利用率も高く、中には利用家庭の9割以上が要支援家庭であるとする児童家庭支援センターも見られた。

図表 3-1 ショートステイ利用家庭の特徴のカテゴリーと記述数

大カテゴリー	小カテゴリー	市町村	児童家庭支援センター
育児不安・育児疲れ	育児不安・育児疲れ	5	10
ひとり親	ひとり親	18	31
家族形態	ステップファミリー・祖父母養育	0	4
	多子家庭	1	1
	若年の母	0	2
	介護	1	0
家庭の不安定性	家庭環境の不安定	0	3
	父母の不和、協力不足	4	1
身近な支援者の不足	身近な支援者の不足	11	8
要保護児童・要支援家庭	要保護児童・要支援家庭	4	8
	虐待リスク	2	8
親の疾病・障害	親の精神的不安定・精神疾患	9	16
	親の療養	3	5
	親の障害	3	2
子の状態	子の特性	3	1
	子の疾病	0	1
就労	就労	2	3
低所得世帯	低所得世帯	2	9
リピーター	リピーター	1	5
複合的要因	複合的要因	2	1
	養育力の不足	4	3
	ひとり親と親の精神的不安定	3	2
その他	行政との連携	0	2
	親子関係	1	0
	その他	1	1

図表 3-2 ショートステイ利用家庭の特徴の記述例

大カテゴリー	小カテゴリー	自由記述(抜粋)	回答
育児不安・ 育児疲れ	育児不安・ 育児疲れ	母親自身が育児不安、疲れのための利用がある。	市区町村
		育児負担軽減を目的とした計画的なレスパイト	児童家庭支援センター
ひとり親	ひとり親	ひとり親(母子)世帯で他に子どもを預かってくれる人がいない。	市区町村
		母子家庭で、母親が休日や祭日に仕事・研修・入院などがあり、子どもを他に預かってもらえる所が無いケース。	児童家庭支援センター
家族形態	ステップファミリー・祖父母養育	ステップファミリーで家族との折り合いが悪いなど。	児童家庭支援センター
	多子家庭	母(もしくは父)が多子を育てている家庭も多く、子育てに対する保護者のしんどさを感じる	児童家庭支援センター
家庭環境の不安定性	家庭環境の不安定	家庭環境が安定していないことが多い。	児童家庭支援センター
	父母の不和、協力不足	母が精神的に不安定かつ父は育児・家事に非協力的	市区町村
身近な支援者の不足	身近な支援者の不足	親族による支援が受けられない家庭が多い。	市区町村
要保護児童・ 要支援家庭	要保護児童・ 要支援家庭	9割以上が要保護要支援家庭であり、市、児童相談所が継続して支援している家庭。	児童家庭支援センター
	虐待リスク	過去に虐待通告のあった家庭で今も要対協を開催し定期的に見守りをしている家庭。	児童家庭支援センター
親の疾病・ 障害	親の精神的不安定・精神疾患	保護者の精神疾患が半数以上あり、恒常的に養育困難な状況にある家庭が多い。	児童家庭支援センター
	親の療養	保護が疾病等により入院する場合	市区町村
子の状態	子の特性	児に発達の特長あり	市区町村
就労	就労	週末の就労や夜勤のために利用する家庭が多い	市区町村
低所得世帯	低所得世帯	生活保護世帯	児童家庭支援センター
リピーター	リピーター	他に母子世帯、生活保護、若年の母がリピーターとなりやすい背景が見られる。	児童家庭支援センター
複合的要因	複合的要因	精神疾患があったり、養育力の低い保護者の利用が目立った。その場合、養育者に被虐待歴があったり、育った環境も悪いことが確認できた。	市区町村

② ショートステイを利用した子どもの特徴

ショートステイ事業を利用した子どもの特徴についての自由記述を、内容によって大カテゴリー・小カテゴリーに分類し集計した。

最も多く記述されていた内容は、「発達障害・発達特性」に関する特徴であった。実際に発達障害の医学的診断を受けている子どもや、未診断ではあるが発達障害の疑いや特性を強く持っている子どもの利用が多いことが示された。また、児童家庭支援センターからの回答では子どもの「心理学的課題」として、アタッチメントに関する問題が多く述べられている。これらの特徴から、ショートステイ利用時の対応に困難感を抱く場合も見られると考えられる。また、生活習慣の問題や虐待経験に関する記述もあり、不適切な養育環境の影響が目立つ児童も多いことが示されている。

図表 3-3 ショートステイを利用した子どもの特徴のカテゴリーと記述数

大カテゴリー	小カテゴリー	市町村	児童家庭支援センター
年齢	低年齢児	8	7
	高学齢児	0	1
発達に関する課題	発達障害・発達特性	11	26
	知的障害	1	4
	発達の遅れ	0	3
心理学的課題	アタッチメントの問題	2	12
	情緒的問題	0	6
	不登校	1	0
	医療的対応	0	2
養育環境	不適切な養育	3	4
	生活習慣の問題	1	6
	経験不足	0	2
	多子家庭	0	3
要保護児童	要保護児童	0	2
	虐待経験	0	5
その他	その他	0	1
特徴や問題はない	特になし	8	2

図表 3-4 ショートステイを利用した子どもの特徴の記述例

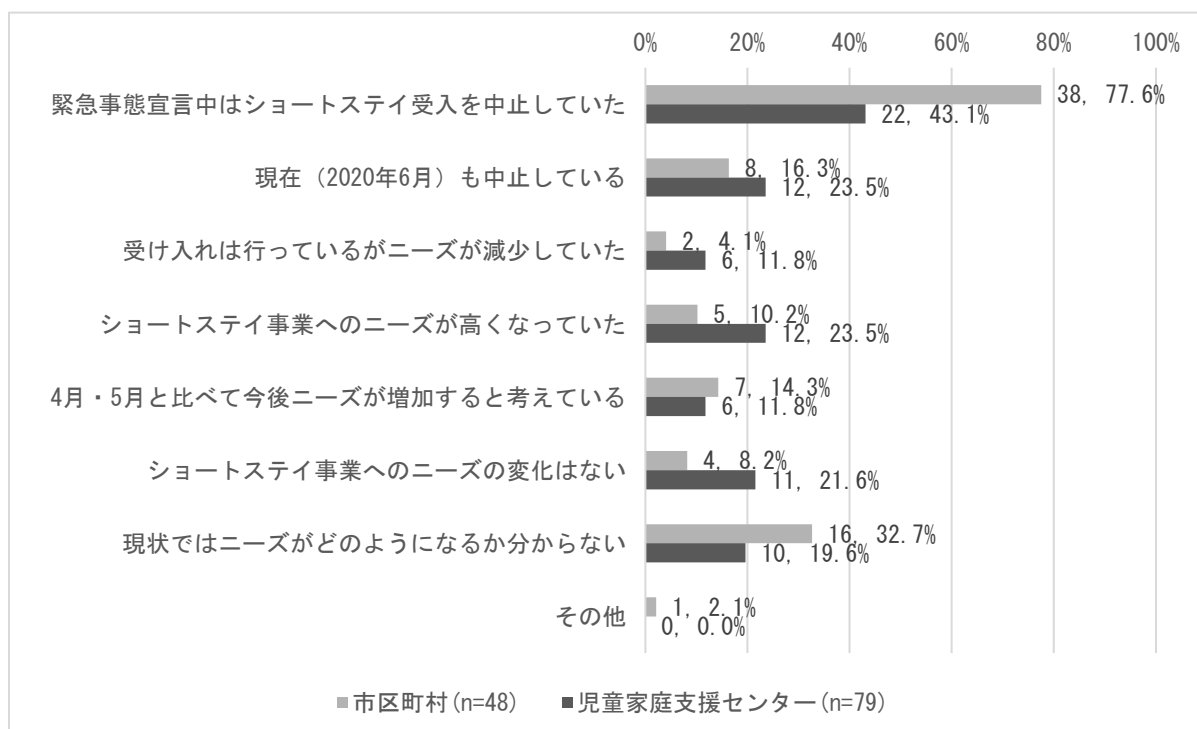
大カテゴリー	小カテゴリー	自由記述(抜粋)	回答
年齢	低年齢児	8割近くが未就学児童	市区町村
	高学齢児	低年齢(就学未満児～小学低学年)および高学齢(高校生)の二層	児童家庭支援センター
発達に関する課題	発達障害・発達特性	多動や衝動性など特性をもつ子が多い。	市区町村
		発達に課題を持つ児(おちつきがない、友だちと上手く遊べない、物事に過敏に反応する)の利用がある。	児童家庭支援センター
	知的障害	療育手帳を持っている子	児童家庭支援センター
	発達の遅れ	発達に遅れが見られる	児童家庭支援センター
心理学的課題	アタッチメントの問題	大きな声に怯えたり、表情が乏しいなどある。	市区町村
		親との愛着関係ができていない子が多く、心理的ケアを同時に行っている子もいる	児童家庭支援センター
	医療的対応	対人関係を円満に築くことが難しく、児童精神科へ通院もしくは児童デイサービスを利用している	児童家庭支援センター
養育環境	不適切な養育	適切な養育を受けていないことなどから、発達上の問題を抱えているケースが多い。	市区町村
	生活習慣の問題	家庭の養育力が乏しいことから、生活習慣等が身につけていない。	市区町村
	経験不足	未就学児においては、集団所属なしも多く、経験不足などが共通して見受けられる。	児童家庭支援センター
要保護児童	要保護児童	多くの子が要対協ケース。	児童家庭支援センター
	虐待経験	被虐待児	児童家庭支援センター

2) 新型コロナウイルス感染拡大の影響

2019(平成31・令和元)年度末より感染が拡大している新型コロナウイルスが、ショートステイ事業の実施に与えた影響について集計した。

市区町村からの回答では、38件(77.6%)と多くが緊急事態宣言中のショートステイの受け入れを中止しており、調査を行った2020(令和2)年6月時点でも中止している市町村も8団体(16.3%)確認された。児童家庭支援センターでは、比較的割合は少ないものの、やはり受け入れを停止しているところが一定数あり、感染症拡大が及ぼすショートステイ事業への影響も大きかったことが分かる。その一方で、「ショートステイ事業へのニーズが高くなっていた」と回答した市区町村や児童家庭支援センターもあり、ニーズと受け皿の大きなギャップを生む事態になっていたことが示された。

図表 3-5 新型コロナウイルス感染症拡大の影響（複数回答）



(2) ショートステイを担う里親のリクルートについて

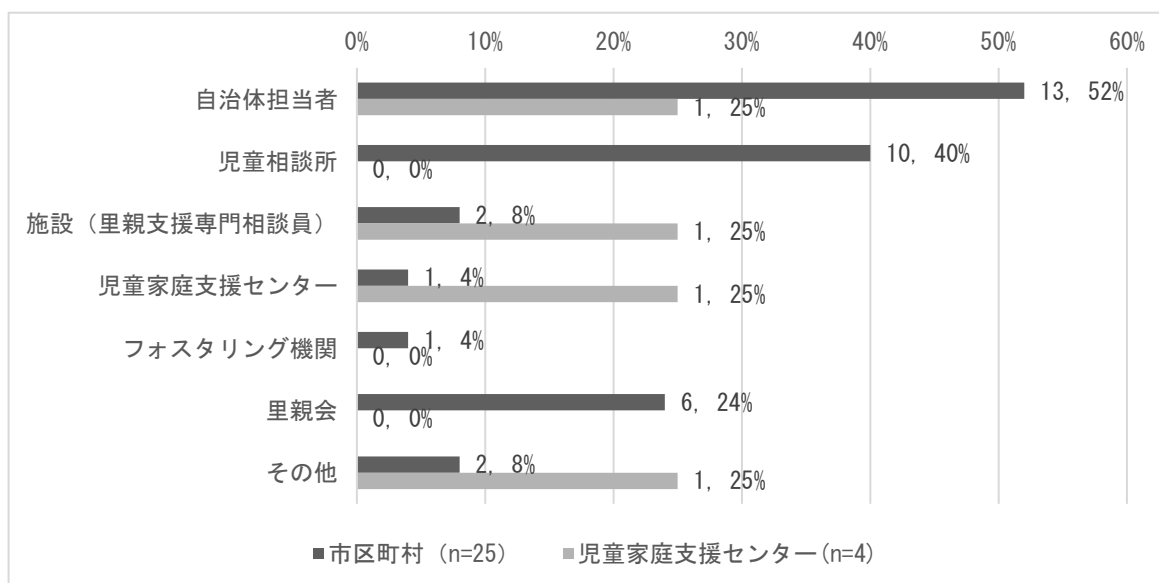
これまで述べてきたように、市町村・児童家庭支援センターともにショートステイを担う里親の確保が大きな課題となっている。ショートステイを担う里親をリクルートする機関は、市町村担当者や児童相談所が取り組んでいる地域が多くを占めている。また、市町村や児童相談所と里親会が連携してリクルート活動に取り組んでいる地域もあることが示された。

リクルート活動の方法は、チラシの配布(9 団体)、市町村発行の広報誌への掲載(7 団体)、説明会(5 団体)など、多様な活動が実践されている。その他の活動としては、里親会の定例会や里親会主催のフォーラムでの広報など、里親会と連携している機関も見られた。

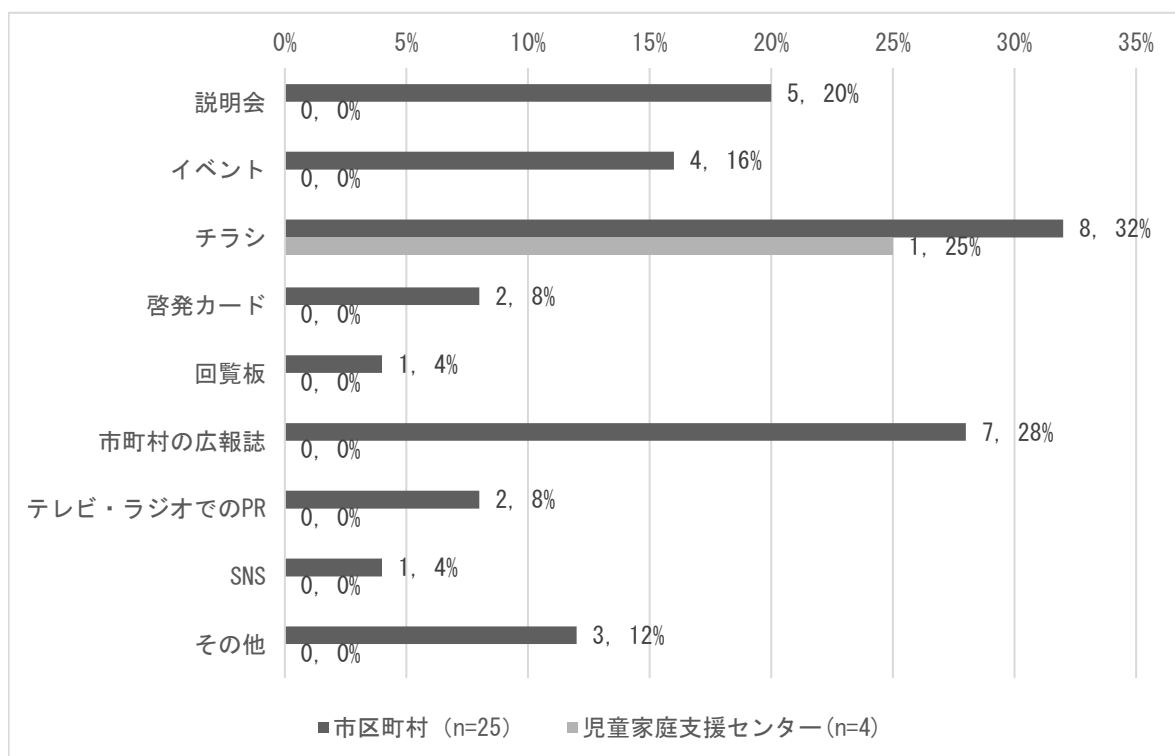
リクルートに関する自由記述からは、効果的であったこととして、里親会や里親のネットワークの活用、短期間なら里親として活動したいというニーズの開拓についても述べられている。

苦労している点として、里親登録希望者の掘り起こしの難しさや、マッチングの問題など、先に述べた困難点と一致する内容も見られた。また、国や県の主導が必要、先進的な取り組みを共有する体制が必要といった意見もいただいた。

図表 3-6 ショートステイを担う里親のリクルートを行っている機関（複数回答）



図表 3-7 リクルート活動の内容（複数回答）



4. アンケート調査に関する考察

1) ショートステイ事業の現状について

子育て短期支援事業におけるショートステイ事業(短期入所生活援助事業)は、2019(平成31・令和元)年度には882カ所の事業所でおよそ8.8万人が利用したとされている⁶。全国の事業所数は、2017(平成29)年度には797カ所、2018(平成30)年度には862カ所⁷と年々大幅な増加が続いており、ニーズの拡大が示されている。一方、本調査の対象となった市町村でも、2019(平成30)～2020(平成31・令和元)年度のショートステイ利用実績が75～77.1%であり、2年間利用のない市町村が14.5%あるなど、地域によってショートステイ制度の利用実態に差があることが示された。

ショートステイ利用の理由では、調査を通して「疾病」「就労」「育児不安・育児疲れ」が多かった。保護者の疾病や就労など、期間限定的に子どもの預かりをするニーズが高いが、恒常的な問題である育児への不安や負担感をもつ家庭を対象とした活用ニーズも同じく高いことが示された。ショートステイが活用されている地域では、育児不安や負担感から虐待やネグレクトへと繋がることを防ぐ重要な役割を担っていると考えられ、全国的にさらに積極的な活用を実現する体制が整備されることが期待される。

2) 里親によるショートステイ事業の実態について

ショートステイの委託先としては、児童養護施設や乳児院といった児童福祉施設が主要な対象であった。里親へのショートステイ委託は、今回の対象とした市町村のうちおよそ半数で行われており、実施している市町村では、乳児院と同程度の件数が里親家庭での受け入れが行われているなど、ショートステイの受け皿として活用されていることが示された。

市町村の規模ごとのショートステイ事業の委託先の集計からは、人口規模を問わず一定の割合で里親への委託が実施されていることが示された。また、地域において里親世帯数が4世帯以下と限られている場合でも、ショートステイ委託が実施されている市町村もあり、多様な市町村で実現可能であることが示された。

⁶ 内閣府子ども・子育て本部 子ども・子育て会議(第53回)資料7「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」及び「確保方策」について」
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_53/pdf/s7.pdf

⁷ 内閣府子ども・子育て本部 子ども・子育て支援制度説明会資料1「令和3年度における子ども・子育て支援新制度に関する予算の状況について」
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/r030226/pdf/s1_1.pdf

里親によるショートステイの導入理由としては、里親の専門性を活用したいなどの積極的な理由に加えて、市区町村内にショートステイを受け入れる施設がない、施設の定員が限られているなど、地域でのショートステイ受け入れ数の問題があったことが挙げられた。市区町村内に施設がある市町村のなかでも62.5%が里親によるショートステイを導入していることや、里親へ委託して良かったこととして「利用を断らずにすむこと」が最も多く挙げられていることから、年々増加するショートステイの受け入れニーズと比較し、各地域での受け皿は限定されている課題は地域を問わず生じているが、里親家庭の活用が1つの解決策となりうると考えられた。

また、他にも里親によるショートステイを実施して良かったこととして、「子どもが保育園や学校などに継続して通える」など、子どもの生活の連続性を確保できる点も多く挙げられていた。対象となる子どもが生活する地域にいる里親は、ショートステイの委託中のみに限定されない、継続した家庭との繋がりを持った支援の場となり得ると期待されていた。このような点は、設置数が限られており、時には送迎の時点から問題となるなど、利用家庭との距離があることが多い施設での受け入れとは異なる、里親へのショートステイ委託独自の利点であると考えられる。

3) 里親によるショートステイの運用について

里親によるショートステイの運用にあたっては、申し込みから里親とのマッチング・委託開始から終了まで一貫して市町村独自で行っている形態が多く、64%を占めていた。他には、施設の里親支援専門相談員、児童家庭支援センター、里親会等への委託が行われていた。里親によるショートステイの運用として、最も多く基本となるのは①市町村が取り組むモデルであると考えられるが、他にも、②児童家庭支援センターとの協働によるモデル、③施設の里親支援専門相談員との協働によるモデル、④フォスタリング機関との協働によるモデル、⑤里親会との協働によるモデルなど、いくつかのパターンがあることが示された。それぞれのモデルにおいて、運用上の利点や課題が異なる可能性があるため、今後ヒアリング調査を行い、詳細を明らかにすることとしたい。

里親によるショートステイを運用する際の課題として、もっとも多く挙げられていたのは、担い手となる里親の数の少なさであった。里親のリクルートにあたっては、市町村と児童家庭支援センター、児童相談所等の関係機関が連携するとともに、里親会との協働も行われていたが、どの地域でも難しさがあることが示唆された。他の民間団体等、多様な団体も巻き込んだ活動など、より有効なリクルート方法を地域間で共有していく仕組みなどが期待される。

また、ショートステイ委託中に生じる緊急事態への対応も課題として挙げられる。里親への委託にあたって、保険の契約が行われているのは市町村からの回答では6割に留まっていた。また、委託中の状況確認が行われていない市町村や、委託の継続が困難である事態が生じた場

合の対応が定められていない市町村もあることが示された。また、そのような緊急事態が発生することを懸念して、利用家庭と委託先の里親のマッチングに困難を感じる場合があることも示された。地域に受け入れ可能な里親世帯があったとしても、子どもや家庭の状況によってはショートステイの委託先から除外されるケースもあると考えられるため、委託中の十分な見守りや支援を行う体制を確保することが重要であることが示唆された。行政の中での予算や人員等の限界によるものもあると考えられるが、このような後方支援や緊急対応の体制を整備してゆくことが、今後の事業の安定的継続において求められる課題であると考えられた。

4) ショートステイを利用する子ども・家庭の特徴について

本調査では、里親への委託に限定せず、児童養護施設等などへの委託も含めてショートステイ利用を行った子ども・家庭の特徴について自由記述による回答を得た。

子どもの特徴として示されたのは、①低年齢の児童の利用が多いこと、②不安定な養育環境で育った児童や被虐待経験を持つ児童の利用が多いこと、③アタッチメントの問題など情緒的・心理的課題を抱える児童が多いこと、そして④発達障害など発達に関する課題をもった児童が多いことであった。中でも、特に④についての回答が多く、里親家庭へのショートステイの委託にあたっては、発達障害への対応に関する研修を充実させることや、子どもの特性を理解した環境との適合性について配慮したマッチングを行うことなど、検討すべき点が多くなることが考えられる。また、ショートステイを利用する子どもの中には、児童相談所等での医学的診断・心理診断を経ていないケースも多いことから、里親家庭の中での子どもの行動から初めて発達の偏りに気づき、予期されていない困難が生じる場合なども考えられ、委託中の児童への対応の相談などのバックアップ体制の重要性も大きいと予想される。

ショートステイを利用する家庭の特徴としては、①ひとり親など身近に頼ることができる支援者が不足している家庭、②特に精神的な疾患・障害をもつ親の家庭、③虐待のリスクがあり要支援家庭として見守りが行われている家庭、④育児不安・育児疲れ、⑤低所得世帯などが挙げられた。また、これらの要因は単独で見られるだけでなく、精神疾患を抱えたひとり親の経済的に困窮した家庭など、複数の要因が複合して生じている家庭の利用が多く、結果として繰り返しショートステイの利用に至るリピーターも一定数いることが示された。このような、すぐには解決の目処が立たない複合的な困難を抱える家庭に対して、地域の中の身近にいる里親は、単発のショートステイ期間に限定されず、継続的な見守りや支援を行っていく身近な援助者としての役割を担っていくことが期待されていると考えられる。一方、精神疾患などによる精神的不安定さを始め複雑な背景を持つ家庭との関わりが任されることから、委託先の里親にとって保護者対応が大きな負担となる場合も懸念されていた。里親と利用家庭の関係を繋ぎ調整することが支援には

不可欠であり、複合的な課題を持つ家庭の対応が生じる事を考慮し複数の支援機関が連携した里親支援体制を取ることも重要になると考えられる。

5) まとめ

以上、本調査で得られた結果のうち、特徴的であった点のいくつかについて考察を述べた。里親によるショートステイについて、全国的にはまだ利用は限られているが、活用されている地域では、ニーズが増大している子ども家庭支援の重要な受け皿として機能していることが示された。また、身近な場で子どもや家庭の継続的な援助が期待されるなど、児童養護施設や乳児院への委託とは性質の異なった、里親だからこそ可能な支援の場となることへの期待が示された。里親のリクルートの課題や里親の養育の質の向上のための研修、調整役の必要性、後方支援体制の整備など、安全かつ効果的なショートステイを実現するための課題を乗り越えることができれば、今後の地域の中で子ども家庭支援の要となると考えられる。

なお、今回の市町村への調査は全数調査ではなく、里親によるショートステイの実施の可能性があると把握できた市町村のみを対象としていること、児童家庭支援センターからの回収率も60.9%に留まっていることから、結果として示されている数値の解釈には注意が必要である。今後は、他の市町村にも対象を広げ、ショートステイ事業自体への困難点や解決法など、より幅広いデータから検討を重ねる必要がある。また、ショートステイ事業をテーマとした調査や研究がそもそも限られており、実態の理解に関する知見が積み重ねられていないことも大きな課題である。今後も、身近な子育て支援の場としてショートステイ事業がどのような役割を果たすことができるのか、さらなる検討を重ねる必要があると考えられる。

【分析協力者・考察：九州大学大学院 准教授 小澤 永治】

＝コラム＝ 予備調査の結果から～短期預かりの多様性～

予備調査ではインターネットで全市町村の子ども・子育て支援事業計画の子育て短期支援事業（ショートステイ）の項目を確認した。その中で、施設や里親委託以外の方法で短期預かりを実施・対応している市町村が確認できたため、紹介する。

➤ 「協力家庭（養育協力員）」による短期預かり

ショートステイの実施施設に「協力家庭」を挙げた市町村は 14 団体であった。

市町村の定める登録要件（例えば、子育て支援関係の有資格者やファミリー・サポート・センター協力会員、住居要件や年齢など）を満たし、市町村の指定する研修を受講した者が、「協力家庭」として認定され、ショートステイを利用する子どもを受け入れている。

➤ 緊急サポートやファミリー・サポート・センターによる短期預かり

ショートステイのニーズに対し、緊急サポートやファミリー・サポート・センターの宿泊で対応する市町村は 72 団体であり、該当する市町村が集中している県の緊急サポート本部に詳細を聞くことができた。

当センターでは一時預かりや病児保育のほか、宿泊のサポートを実施しているものの、実際に市からショートステイの依頼を受け入れたことは無い。緊急サポートやファミリー・サポート・センターを利用する場合、利用料の助成は無く、利用者の費用負担が大きくなることが背景にあるとのことであった。サポーターは「子どもや子育て中の方のために何かしたい」という思いで活動されており、機会があれば、里親登録を希望される方もいるのではないかと、とのことであった。

「みんなで里親プロジェクト」では、2018(平成 30)年度から福岡ファミリー・サポート・センター本部の協力のもと、ショートステイ事業の周知と里親のリクルートへの協力依頼を行っている。2020(令和 2)年度末までにミニ講座を9回実施し、56 名参加、うち 37 名は「里親登録に関心がある」と答えている。また、ファミリー・サポート会報誌に年 2 回、チラシを同封しており、そこから 21 名「里親って？カフェ(説明会)」に参加された。これらの活動から 7 名が児童相談所の研修に参加され、2名が登録につながった。

ファミリー・サポート・センターの提供会員(預かる側)は、「フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン」(平成30年7月6日厚生労働省子ども家庭局長)において示されている里親リクルートのターゲットと合致する方も多く含まれ、ファミリー・サポート・センターとの連携による里親リクルートは有効な方法であると考えられる。

西区・早良区にお住まいの

ファミリー・サポート・センター会員のみなさまへ



福岡市西区をモデル地区とした、里親普及と里親による子どものショートステイの仕組みを作るプロジェクト『みんなで里親プロジェクト』からのお知らせです。

【みんなで里親プロジェクト】では、**1.みんなで里親を「里親」する、2.みんなで「里親のなり手」を増やす、3.みんなで「里親育てのチーム」になり、橋を支える、**の3つの目標に取り組んでいます。


日頃から地域のなかで子育ての相互支援をしておられるファミリー・サポート・センターの会員の皆様にも、ぜひ、里親制度やショートステイの仕組みをご理解いただき、担い手、支え手となっていただければ、ありがたく存じます。

西区の子育て支援の取り組み**【みんなで里親プロジェクト】**にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【みんなで里親プロジェクト実行委員会】

(福岡市社会福祉協議会、福岡市西区役所、こども総合相談センターえが石館、九州大学、福岡市里親会、西区民生委員・児童委員協議会、認定NPO法人SOS子どもの村 JAPAN)

『里親って?カフェ』に参加されませんか?




里親制度や子どもショートステイについて知っていただき、気軽にご質問やご相談をして頂ける機会として、定期的に**『里親って?カフェ』**を開催しております。

また、皆様の集まりでお話をさせて頂く**里親出前講座『里親の小さなお勉強会』**も承ります。その他、里親や子どもショートステイについて、内容、登録方法などの詳細、気になること、お尋ねなどがございましたら、お気軽に下記問合せ先にご連絡ください。Zoom を利用したオンラインでの個別説明も承ります。

私達に活動ついて最新情報は、「みんなで里親」Facebook ページをご覧ください。
(『里親って?カフェ』のゲスト参加やオンラインカフェ開催、里親情報について発信しております)

●**問合せ先 みんなで里親プロジェクト実行委員会 事務局**
福岡市子ども家庭支援センター「SOS子どもの村」
福岡市中央区赤坂 1-3-14 3 階 (TEL) 092-737-8655
担当：みんなで里親担当



「みんなで里親」
Facebook ページ

●**『里親って?カフェ』 開催予定**

1月29日(金) 10:00~12:00 西区役所 3F 大会議室 B
2月25日(木) 13:30~15:30 西区役所 3F 大会議室 A
3月18日(木) 13:30~15:30 西区役所 3F 大会議室 A

新型コロナ状況等により、やむを得ず中止する場合があります。
事前予約のご協力をお願いいたします。



みんなで
里親
プロジェクト

2020年度独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業

第Ⅲ章 里親によるショートステイに関するヒアリング調査

1. 里親によるショートステイの実施形態について

アンケート調査の結果、以下のように、里親によるショートステイは大きく4つのモデルに分けられた。各モデルについて、概要を以下のようにまとめた。

- 市町村が取り組むモデル
- 市町村と児童家庭支援センターの協働モデル
- 市町村と施設の里親支援専門相談員の協働モデル
- 市町村と里親会の協働モデル

(1) 市町村が取り組むモデル

市町村へのアンケート調査の結果、ショートステイの利用申請から委託する里親のマッチング・調整、終了までの一連の流れを全て行っている市町村は16団体で、集計結果の概要は以下のとおりである。

- 市町村内に児童福祉施設がない…12 団体
- 市町村内に児童家庭支援センターがない…15 団体
- ショートステイ里親登録世帯数が一桁である…15 団体
- 2019(平成31・令和元)年度の里親によるショートステイ実績がある…10 団体
- ファミリーホームに委託している…4 団体(全て市町村内に児童福祉施設がない)
- ショートステイを担う里親のリクルートに里親会が協力している…5 団体

半数以上の市町村が何らかの形でファミリーホームや里親会などと連携していることから、市町村が里親によるショートステイ事業を開始する際は、単独で実施するよりも、事業に理解を示し、協力を得られる地域資源を開拓・確保し、開始することが有効と考えられる。

また、各市町村の第1期・第2期子ども子育て支援事業計画を確認した結果、2019(平成31・令和元)年度の実績が無い、もしくは少ない市町村でも、ショートステイの提供量を一定数確保しており、確保の方策として「児童虐待防止を目的とした緊急的な利用等に対応している」「家庭や地域の子育て機能の低下等に伴い、児童の一時的な受け皿が必要とされている」「要保護児童を支援するための必要不可欠な事業」「身近な地域でのサービスの提供」「必要な方が利用できるよう、さらなる事業の周知(2 団体)」が述べられていた。

これらのことから、ショートステイは虐待防止や親子分離に有効な地域の子育て支援サービスとして認識されており、施設や児童家庭支援センターなどの資源が乏しくとも、市町村が主体となり、地域の社会資源の一つである「里親」によるショートステイを導入し、現在も継続されていると考える。

(2) 市町村と児童家庭支援センターの協働モデル

アンケート調査の結果、当モデルに4センターが該当し、調査結果の詳細については、第Ⅱ章-2を参照いただきたい。法人の規模や児童家庭支援センターの機能により、里親によるショートステイへの関わり方も様々であった。

ヒアリング調査では、フォスタリング機関である児童家庭支援センター1センターと里親会事務局を兼ねる児童家庭支援センター1センターにヒアリング調査を実施した。

(3) 市町村と施設の里親支援専門相談員の協働モデル

アンケート調査の結果、当モデルには市町村1団体が該当した。また、施設と同法人の児童家庭支援センター1センターからの回答が当モデルに該当した。

(4) 市町村と里親会の協働モデル

アンケート調査の結果、当モデルに市町村 2 団体が該当したが、ヒアリング調査への協力は難しいとの返答であった。当モデルに該当する市町村の里親会の方から話を聞くことができたため、一つの方法として紹介する。

ショートステイ事業における里親会の役割は、委託する里親のマッチングであり、市と里親会で図表Ⅲ-1のように連携しながら、里親によるショートステイを実践している。

なお、ヒアリングに応じてくださった方は、実際に里親としてショートステイを受託し、ショートステイを通じて要支援家庭のサポートをしておられた。ショートステイは「虐待の予防」に大きな役割を果たし、里親が地域の子育て世帯をサポートすることは非常に意義があると話されていた。

図表Ⅲ-1. 里親によるショートステイの流れ

① 市から里親会へ委託先の紹介依頼

…市から里親会へ、ショートステイ利用者の居住地区や年齢・利用時期などの概要が示され、委託可能な見込みのある里親の紹介依頼が入る。

(※この段階で個人情報の提供はない)

② 里親会によるマッチング

…委託できる里親は里親会の会員に限られる。里親のショートステイ受託の希望調査結果や里親の状況を踏まえ、委託する里親の候補を挙げ、市へ情報提供する。なお、長期間や繰り返しの利用の場合は複数名の候補を挙げている。

③ 市による里親によるショートステイの調整

…里親会から提供された情報をもとに、市が里親へ連絡・調整を行い、受託する里親に直接ショートステイ利用者の情報の詳細を伝える。

④ ショートステイ実施期間中

…送迎方法や緊急時のことは、里親と保護者で直接やり取りする。

2. ヒアリング調査について

(1) ヒアリング調査対象機関

前述の4つのモデルの中で、より具体的に調査したい市町村や児童家庭支援センターを選定し、調査協力の承諾を得られたところに対して、ヒアリング調査を実施した。

図表Ⅲ-2. ヒアリング調査実施機関

モデル	調査協力機関	調査実施日	調査方法
市町村が取り組むモデル	埼玉県朝霞市	2021(令和3)年 2月2日	Zoom
市町村と児童家庭支援センターの協働モデル	児童家庭支援センター はるかぜ	2020(令和2)年 11月27日	Zoom
市町村と児童家庭支援センター兼里親会事務局の協働モデル	児童家庭支援センター パラソル	2020(令和2)年 12月11日	電話
市町村と施設の里親支援専門相談員の協働モデル	名古屋市	2021(令和3)年2月	書面

(2) ヒアリング調査項目

ヒアリングに際しては、各機関のショートステイ担当者から以下の内容について聞き取りを行った。

- ① 基本情報・概要
…地域の子育て環境や支援の特徴、職員体制、里親によるショートステイ事業実施までの経緯、里親委託の仕組みの見直しや関係機関との意見交換について
- ② 実践内容
…里親によるショートステイのマッチングについて、利用家庭に関する情報共有について、預けられる子どもへの説明について、子どもの送迎方法、緊急時対応、後方支援の確保、フォローアップについて
- ③ 里親リクルート・登録
…事業の周知方法、里親登録者数、里親の活動形態と情報共有
- ④ 里親によるショートステイ事業の効果と課題

※ヒアリング内容の詳細については、巻末資料のヒアリング調査協力依頼文及びヒアリング調査質問票を参照されたい。

3. 市町村が取り組む里親によるショートステイ

朝霞市こども健康部・こども未来課(埼玉県)

前述のアンケート調査によると、朝霞市はショートステイ事業の委託先は里親のみであり、2019(平成31・令和元)年度のショートステイの実績は29件で、利用家庭と里親のマッチング・調整からショートステイ期間中の支援、ショートステイを担う里親のリクルートなど、里親によるショートステイに関する業務全般を朝霞市の担当者が担っている。また、市のホームページ上で毎年、本事業の評価及び課題が公表されており、これらを参考にヒアリング調査の協力を依頼した。担当係長と担当者がオンラインツール(Zoom)による調査に応じてくださった。

(1) 朝霞市の概況

1) 朝霞市の特徴

朝霞市は埼玉県さいたま市から9km、都心から20kmに位置し、面積は18.34km²、人口142,073人、18歳未満児童23,055人、若い世代の流入と子育て世代が多いことが特徴である⁸。



図表Ⅲ-3. 朝霞市の位置

2) 朝霞市の子育て環境や支援の特徴

朝霞市では「このまちで育つてよかった 育ててよかった 子育て・子育てのよろこびをわかちあえるまち 朝霞」を基本理念に子育て支援施策に取り組んでいる。以前は保育園の待機児童が多かったが、整備を進め、現在は減少傾向にある。2019(令和元)年10月には市内6館目の児童館がオープンし、中高生世代の居場所として利用が増えている。2019(平成31・令和元)年度の被虐待児童数は311人(前年度247人)、児童虐待対応件数は3751件(前年度2848件)、ともに増加傾向にある。養育里親は23世帯、委託里子数は4人(2021(令和3)年1月末時点)である。所沢児童相談所の管轄区域で、市内に児童福祉施設が設置されていない。

⁸ 朝霞市ホームページ <https://www.city.asaka.lg.jp/> (最終閲覧日: 2021(令和3)年5月28日)

(2) 朝霞市における本事業の概要

1) 職員体制と業務内容

こども未来課は職員 15 人、うち児童相談に携わる職員は 5 人(係長、保健師 2 名、社会福祉士 1 名、事務職 1 名)で朝霞市を二分割した地区担当制を取り入れ、保健師と社会福祉士、保健師と事務職がペアになり、係長が統括している。ショートステイの相談があった場合は、各地区担当者が対応している。

2) 里親によるショートステイ事業に取り組むようになった経緯

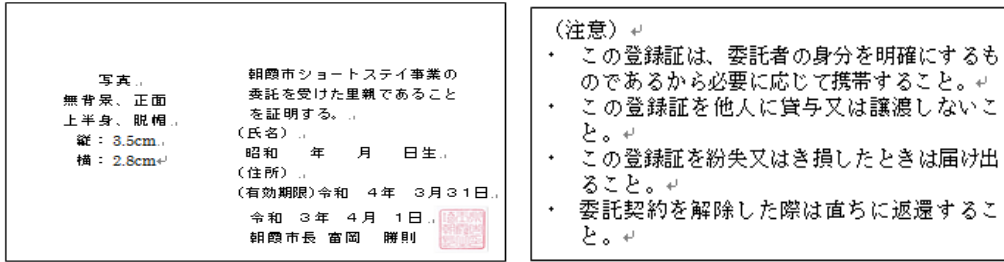
里親に委託するに至った背景としては、朝霞市に施設が無かったことが大きい。遠方の施設でのショートステイの利用は、子どもたちには大きな環境の変化が、保護者には送迎が負担になっていた。養育の力がある地域の里親にショートステイを委託することで、保護者の負担を軽減しながら、子どもたちは普段の生活と大きく変わらず、温かい家庭環境の中で過ごすことができ、誰でも利用しやすい制度の実現が可能になるのではないかと考え、こども未来課を中心に事業を推進した。この事業を実現するにあたり、地域の中でこの事業に賛同してくれたベテラン里親の存在も大きかった。

本事業は 2006(平成 18)年度から開始し、2009(平成 21)年度までに 3 世帯がショートステイを担う里親に登録したが、その間の実績はなかった。2010(平成 22)～2013(平成 25)年度は 1～5 件の委託、2014(平成 26)年度からはひとり親世帯の出張やレスパイト・保護者の精神疾患などの理由で、複数回利用されるケースが増加している。

3) 仕組みの見直しや関係機関との情報交換について

仕組みは基本的には変わっていないが、里親の要望で子どもの送迎時に使用できる身分証(図表Ⅲ-4)を作成したり、保護者の要望で持ち物リストを作ったりするなど、その都度改善している。情報交換については、児童相談所の里親委託推進委員会や里親会主催の研修会・情報交換会に参加して、各関係の方や里親と意見交換をしている。また、ショートステイを委託するにあたって、児童相談所の担当者の見立てを聞くこともある。朝霞市のショートステイ事業は里親で実施していることから、国・県からの予算補助が無く、市と保護者の負担で実施しており、利用者の増加により予算にも影響している。2021(令和3)年度の制度改正により、市から直接里親委託が認められるため、予算補助はありがたい。

図表Ⅲ-4. ショートステイを担う里親の身分証



(3) 里親によるショートステイの実践内容

1) 里親によるショートステイの調整について

調整の際、委託する子どもの年齢には配慮しており、特に0歳児を受け入れる場合はベテラン里親へ委託するようにしている。また、複数回利用する家庭に対しては、同じ里親に委託するように配慮している。今のところ、実子がいる里親登録者はいないが、今後、実子がいる里親に委託する場合は、実子の負担に配慮したいと考えている。マッチングにあたっては、里親の気持ちに耳を傾け、里親の気持ちを尊重するように心がけている。これまで保護者や子どもの難しさから、里親に委託できなかったケースは無く、「いつでも、だれでも受けますよ」と言ってくださるベテラン里親のサポートがあり、事業が進められている。

2) 利用家庭の情報の共有について

ショートステイ委託契約の時に、里親には守秘義務を課しているため、安心して情報共有している。要支援家庭の場合、里親には利用に至る経緯を伝え、また、里親が委託中の様子や心配な点はこども未来課へ報告して下さるため、その後の支援にも結び付いている。

利用家庭の傾向は、約半数がひとり親世帯で保護者の就労による利用、残りの半数が育児疲れによる利用、全体の約4分の1が要支援家庭で長期的に関わっているケースで、全体的にショートステイ利用前からこども未来課が支援しているケースが多い。急にショートステイ利用を希望されるケースは少なく、その場合は、保護者の急な入院や病気を理由とすることが多い。





3) 預けられる子どもへの説明について

基本的には利用前に保護者から子どもへ説明するようにしている。子どもが「里親」を理解できない場合は、「知り合いのおじさん・おばさんの家に泊まってね」など、子どもが分かりやすい説明をするようにしている。過去には、急な入院を要する保護者が、子どものことが心配でショートステイ利用を躊躇していたため、こども未来課の職員が子どもへ「お母さんを少し休ませてあげようね」と説明し、子どもが納得したことで、安心して利用できたケースもあった。

4) 子どもの送迎について

初回利用の場合は、事前に職員が保護者と子どもを里親宅へ送迎し、顔合わせを行う。ショートステイ利用開始日と終了日は基本的には保護者による送迎とし、特別な事由がある場合は、職員が送迎代行する場合もある。里親と保護者が面識を持つことにより、保護者が安心して利用でき、中には里親が保護者の心理的支援を行い、育児がうまくいっている事例もある。デメリットとして、対応が難しい保護者の場合、里親に精神的な負担をかけることや保護者からショートステイ以外のことを求められるリスクもある。また、里親の中には近所の方に里親であることを知られたくない方もおり、委託の際には、里親の気持ちを一番に考えて対応している。

図表Ⅲ-5. ショートステイ利用者に向けた説明資料

 ショートステイをご利用の方へ 	 今回のショートステイについて 
<p><持ち物チェックリスト></p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 子どもの健康保険証<input type="checkbox"/> 子ども医療受給証 または ひとり親医療受給証<input type="checkbox"/> かかりつけ医の診察券<input type="checkbox"/> 母子手帳<input type="checkbox"/> 着替え<input type="checkbox"/> 洗面用具<input type="checkbox"/> オムツ（乳幼児）<input type="checkbox"/> ミルク（乳幼児）<input type="checkbox"/> 学校で必要なもの（学童）<input type="checkbox"/> お薬（常用しているものがある場合）<input type="checkbox"/> その他子どもに必要なもの <p><お願い></p> <ul style="list-style-type: none">・緊急時、連絡をとらせていただく場合があります。・お預けになる時間や、お迎えの時間に変更が生じた場合は、必ず保護者様からお預けしている里親さんに連絡を入れてください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"><p>ショートステイ先： _____ 里親さん宅</p><p>〒 _____ (_____) _____</p></div> <p>・やむを得ない事情で、予定の日に迎えに行けない等といった事態が発生した場合は、直ちにこども未来課まで連絡を入れてください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"><p>☎こども未来課：048-463-0364（直通）</p><p>※夜間や土日・祝日の場合は、048-463-1111（代表）に連絡してください。</p></div>	<p><お預かり開始></p> <p>令和 年 月 日（ ）</p> <p>午前・午後 時から</p> <p><お迎え></p> <p>令和 年 月 日（ ）</p> <p>午前・午後 時まで</p> <p>保護者がお迎えに行きます。</p> <p>◎緊急時の連絡先</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"><p>保護者様のお名前 _____ 様</p><p>〒 _____ (_____) _____</p></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"><p>☎こども未来課：048-463-0364（直通）</p><p>※夜間や土日・祝日の場合は、048-463-1111（代表）に連絡してください。</p></div>

5) 緊急時対応について

祝日夜間の緊急時対応については、職員の連絡先を警備員に渡しており、緊急時は職員へ連絡が入るようにしているが、これまで対応したことはない。預かり中の怪我や発熱等のトラブルが起きた場合に備え、里親と保護者で連絡先を交換し、里親が直接保護者へ連絡が取れるようにしている(図表Ⅲ-5 参照)。

これまでの困難事例としては、里親宅から脱走した子どもの見守りを職員が一時的にサポートした事例、発熱時に保護者とすぐに連絡が取れなかった事例、保護者が終了日に迎えに来ず、里親の判断で一泊延期、翌日に保護者が迎えに来た事例がある。

6) 後方支援の確保について

これまで、委託している里親の元でショートステイを継続できなくなったケースはないが、例えば、里親が子どもの対応に苦勞している場合は、保護者の同意のもと、里親同士で連携して預かったり、里親会のベテラン里親からアドバイスをいただいたり、状況によっては、市職員も対応することを想定している。また、朝霞を管轄する里親会(所沢里親会)では、一時保護で里親委託された子どものために、子どものおもちゃや服をし出しする取り組みがあり、朝霞市でも朝霞市里親会の協力を受けながら、そのような取り組みができればと考えている。

7) ショートステイ利用によって支援が必要と判断された家庭のフォローアップについて

里親から委託中の子どもの様子を確認して、心配な点があれば支援に繋げていく。通常の相談援助と同様、保護者や家庭の状況、利用に至る経緯などを踏まえて、必要に応じて関係者と連携するようにしている。

(4) 里親リクルート・登録について

1) 里親によるショートステイ事業の周知方法について

本事業の周知は市担当者が行っている。児童相談所が実施する里親認定前研修の中でショートステイ事業について説明する機会はないが、朝霞市では児童相談所の里親認定調査にこども未来課職員が同行しており、里親宅を訪問した時にショートステイ事業を説明している。興味を持っていただけた場合は、児童相談所からの里親認定通知を受理した後に、こども未来課職員が改めて里親に電話し、登録をお願いしている。

認定調査への同行や里親会の活動への参加を通じて、こども未来課も朝霞市内の里親の情報を把握し、里親とも顔なじみの関係ができていく。里親の中には、未委託の期間が長く、里親を

辞めようとしていた方がショートステイの委託を受け入れ、子育ての楽しさを実感されて里親を続けているケースもある。

その他には以下のような啓発活動に取り組んでいる。

- ・毎年10月の里親推進月間でポスターチラシ配置依頼
- ・里親 PR ブース設置企画(埼玉県里親支援専門相談員連絡会の協力)
- ・医療機関、歯科、薬局に、里子受診時の通称名使用に関する協力依頼
- ・小中学校に入学する里子の通称名使用に関する協力依頼
(里親と小中学校を訪れ、校長に直接依頼)
- ・埼玉県と合同で、里親入門講座、里親会研修会開催
- ・埼玉県から委託を受けた研修会で、朝霞市の取り組みを紹介

2) 里親登録者数について

養育里親は 23 世帯で、うちショートステイを担うことができる里親は 5 世帯である。実働できない里親の傾向として、共働きで週末限定の受け入れを希望される里親、高齢夫婦の里親、子育て経験が無い里親などで、委託できる里親の確保が課題になっている。

3) 里親の活動形態と情報共有

ショートステイを担う里親は、ショートステイの他に養育里親や一時保護の受託も可能である。これまで制度の窓口が異なることが支障になったケースは無い。また、こども未来課から児童相談所へショートステイを里親に委託する旨を連絡することは無く、同じ里親にショートステイと一時保護の委託が重なることもあるが、その点は市も児童相談所も重要視はしておらず、受け入れる里親の判断に委ねている。

(5) ショートステイ事業の効果と課題

1) 里親によるショートステイが与えた影響・効果

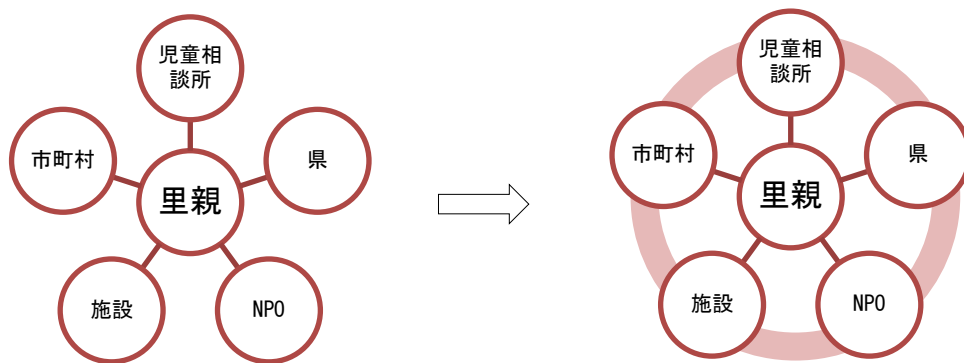
里親委託により、子どもの普段の生活を大きく変えることなく支援を受けることができ、市の相談援助に繋がるという点では、ショートステイ事業は「地域の力で子育てを支える」と言える事業である。

子どもへの影響については、将来的な視点になるが、虐待の環境で育っている子どもがショートステイの利用により、里親の元で一時的にでも普通の生活を体験することが、その後の生活

に少なからず影響を与えるのではないかと考えている。また、他の大人との関わりを通じて、モデルとなる大人像が子どもの記憶に残り、先々良い影響を与えるのではないかと思う。保護者にとっては、ショートステイの制度を通じて、一人で抱え込まずに、いざとなれば力になれる制度として、子育て支援や虐待予防に繋がると考える。実際に里親と利用者の中で相談関係を築いて、今は保護者の力で子育てできている事例を目の当たりにしているので、里親の力の素晴らしさを実感している。

2) 里親によるショートステイの課題と展望、理想像

里親の数を増やすことが課題で、そのために里親の横のつながりを作ることが大事と考えている。現在は「施設と里親の関係」「児童相談所と里親の関係」のような線で結ばれている関係で、地域の中で里親が孤立しているように思う。里親を中心に、県や児童相談所、市町村、施設やNPOなどが連携して、みんなで支えるような制度の枠組みができることを目標としている。朝霞市の支援は理想的な形に近付けられるように関わっていきたいと考えている。



図表Ⅲ-6. 里親を中心とした関係構築

＝コラム＝ 様々な地域で取り組んでいる 「里親によるショートステイ」その1

～兵庫県明石市～

(2019(令和元)年 10 月視察)

近畿地方の中部、兵庫県南部の明石海峡に面する明石市は、神戸市や大阪市など阪神圏のベッドタウンとして発展し 2018(平成 30)年 4 月には中核市に移行した人口 30 万の都市である。子育て支援に力を入れており、合計特殊出生率が全国平均 1.36%に対し、1.70%(2019(平成 31・令和元)年)となるなど、注目を集めている都市である。

明石市では、市をあげて里親普及や里親によるショートステイの取り組みをしているとお聞きし、2019(令和元)年 10 月に明石市へ視察訪問した。

《明石こどもセンター(明石市児童相談所)》

中核市として、2019(平成 31・令和元)年度に明石こどもセンター(明石市児童相談所)を設置している。子どもセンターは弁護士や小児科医等の常勤配置、児童福祉司、児童心理司等専門職の国基準の役 1.5 倍の配置など充実した内容になっている。

駅より徒歩 5 分という立地にあり、さらに隣接して子育て支援センター、保健所、あかし里親センターが集まっており、市民の利便性や連携のしやすさを考慮したものとなっていた。また、児童相談所は子ども家庭総合支援拠点を兼ねており、市町村事業である子育て支援事業やショートステイ事業を一括して取り組める体制となっていた。

■ 明石市の里親推進事業

明石市は市を挙げて「あかし里親 100%」をスローガンに里親普及をしており、乳幼児の委託率 100%の早期実現、全小学校区での里親配置に取り組んでいる。市報をはじめ、駅の掲示板など、様々な広報に取り組んでいる。「あかし里親プロジェクト」をいれた特製ブックカバーやしおりを作成し、市内の書店や図書館で配布もしている。

明石子どもセンターには、「さとおや課」が設置されており児童福祉司、保健師等 5 名が配置されている。後述する民間の里親支援機関である「あかし里親センター」とともに活動することで強力的に効果的に里親普及・支援に取り組んでいた。その結果、2017(平成 29)年度は 2 家庭であった里親登録は、2018(平成 30)年度は 14 家庭、2019(平成 31・令和元)年 9 月現在 37 家庭と大きく増加している。



図表Ⅲ-7. 参考資料（明石市ホームページより）

里親によるショートステイの始まりは、一人のベテラン里親が預かることから始めているが、2019(平成31・令和元)年度から「ショートステイ里親」の重点的なリクルートに取り組んでおり、8月の説明会には34名の参加があり、10組が里親研修に進んでいるとのことであった。市報や市のHPでは、ショートステイ里親へのサポートとして、「子どもの生活費の支給」「初めての預かりの際に商品券プレゼント」「子育て用品の無料レンタル」「専門スタッフによる相談」が明記されており、新規登録の里親も、サポートを受けながらショートステイの預かりにチャレンジしようと思える工夫がされていた。

《あかし里親センター》

明石市の里親支援機関である「あかし里親センター」は、公益社団法人家庭養護促進協会が受託運営しており、里親普及の活動と、里親登録後の相談支援を行っている。同法人は長年、兵庫県・神戸市の里親登録前研修を実施している法人であるが、明石市の研修も受託しているとのことであった。里親普及活動と登録前研修、登録後の相談支援が一貫してできるということは、里親普及の活動をする機関としての強みと感じた。里親リクルートの活動としては、定期的な説明会や出前講座を行っている。

明石市は、中核市としての利点を生かし、児童相談所と市町村機能(子ども家庭総合支援拠点)を統合した明石子どもセンターを立ち上げ、身近な子育て相談から社会的養育の充実支援まで一貫して取り組んでいる。その中で、全市をあげて里親推進取り組んでおり、着実に実績をあげている自治体であると言えよう。今回の里親によるショートステイ全国調査では、明石市は2019(平成31・令和元)年度ショートステイ実施762件中、里親委託は562件で、実施件数中73.8%を占めるなど、視察時に比べさらに里親によるショートステイが着実にすすんでいた。

4. 市町村とフォスタリング機関である児童家庭支援センター が取り組む里親によるショートステイ

児童家庭支援センターはるかぜ(静岡県焼津市)

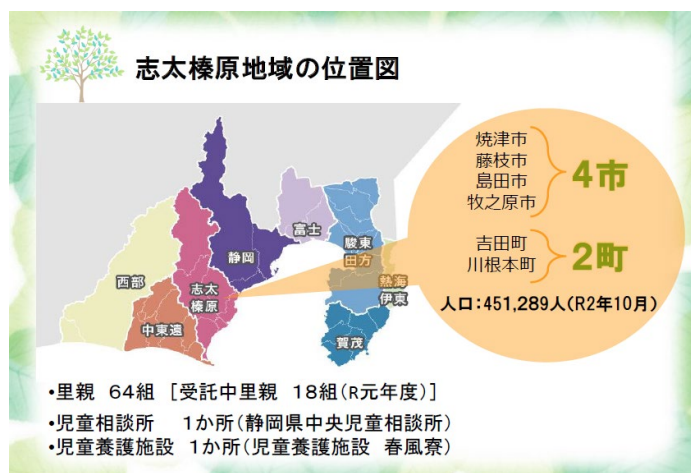
児童家庭支援センターはるかぜ(以下、同センター)のアンケート調査によると、ショートステイの委託先は児童養護施設と里親で、2020(令和2)年度のショートステイの実績は22件で、その全てを里親に委託している。ショートステイの利用家庭と里親のマッチングや調整、ショートステイ期間中の支援、ショートステイを担う里親のリクルートなど、里親によるショートステイに関する業務全般を同センターの里親等相談支援員が担っている。その具体的な取り組みの内容をお聞きするためにヒアリング調査への協力を依頼した。センター長と里親等相談支援員がオンラインツール(Zoom)による調査に応じてくださった。

(1) 管轄地域の概況

1) 管轄地域の特徴

同センターは、静岡県の中部に位置する志太榛原地域の4市2町(焼津市・藤枝市・島田市・牧之原市・吉田町・川根本町)を管轄している。志太榛原地域の人口は451,289人(2020(令和2)年10月現在)、面積は1,209.37km²、南北は約80kmと長く、地形は大井川の下流域に広がる平坦地域及び上流部の山間地域、並びに牧之原台地一帯の丘陵地域に大別される。南部には、東海道新幹線、新東名・東名高速道路、富士山静岡空港、御前崎港など、陸、海、空の交通基盤が充実し、地域の産業を支えている⁹。

また、焼津漁港は水産業の振興上特に重要な港として、全国に13港ある「特定第三種漁港」の一つに指定され、全国有数の水揚げを誇っており、全国屈指の漁港のまちとして知られている。



図表Ⅲ-8. 児童家庭支援センターはるかぜ 提供資料

⁹ 志太榛原農林事務所ホームページ <https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-750/> (最終閲覧日:2021(令和3)年5月25日)

2) 焼津市の子育て環境や支援の特徴

同センターは静岡県中央児童相談所と同じ管内であり、静岡県内には同センターの他に3か所の児童家庭支援センターが設置されている。

同センターが位置する焼津市は、「ママ・パパになるなら焼津市」をスローガンに「子どもたちの学び、子どもたちの遊び、子どもたちの成長の手助け、子育て世代の希望をかなえる、子どもたち・子育て世帯の安心」を柱として子育て支援を行っており、毎年11月に市民対象のアンケートが実施されている。その結果では85.6%が「焼津市は子育てしやすいまちだと思う・どちらかといえばそう思う」と答えている。2014(平成26)年度から子どもの施策を一元化することを目的として、子育て支援課、保育・幼稚園課、こども相談センターから成る「こども未来部」が設立された。同センターが密接に関わる「こども相談センター」には職員28名が配置され、こども家庭相談担当と発達支援担当に分けられ、県内トップクラスの相談体制を敷き、子どもに関する相談にワンストップで対応している。

また、「やいちゃん(焼津市公認キャラクター)の子育てAIサポート」というチャットボットを導入し、24時間365日、各種子育て施策、救急医療や遊び場所等の情報提供をしている。2021(令和3)年7月4日には子育て支援の拠点施設「ターントクルこども館」がグランドオープンしている。

(2) 児童家庭支援センターはるかぜについて

1) 同センターの概要

同センターは2013(平成25)年に社会福祉法人春風寮内(児童養護施設)に設置され、2015(平成27)年には敷地内に児童家庭支援センターはるかぜ棟を建設、同時に相談支援センターあおぞらを開設した。2017(平成29)年には里親支援機関A型に指定された。

職員はセンター長、副センター長、相談支援職員5名、心理担当職員2名が配置されており、開設時間は平日8時30分から17時30分、土日祝日・夜間の連絡は、職員が持つ携帯へ転送され対応している。



図表Ⅲ-9. 児童家庭支援センターはるかぜ外観
(ホームページより引用)

※左奥が児童養護施設

2) 里親によるショートステイ事業に関わる職種・体制

本事業にはセンター長・里親等相談支援員・心理訪問支援員の3名が関わっている。里親等相談支援員が事業全体を、心理訪問支援員が里親宅訪問を、センター長が市町村連携をする形で業務分担をしている。

また、同センターは里親支援機関として、2018(平成30)年度、令和元年度は全県下(政令市除く)で里親力向上研修を、2020(令和2)年度は静岡県中部・西部地区の里親力向上研修を県より受託し実施している。管轄エリア内の里親は74組で受託中里親は24組(2020(令和2)年度)である。

(3) 里親によるショートステイ事業の概要

1) 里親によるショートステイの取り組みの経緯

2014(平成26)年度から焼津市と児童養護施設春風寮と委託契約をしていたショートステイは、施設の定員がいっぱいであることや2才未満児の受け入れや保育園や学校への送迎ができないこと、ショートステイ用の居室が確保されていない等の理由で、ショートステイの受け入れが困難な状況が続いていたという課題があった。

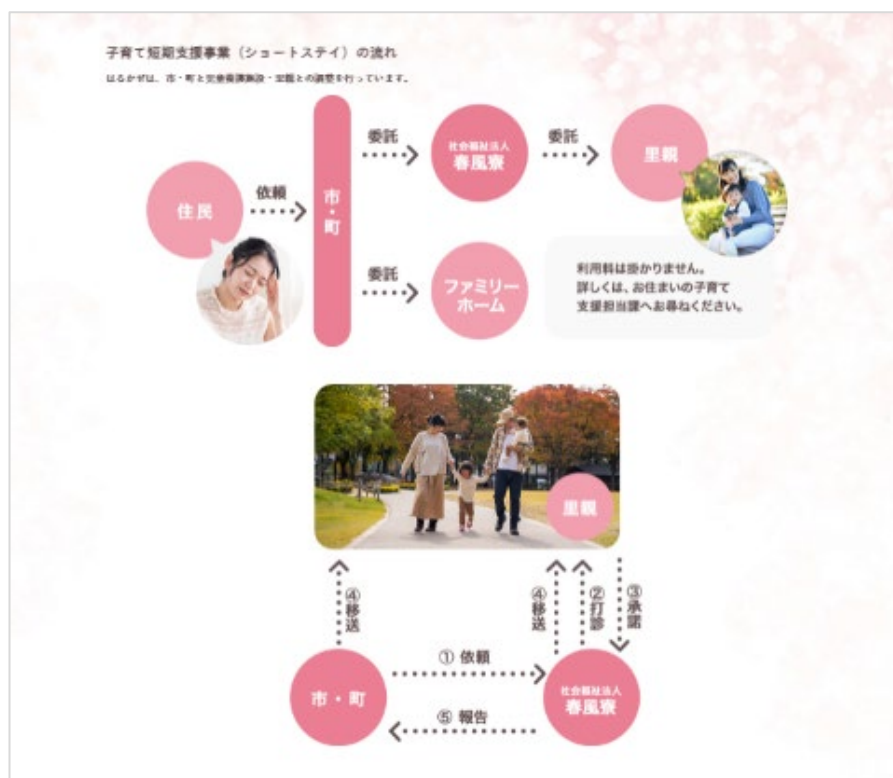
2017(平成29)年度に同センターが里親支援機関A型の指定を受けたことに伴い、里親へのショートステイ委託ができる環境が整ったため、児童相談所の許可のもと、里親への現況調査票と併せて、里親によるショートステイ事業のアンケート調査を実施した。これにより、事業への協力の可否、送迎の可否を把握することができ、現況調査情報をショートステイ事業へ活用することの可否等についても確認できた。当時、里親登録していた56組中20組がショートステイ受託に同意され、同年12月から里親によるショートステイ事業を開始。2018(平成30)年4月からは静岡県中央児童相談所管内(4市2町)全市町から事業を受託している。

2) 里親委託の仕組みの見直しや関係機関との意見交換について

2021(令和3)年4月の児童福祉法改正により、子育て短期支援事業は市町村から里親へ直接委託が可能になるため、市町と仕組みを見直している。各市町がどれだけ里親を把握しているか分からないため、これまで同様に社会福祉法人春風寮が委託を受け、里親へ再委託の流れを継続するよう市町と調整した。

関係機関との意見交換については、日ごろからまめに連携を取り、情報交換を行っている。また、県内の児童家庭支援センター3か所の里親支援の担当者と年に数回集まり、情報交換も行っている。

(4) 里親によるショートステイの実践内容



図表Ⅲ-10. 同センターにおける里親によるショートステイの流れ（社会福祉法人春風寮ホームページより）

1) 里親によるショートステイの調整について

ショートステイの受け入れ手順は、まず、市町担当者から社会福祉法人春風寮がショートステイの依頼を受け付けた後、施設の空き状況や子どもの条件により施設と里親に振り分ける流れとしている。現状は施設での受託条件と合わないことが多く、主に里親に委託している状況にある。

里親委託の場合は、市町から依頼内容(子どもの年齢、特性、登園や登校の有無、期間等)を聞き取った後、登録里親の中で条件が合う方の候補を数名挙げて、その中から調整している。その際には、利用家庭の生活圏と里親家庭の生活圏が重なる場合の配慮、預かることによって、里親家庭に危険がないか(子どもからの暴力や、実子とのトラブル)などに考慮している。里親には、短期間の預かりになるので、里親宅に馴染ませようとするのではなく、預かった子どもが過ごしやすいよう配慮していただくようお願いしている。

2) 利用家庭の情報の共有について

施設委託と里親委託の場合に市町から聞き取る情報量には差がある。施設の場合は、集団生活に必要な情報を細かく聞き取るのに対し、個人宅が生活の場となる里親の場合は、細部にわ

たる聞き取りや健康診断書等の提出ではなく、聞き取り票、健康状態にかかわる問診票、新型コロナウイルス感染防止のための健康観察、行動記録表の提出を求めている。市町担当者からの情報に対し、担当者が調整する際に疑問に思うところは全て確認し、納得した上で里親へ伝える情報・伝えない情報を精査している。ショートステイの利用家庭は、要支援家庭が多く、例えば、出産による利用の場合、母子家庭の出産等、継続支援が求められる要支援家庭に該当するケースが多い。里親には子どものケアの担い手として活動してもらうため、家庭環境等にはあまり触れず、必要な情報のみ提供しているが、養育に必要なと思われる情報の中に、衣類、生活習慣、発達面等の要支援家庭に関連する情報が含まれてしまうことはある。

また、里親が養育するにあたって確認したい内容については、同センターから市町担当者を通し、保護者へ確認してもらうこととしている。

3) 預けられる子どもへの説明について

市町担当者から保護者へショートステイの説明をする際に、ショートステイ利用前に必ず保護者から子どもへ、子どもが納得する説明をすること、学校などの関係機関には保護者が周知することなどを記した「ショートステイの手引き」(図表Ⅲ-11)を配布している。中には、保護者と市町担当者の面接場面に子どもも同席してもらい、保護者と市町担当者から子どもへ説明することもある。要支援家庭の場合、親子共に市町担当者と同様顔なじみになっていることが多く、同センター担当者が一緒に迎えに行っても安心して応じてもらっている。

ショートステイ 利用のてびき 2020.10

安心して利用してもらうための確認です。

施設事項

- 事前に保護者からお子さんにショート・ステイについての説明をお願いします。
- お子さんの健康状態と利用聞き取り票を作成して、申請書と一緒に提出してください。(提出されない場合、利用ができない場合があります)
- お子さんの送迎は、市で行いますので、チャイルドシートのご用意をお願いします。
- 利用料は、かかりません。下配の持ち物をご準備ください。
- 預け先と直接やり取りをすることはできません。
- お子さんが体調を崩した時は、預け先が病院受診をさせていただきますのでご安心ください。ただし、送迎の費用が発生した場合は、その費用を負担していただくことがあります。
- お子さんの学校や保育園、幼稚園等への送迎が必要な場合には、事前にお知らせください。事前に保護者から学校等への連絡をお願いします。
- お子さんの健康状態に不安がある場合には、お預かりすることはできません。
- 基本的に申請した利用期間を変更することはできません。

持ち物 (すべてのものにお名前をお願いします)

内 容	チェック
健康保険証、こども医療費受給資格証、お菓子帳 (乳幼児の場合は母子健康手帳)	
学校等で使用するもの (バック、水筒、布団、ミルク、おむつ、運動靴、制服、学習用具など)	
3日分の衣類 (靴下、下着、パジャマ、私服、防寒着)	
歯ブラシ、歯磨き粉、コップ	
ハンカチ3枚、ポケットティッシュ2つ	
使い慣れたもの (哺乳瓶、おもちゃ、おいでるなど) * お子さんが安心できるものがあれば、持たせてください。	

連絡先 徳津市役所 こども相談センター 電話：054-626-1165
FAX：054-626-2187
メール：kodomo soudan@city.yaizu.lg.jp

図表Ⅲ-11. ショートステイ利用の手引き

4) 子どもの送迎について

利用家庭から里親宅への子どもの送迎は市町担当者と同センターが協力して行っており、利用家庭の保護者と里親は面会しないことを基本としている。「市町が利用者の家を知っており、児童家庭支援センターが里親の家を知っているのだから一緒に行くのが合理的」という発想から現在の送迎方法に至っている。遠方の市町の場合は、市町担当者が利用者宅へお迎えに行き、同センター担当者と里親宅で待ち合わせたり、依頼市町へ児童家庭支援センターが出向いて合流後、里親さん宅には双方で訪問するなどの工夫をしている。市町担当者との送迎は、担当者に里親を身近に知っていただく機会ともなっている。利用家庭・里親には互いの住所等は伏せているが、保険証等は里親宅へ持参するため、目にする機会はあるが、里親には守秘義務が課せ

られている点で安心している。ショートステイ利用中の保育園・学校等への送迎については、里親に依頼している。

5) 緊急時対応について

委託中は同センター担当者が家庭訪問や電話で子どもの状況を確認している。ケガや病気の場合は里親から担当市町に連絡をして受診するが、一刻を争う場合にはその限りではなく、事後報告となる。受診について、平日ならば対応しやすいが、土日は対応が難しかったことから、センター長から市町担当課へ働きかけ、市町担当課から里親がショートステイの子どもを預かっていることの証明書を発行してもらっている。これまでの経験から、医療機関の受付や看護師が里親制度を知らない場合が多く、窓口で制度説明に時間がかかるため、医療機関の里親制度やショートステイ事業の理解促進が必要と感じている。災害時には、里親宅の町内会等の避難指示に従った対応となる。

6) 後方支援の確保について

過去には、ショートステイで預かったところ、子どもの問題行動に悩んだ里親からの相談があり、途中で他の里親へバトンタッチしたケースもあった。児童相談所とも連携し、ショートステイから一時保護に変更になったケースでは、同じ里親の元で養育が継続されることができた。子どもへの負担が最小限にできたと思う。

事情により、里親の元でショートステイが継続できなくなった場合は、市町担当者と同センターが協議し、中断するか、他の里親でショートステイを継続するか市町が判断する。同センターでは、受け入れ可能な里親を常に確保し、ショートステイ受け入れ中の里親のレスパイト・ケア等にも対応している。

同センターには、【児童相談所から一時保護の里親委託の調整依頼】、【児童相談所と市町が一時保護のレベルではないと判断した場合のショートステイの対応依頼】、【施設が満床で一時保護委託できない場合のショートステイの対応依頼】など、常日頃から児童相談所と連携・情報共有ができています。児童相談所・市町も敷居の高い関係だと仕事が進まないため、なんでも言える、風通しの良い関係性を心掛けている。

7) ショートステイ利用によって支援が必要と判断された家庭のフォローアップ

利用家庭へのフォローアップは市町担当者の管轄になるため、里親からの実施報告書等によって、依頼市町へ引き継いでいる。必要に応じて、市町へ請求書を提出する際に里親からの情報を口添えすることもある。ショートステイ利用後に児童家庭支援センターが支援を引き継いだケースは過去にはないが、児童家庭支援センターが元々関わっているケースがショートステイ利用となり、市と連携しながら支援を継続したケースはある。

(5) 里親リクルート・登録について

1) 里親によるショートステイ事業の周知方法

ショートステイを担う里親を増やす活動は同センターが担い、里親サロンや里親登録前研修等の機会に養育里親の活動として説明し、協力依頼を行っている。里親登録前研修の受講者は養子縁組希望の方が多いが、養子縁組ケースの少ない実情があり、ショートステイ・一時保護で子どもを預かることで、子どものいる生活を経験してもらい、養育力向上のメリットを話している。また、夫婦共働きの家庭は夫婦の休みの時に子どもがいる生活体験を積み重ね、実際に里子が来た時の「こんなはずでは…」と思うことが少なくなることも伝えている。さらに、講義終了時に短期養育の一つとして、ショートステイ委託、一時保護委託、ショートルフラン(週末里親)について再度説明している。研修前後に説明することで、ショートステイ事業を認識していただくことも大切である。里親登録後、委託できそうな家庭には早めにショートステイを委託するようにしている。2020(令和2)年10月発行の「広報やいづ10月号」に里親月間を特集していただき、研修機関・里親の相談支援機関として同センターが紹介された。また、民生委員の会合などでも広報・啓発している。また、里親間の口コミは効果的で、里親が経験したことを里親サロンなどで話してもらうことで、ショートステイの受け入れにチャレンジしてみようと思われるようだ。

2) 里親登録者数について

児童相談所の許可のもと、養育里親を対象に毎年実施される現況調査票に事業説明書とショートステイ事業意向調査票を同封し、意思を確認している。これまでの登録者は図表Ⅲ-12のとおりである。2020(令和2)年4月には29組がショートステイ受託可能と返答されたが、家庭の事情等により、現在実働できる里親数は常時10組ほど、その里親へ長期委託が入ると調整が難しくなる。実働できない里親の傾向としては、共働きで日程調整が難しい(柔軟な日程調整ができない)、共働きで保育園や学校に通園・通学している子でないと受け入れできない、運転ができないため送迎が難しい、介護や家族の事情により受け入れられなくなった、実子や里子より年齢が下の子でないと受け入れられない、希望する年齢の子どもではない、などが挙げられる。

	養育里親数	ショートステイ里親数
2017(平成29)年度	52組	20組
2018(平成30)年度	49組	24組
2019(平成31・令和元)年度	51組	25組
2020(令和2)年度	62組	29組

図表Ⅲ-12. 里親登録者数

(6) 里親によるショートステイ事業の効果と課題

1) 里親によるショートステイが与えた影響・効果

里親への委託によって、子どもは家庭的な雰囲気の中で生活し、送迎により学校等に通うことができている。利用家庭にとっては、乳幼児から利用ができる、必要な時に利用できることが利点である。

里親にとっては、色々な年齢の子どもの養育を経験し、里親力の向上につながったり、子どもの成長と自分たちの年齢を考える機会になったり、中には社会貢献への実感を持てる方もいる。また、養子縁組希望者にとっては、登録後子どもが来るまでの間、短期間でも子どもがいる生活を体験することに繋がっている。

同センターにとっては、本事業により、市町担当課との関係づくりができ、里親を知る・理解する機会や里親制度周知が促進され、広報誌の活用による制度周知もできた。また、里親家庭との関係づくりにより、里親の実情を把握し、連携・信頼関係が作れ、里子とのマッチングが円滑にできるようになった。地域に対しては、開かれた法人であることのPRもできる。

2) 里親によるショートステイの課題と展望、理想像

里親の受け入れ体制を充実させるためには、多様な里親登録を増やし、養育力の向上を図ること、市町に対しては、事業への理解促進が求められる。同センターでは、リクルート活動を推進するため、里親制度の啓発と養育力向上への支援をしていきたい。そのためには、市町や児童相談所との連携・協働が必要である。また、今後は子育て支援の有効な手段であるトワイライトステイにも取り組んでいきたい。

理想像については、センター長個人の考えとして、「子育て短期支援事業の制度そのものがなくなるのが理想」との返答をいただいた。昔は存在した地域や隣近所による子育て支援の環境が整えば、ショートステイの仕組みは必要なくなる。そのために、同センターは地域の中で地域を支える「地域福祉」を進めていきたいと考えている、とのことであった。

ニコラム＝ 様々な地域で取り組んでいる
「里親によるショートステイ」その2
～岐阜県子ども家庭支援センターぎふ「はこぶね」～

(2020(令和2)年3月視察)

先駆的に里親によるショートステイの取り組みをしている児童家庭支援センターということで、2020(令和2)年3月に視察訪問した。



図表Ⅲ-13. 法人内施設及び児童家庭支援センターはこぶね外観（日本児童育成園ホームページより引用）

社会福祉法人日本児童育成園は1895(明治28)年5月に創立された長い歴史のある法人である。児童養護施設日本児童育成園、乳幼児ホームまりあ、自立援助ホームしおん、長良児童センターを運営している。児童養護施設の定員は60名だが、8名の子ども集団を基本とし、5ホームと分園2か所のグループホームで生活をしている。また、地域小規模グループホームでは6名の子どもが生活しており、合計66名の子どものケアを行っている。

児童家庭支援センターは、1997(平成9)年、児童福祉法改正によって新たに制度化されたが、その翌年の、1998(平成10)年7月から、「子ども家庭支援センターぎふ はこぶね」として受託運営を開始している。

家庭的な小規模ケアを実践されていること、また、早くから児童家庭支援センターの運営を始めたことは、現在求められている施設の小規模化、多機能化、地域支援の先駆けと言えよう。

■ ショートステイについて

ショートステイは1995(平成7)年より開始している。ショートステイ事業は、施設の空床の範囲内で受け入れをすることが一般的であるが、同法人は、児童家庭支援センター「はこぶね」を独立棟として設置しており、ショートステイは「はこぶね」で受け入れているのが特徴である。最近の動きとして一時保護専用棟の設置が進んでいるように、施設で生活している子どもの日常の保障のためにも、一時的に預かる子どもの環境を設定することの大切さを、早い時期から考え、実践されてい

た。また、2018(平成30)年に建てた「はこぶね館」ではショートステイ・トワイライトステイ(*保護者が仕事等により帰宅が遅くなる場合等に午後5時から10時まで短時間あずかる)を受け入れており、周辺地域の在宅で生活する子どもの支援を行っている。

「はこぶね」では、岐阜市を中心に、周辺の23市町とショートステイ委託契約をしているが、法人内に乳児院があることで、契約市町は年々増加している。ショートステイ利用者とは、子ども家庭支援センター(児童家庭支援センター)が面談を行っており、利用後の継続相談につなげやすい。

「はこぶね」が里親によるショートステイを始めたきっかけは、乳児院の入所児が増えたため、ショートステイの受け入れが難しくなったことや、未委託里親さんの活用を課題と感じていたこと。そのような課題意識がある中で、2017(平成29)年度より、里親宅でのショートステイが可能となり取り組みを始めた。

令和元年度の「はこぶね」でのショートステイは、実人数41人、延べ利用日数174日であった。そのうち、乳児院での預かりが6人、児童養護施設での預かりが23人、里親での預かりが12人である。

里親によるショートステイの実践でのメリットとしては、「きょうだいを分離せずに預かれること」や、「ショートステイの予定を超過した際に、同じ里親宅で一時保護委託へ切り替えることができること」「繰り返しの預かりの場合には、同じ里親が預かれること」が挙げられた。ショートステイは子育て支援サービスであるが、実際の預かりを体験・経験するのは子どもである。生活の場を変えないことや同じ里親が預かることは、子どもの不安といった心理的負担を軽減することにつながると思われる。また、里親の立場では、「里親の子育て経験となること」や、「実際に預かることで子どもを受け入れた際に、家族や生活がどのように変化するか体験できること」、「未委託里親のモチベーションの維持につながること」「短期であれば活動できる里親の活躍の場になること」が挙げられた。養育里親の中には、新規登録したビギナーの里親や、委託待ちの未委託里親、長期養育には体力的に不安を感じリタイヤを考えているベテラン里親など、様々な状況の里親がいる。そのような方々の、活躍の場となる可能性を持つことが分かった。特に、未委託里親のトレーニング・子育て経験の場にもなりうるため、里親支援機関(児童家庭支援センターやフォスタリング機関)、先輩里親のサポートを受けながら預かりの経験を積むことが出来れば、理想的と感じた。

「はこぶね」は、岐阜県里親会の事務局や、里親登録前研修の実施を行っているため、里親登録をする人も登録後の人も顔見知りの関係となっており、里親リクルートの観点からも、ショートステイ里親の確保という観点からも、対象者との接点が多いことはメリットである。対象者との関係性の中で、乳児院や児童養護施設で受けている子どもショートステイの担い手として地域の里親を活用することが出来ており、法人の持つ複数の事業を横断した強みであると感じた。

なお、岐阜県内のすべての児童家庭支援センターは2020(令和2)年度からフォスタリング機関(包括的里親支援機関)になる予定で、里親によるショートステイに取り組むとのことであった。

5. 市町村と里親会事務局を兼ねる児童家庭支援センターが 取り組む里親によるショートステイ

児童家庭支援センターパラソル(静岡県富士市)

児童家庭支援センターパラソル(以下、同センター)のアンケート調査によると、市のショートステイの委託先はそれまで乳児院と児童養護施設だったが、2020(令和2)年度からは里親会に入会されている里親にもショートステイを委託しているとの回答があった。同センターは里親支援機関A型の指定を受け、また、里親会「ふじ虹の会」の事務局として、ホームページでショートステイを担う里親に関する情報を発信されていることから、その取り組みの経過や事業の詳細をお聞きしたく、ヒアリング調査への協力を依頼した。里親等相談支援員が電話による調査に応じてくださった。

(1) 管轄地域の概況

1) 管轄地域の特徴

同センターは富士児童相談所(図1の◎印)の管内である富士市・富士宮市を管轄している。富士市は面積244.95km²、人口252,121人(2021(令和3)年3月現在)¹⁰、富士宮市は面積389.08km²、人口131,090人(2021(令和3)年3月現在)¹¹で、両市とも静岡県東部に位置し、世界遺産の富士山を臨む、豊かな自然と温暖な気候に恵まれた環境にある。



図表Ⅲ-14. 管轄地域の位地

2) 管轄地域(富士市・富士宮市)の子育て環境や支援の特徴

富士市は、児童養護施設3か所と乳児院1か所(社会福祉法人 誠信会運営の児童養護施設「誠信少年少女の家」・児童養護施設「岩倉学園」と社会福祉法人 芙蓉会運営の児童養護施設「ひまわり園」・乳児院「みどり園」)があり、すべての施設でショートステイが実施されている。また、ショートステイは富士市のみで実施している。ショートステイの申請窓口である富士市こども

¹⁰ 富士市ホームページ <https://www.city.fuji.shizuoka.jp/> (最終閲覧日: 2021(令和3)年4月13日)

¹¹ 富士宮市ホームページ <http://www.city.fujinomiya.lg.jp/> (最終閲覧日: 2021(令和3)年4月13日)

家庭課は、課長、主幹、里親担当など9名(社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師、公認心理師などの有資格者)で構成される。施設・里親に関わらず、市内のショートステイの利用実績は多い傾向にある。また、週末里親(ショート・ルフラン)が活発なことも特徴である。

一方、富士宮市は市内に施設はなく、ショートステイ事業も実施していない。特徴的な子育て支援の取り組みとして、NPO 法人と協働で生活に身近なコンビニエンスストアに「ふじのみやベーシステーション」を設置し、紙おむつの販売やミルク用のお湯の提供など、子育て中の人がコンビニエンスストアで必要な物を購入できる取組みがある。

社会福祉法人 誠信会

誠信会児童家庭支援センターパラソル

～里親支援事業～

★里親ってなに？

さまざまな事情があり家庭で暮らせない子ども達を自分の家庭に迎え入れ、育てていただく方を里親といいます。里親には「**養育里親**」「**専門里親**」「**養子縁組希望里親**」「**親族里親**」の4種類があります。子ども達は家庭的な環境で養育されることが重要とされ、近年里親普及啓発が活発化されています。



★里親支援事業ってなに？

平成29年4月より県の委託で、県内の児童家庭支援センターに「**里親支援事業**」が立ち上がりました。誠信会児童家庭支援センターパラソルにも里親相談支援員1名、心理訪問支援員1名を配置し、さまざまな面から里親を支援します！

★どんなことを支援しているの？

- 里親が子育てに困っている時、不安に感じている時など電話・訪問等で解決のお手伝いをさせていただきます。
- 富士市、富士宮市に里親を増やしていくための普及啓発活動を行います。
- ふじ虹の会(里親会)の事務局、会の運営補助をします。
- 里親になりたい方の相談窓口。など



些細な疑問でも構いません。
興味のある方はお気軽にパラソルまでご連絡ください！

富士市一色 168-1 (0545)32-8125
parasoru@seishinkai.info

図表Ⅲ-15. 児童家庭支援センターパラソル紹介（社会福祉法人誠信会 HP より）

(2) 児童家庭支援センターパラソルについて

1) 同センターの概要

同センターを運営する社会福祉法人誠信会は、1958(昭和33)年に富士市玉泉寺の境内に児童養護施設を設立したことから始まり、地域社会の様々な福祉課題に対して地域福祉を推進するため、富士の地に「ふくしの里」を作ること理念とし、子育て事業・介護事業・障がい支援事業・地域生活相談事業を展開している。子育て事業は、「未来ある子ども達が心身共に健全な育ちができる事」を目標に、同センターの他に、児童養護施設「誠信少年少女の家」・「岩倉学園」、小規模保育所「つぐみ」、誰でも立ち寄れる居場所「ちゃ畑」で子ども達の生活をサポートしている。

同センターは岩倉学園の付帯施設として2013(平成25)年に開所、児童家庭支援センターの事業を開始し、2017(平成29)年からは静岡県からの委託により、里親支援機関A型の指定を受け、フォスタリング機関の一部の業務を担っている。里親支援は、里親等相談支援員と心理訪問支援員の2人体制で行い、里親等相談支援員は啓発・登録前研修やその後のフォロー、里親会事務局としての業務、里親サロンの運営・研修等を、心理訪問支援員は委託中の里親宅の訪問支援、同センター内で実施している里親同士の交流の場「お茶っこ」の運営等を行っている。また、市内3カ所の児童養護施設に配置されている里親支援専門相談員とも協働して支援事業を行っている。

2) 里親によるショートステイに関わる職種・体制

ショートステイ業務は里親等相談支援員と心理訪問支援員の2人体制で行い、人件費・事業運営費は県からの委託費用を充てている。富士市の里親によるショートステイ事業は、市と里親会「ふじ虹の会」が契約しており、里親会への入会がショートステイ委託の条件となる。委託先の調整は里親会事務局を兼ねる同センターが担っている。

今のところ、法人内施設のショートステイ調整役と同センター担当者間で連携し支援した事例はないが、先々はケースの状況に応じて、法人内で連携して対応することも考えられる。

(3) 里親によるショートステイ事業の概要

1) 里親によるショートステイ事業開始の経緯

富士市内の乳児院は1箇所のみでショートステイ及び一時保護枠の満床が多く、2歳未満児の預け先の確保が課題であったため、2~3年前から富士市こども家庭課担当者、ふじ虹の会会長、同センターで「里親でショートステイができればいい」と話していた。富士市は児童福祉施設

の多さから、子どもは施設に委託される傾向があった。また、専門的なケアを必要とする子どもの増加や養子縁組希望里親が多いといった背景から、未委託里親が多い現状があり、多くの里親に子育て経験をしてもらうトレーニングの意味でも有効と考えられた。

この事業の実現により、国が打ち出している家庭養護の推進及び未委託里親の経験値の向上が期待できるため、ショートステイを里親で行う方針が固まり、富士市子ども家庭課と里親会「ふじ虹の会」の契約で事業を行うことが決まった。2020(令和2)年2月、富士市・里親会の合同でショートステイ事業説明会を実施したところ、関係機関も里親も賛同し、2020(令和2)年4月から開始する運びとなった。

ホーム 設立趣旨 情報! 記録・資料 お問い合わせ

ふじ虹の会

ふじ虹の会

一緒に生きる・・・一緒に暮らす

イベント・2020/01/22
 【会員】富士市ショートステイ説明会
 富士市子ども家庭課による「子育て短期支援事業委託説明会」を行います。ショートステイ、トワイライトステイについて受け入れ時の流れについて説明します。
 日時 2月29日(土) 14時～15時30分
 場所 富士市役所5階第二会議室

①の終了後に②を行います。
 とても大切な話になります。万障繰りあわせてご出席ください。

①富士市子ども家庭課による「子育て短期支援事業委託説明会」
 ・ショートステイ、トワイライトステイの説明
 ・受け入れ時の流れについて
 ・質疑応答、意見交換

図表Ⅲ-16. 富士市のショートステイ説明会の案内（「ふじ虹の会」HPより）

2) 里親によるショートステイ事業開始後の状況

2020(令和2)年4月の事業開始後、出産や保護者の体調不良などによりショートステイを利用された延べ4件の里親によるショートステイを実施した。2歳未満2名の児童を養子縁組希望里親と養育里親の2世帯へ4日程委託、繰り返しの預かりの場合は同じ里親に委託した。委託した里親は赤ちゃんの世事に慣れていなかったため、委託時に富士市子ども家庭課の保健師が同行し、ミルクの作り方やオムツの替え方等を指導するなどチームで支援した。里親委託により、長年の課題であった2歳未満児のショートステイの受け入れ先の確保ができたこと、里親の経験値もあがったことが良かった。

(4) 里親によるショートステイの実践内容

1) 里親によるショートステイの調整について

富士市こども家庭課の担当者がショートステイ利用申請を受け付けた後、委託先を決定している。市では大きな支援の必要がない等と判断された子どもは里親委託と判断している。里親委託可能と判断された場合、同センターへ調整依頼が入り、マッチング・連絡調整を開始する。マッチングの際は、児童相談所へ委託候補の里親の元に一時保護委託がされていないか等を確認し、委託が重ならないように配慮している。依頼日時の都合から、時間の融通が利く世帯へ依頼することが多い状況である。

調整期間については、基本的に利用の1週間程前には富士市こども家庭課から連絡を受け、調整を行うようにしているが、同センターと富士市こども家庭課とはショートステイの度に電話等で意見交換を行い、とてもスムーズな連携が取れている。

2) 利用家庭の情報の共有について

富士市こども家庭課から里親によるショートステイの調整依頼を受ける際は、利用理由や期間などの概要を聞き、その情報を元に里親のマッチングを行う。利用家庭の詳細については、保護者が富士市こども家庭課で利用申請をする時に問診票を記入し、担当者が子どもを里親宅へ送った時に、里親へ情報提供している。なお、問診票は、里親委託・施設委託ともに市で定められた共通様式を使用している。

3) 預けられる子どもへの説明について

まずは保護者から子どもへ説明し、当日に富士市こども家庭課担当者から、再度子どもに説明している。説明の際は、子どもが「悪いことをしたから預けられる」と受け止めないように配慮している。

4) 送迎について

自宅から里親宅までの子どもの送迎は富士市こども家庭課が担い、原則的には保護者と里親が面会することはない。基本的には市役所の開庁時間内の対応であるが、夜間・休日等の時間外も対応できる体制を確保している。保育園や小学校等の送迎については里親が行い、送迎加算を付けている。

5) 緊急時対応・後方支援の確保について

緊急時の連絡先は富士市こども家庭課が窓口で、24時間対応可能な緊急携帯を持っている。後方支援が必要な状況が生じた場合は、富士市こども家庭課が施設へ調整することになる。

今のところ、緊急時対応が必要となった事例はない。里親から同センターへ「子どものおもちゃがない」という相談を受け、おもちゃを貸し出したことがある。

6) ショートステイ利用によって支援が必要と判断された家庭へのフォローアップ

子どもの状況等は富士市こども家庭課が把握しており、ショートステイ期間中に支援が必要と把握された場合は、こども家庭課が継続して支援を行う。預かり中は様子を確認するため同センター担当者が里親宅を訪問し、里親の元で気になる様子が把握された場合は、こども家庭課へ報告する。こども家庭課から依頼があった場合には、同センターも支援に関わっていく。また、要対協には同センターの相談担当スタッフが参加しているため、会議後センター内で里親支援事業スタッフも情報共有を行っている。

(5) 里親リクルート・登録について

1) 里親によるショートステイ事業の周知方法

同センター窓口へ里親相談に来られた方にはショートステイ制度について説明をしている。登録前研修は県が指定したカリキュラムのため、ショートステイの説明は行っていない。研修は例年2期制で実施しているが、2020(令和2)年度はコロナの影響により前期の研修は中止した。後期は感染症の状況を見ながら実施することにし、前期受講予定だった方も合同で行っている。2020(令和2)年12月時点で、8世帯14人が受講された。

また、未委託里親に対しては、県内の児童家庭支援センター2か所に里親トレーナーがおり、スキルアップ研修を行っている。同センターは里親トレーナー不在のため、東部地区管轄の児童家庭支援センターと合同で研修を行っている。

2) 里親登録者数について

養育里親登録数は59世帯、ショートステイを担う里親は里親会に入会している34世帯である。ショートステイが担える34世帯のうち14世帯程度が実働可能と思われる。ショートステイの委託期間の延長などを考えると昼間在宅している方となり、同じ世帯に打診しがちなことが課題と感じている。委託しにくいと思われる里親の傾向は、高齢夫妻や夫婦共働き、連絡が付きにくい方、委託中の方などで、各々の里親家庭の事情も考慮してお願いしている。

(6) 里親によるショートステイ事業の効果と課題

1) 里親によるショートステイが与えた影響・効果

里親が利用できるようになったことで、低年齢児を受け入れやすくなったこと、家庭的な養育を子どもに提供できるようになったこと、委託のない里親が子育て経験をすることで、里親のモチベーション維持や、実際のスキルの取得に貢献できたことが挙げられる。

2) 里親によるショートステイの課題と展望・理想像

制度の課題として、まず費用面が挙げられる。一部の里親からショートステイの金額設定が安すぎるという声も挙がっており、より多くの里親に委託するには費用面の確保が求められる。また、富士市ではトワイライトステイも行っているが、夜間帯の送迎等への対応のための人件費も課題として挙げられる。

最も大きな課題としては、市民に対するショートステイ制度の周知である。子育て世代にショートステイ制度を知ってもらい、その預け先の一つに「里親」があること、日常生活と大きく変わらない家庭的で安心できる生活の場があることを知ってもらいたいと考えている。子育て世帯の負担軽減につながるような支援体制の一つとして、里親によるショートステイ事業を根付かせていきたいと思っている。

6. 市町村と施設の里親支援専門相談員が取り組む里親による ショートステイ

名古屋市役所 子ども青少年局子育て支援部 子ども福祉課子ども福祉係

名古屋市のアンケート調査によると、ショートステイ事業は乳児院、児童養護施設、里親で実施されており、2019(平成31・令和元)年度のショートステイ事業利用実績は278件、委託先の内訳は里親110件、乳児院92件、児童養護施設76件と里親委託件数が多く、ショートステイ利用理由は保護者の疾病や就労が上位との回答であった。また、里親によるショートステイ事業については、4か所の施設(図表Ⅲ-17、☆印)に委託されており、各施設の里親支援専門相談員が利用家庭と里親のマッチングや送迎、委託中のフォローなどを担っているとのことであった。

そこで、市担当者と施設の里親支援専門相談員が協働しながら、里親によるショートステイを推進している点に着眼し、ヒアリング調査の協力を依頼し、市担当者が書面によるヒアリング調査に応じてくださった。

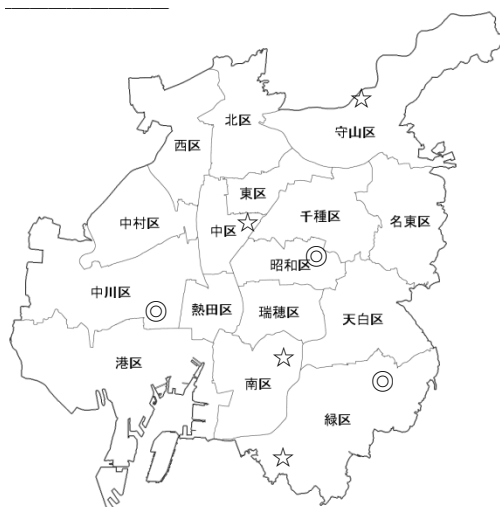
(1) 名古屋市の概況

1) 名古屋市の特徴

名古屋市は愛知県西部に位置する県庁所在地で、16区の行政区から成る政令指定都市である。面積は326.45km²、人口2,325,060人(2021(令和3)年3月1日現在)、中部地方における行政・経済・文化の中核で、東日本と西日本を結ぶ交通の要所となっている。

2) 社会的養育に関連する機関の概要

市内には中央・西部・東部の3か所の児童相談所(図表Ⅲ-17、◎印)が設置されている。市内の児童養護施設は13か所、乳児院は4か所で全ての施設でショートステイが実施されている。また、児童家庭支援センターは1か所で、名古屋市社会的養育推進計画によると、相談や支援が受けられる地域が限定されていることが課題とされている¹²。



図表Ⅲ-17. 名古屋市内の児童相談所及び
里親支援専門相談員の配置箇所

¹² 名古屋市ホームページ、「なごや子ども・子育てわくわくプラン2024 名古屋子どもに関する総合計画」 <https://www.city.nagoya.jp/> (最終閲覧日: 2021(令和3)年4月13日)

(2) 名古屋市における本事業の概要

1) 職員体制と業務内容

ショートステイ利用申請は各区役所の民生子ども課民生子ども係または支所区民福祉課保護・子ども係が窓口となる。主な係業務としては、児童虐待防止、子育て支援、保育、子ども会、ひとり親家庭支援等であり、ショートステイ事業も含まれる。各区役所・支所に児童相談所と兼務の児童福祉司が配置されている。

2) 里親によるショートステイ事業に取り組むようになった経緯

ショートステイの受け入れ先であった、児童養護施設や乳児院の入所率が高く、施設でのショートステイ対応が困難な状況があったため、里親を担い手とすることにより、質及び量の両面から、より幅広く市民のニーズに対応した制度運営を目指すことができると考え、2016(平成28)年9月に事業を開始した。

3) 仕組みの見直しや関係機関との情報交換について

児童相談所の里親担当は、定期的に担当者会を開催している。また、施設の里親支援専門相談員を含めた担当者会も定期的に実施している。児童相談所が主催する関係機関会議(年3回)に里親会が参加したり、児童相談所と里親会の懇談会(年1回)を開催し情報交換をしている。

(3) 里親によるショートステイの実践内容

1) 委託先の選定、里親に委託できると判断するポイントについて

ショートステイの受付窓口である各区役所・支所が保護者から状況を伺いながら判断し、受け入れ施設の調整を行う。保護者が里親を希望される場合は、受け入れ調整先の施設の里親支援専門相談員と相談しながらすすめている。

里親への委託の判断については、里親によるショートステイの了解が得られる保護者であること、子どもの状況や期間などを踏まえ、総合的に判断している。

2) 利用家庭から収集する情報や委託機関への情報提供について

ショートステイ利用の理由や、利用児童の健康状況や食事の内容、配慮すべき点等の情報を聴取することについて、施設委託と里親委託の場合で情報量に違いはない。委託機関には保護者

から提出された申込書、健康状況票をもとに、区役所・支所が保護者から聞き取った情報を加えて詳細に伝えている。

利用家庭が要支援家庭の場合は、必要に応じて支援機関や支援の経過等を伝え、配慮すべき点等について情報提供を行っている。

3) 預けられる子どもへの説明について

保護者から子どもへ説明していただくとともに、ショートステイ利用を受け付けた際に各区役所・支所から説明や、利用する日に委託機関の里親支援専門相談員から説明をするなどさまざまである。

4) 送迎方法について

原則、委託機関の職員が送迎を行っており、送迎の際に里親と利用者が顔を合わせる機会はない。委託機関が保護者と里親の調整を行うため、里親は送迎の必要なく負担が軽減されるが、施設側は送迎のための人手が必要になることが負担になる場合がある。

5) 委託中の状況確認や緊急時対応について

アンケート調査では、委託中の子どもの状況確認や緊急時対応は委託機関が行うとの回答であった。里親が養育について疑問や心配があった場合等に、速やかに委託機関(施設)へ連絡し、相談や対応できる体制を整えている。実際に子どもの体調不良等による保護者への連絡や、区役所・支所への連絡調整が行われたケースがある。また、万が一里親の元でショートステイが継続できない場合は、委託機関(施設)が他里親への調整を図っている。

6) 利用家庭のフォローアップについて

各区役所・支所は要保護児童対策地域協議会であることから、必要に応じて児童相談所等の関係機関と情報共有し支援を行っている。行政がフォローアップするにあたり、委託機関とはショートステイの利用を通じて、子どもの様子や保護者との関わりで得られた情報の共有をはかっていると考えている。

(4) 里親リクルート・登録について

1) ショートステイを担う里親のリクルート、登録者数について

児童相談所が行う里親の認定前研修の中で、ショートステイ事業についても児童相談所から説明している。登録している養育里親は 214 世帯(2020(令和 2)年 3 月 31 日現在)で、うち 51 世帯がショートステイを担う里親に登録されており、ショートステイで受け入れ可能な子どもの条件や状況に応じての可否はあるが、全ての世帯が実働できる状況にある。

2) 里親の活動形態と情報共有

ショートステイを担う里親は、一時保護やレスパイト・ケアの委託も受けることができ、児童相談所と各区役所・支所とが連携を図りながら対応している。また、里親の登録状況やショートステイなどの委託状況については、児童相談所と委託機関(施設)の里親担当者会を通じて情報共有を行っている。

親子縁組里親 養育里親

里親ショートステイの登録にご協力をお願いします

名古屋市では、平成 29 年度の前年比で 285 名の子どもが、保護者の何らかの事由でショートステイを利用しました。その内、延べ 47 名の子どもが、里親さんのお宅を利用しました。里親さんを利用することで、子どもたちは、いつも通っている保育園や幼稚園、小中学校に通うことができます。また、現状では長期的な委託を受けることができない里親さんにとっては、子育て支援の支援者として、名古屋市の子ども福祉に貢献したことが出来ます。

預かっていたお子さんの傾向として、学童児、お盆休みシーズンであることが多く、期間は、昼休み、年末年始などの長期休みが利用されています。

現在、ショートステイ先として登録している里親は 214 世帯です。将来的には、*中学校区ごとにショートステイ先の里親がいる*があることを目指しています。みなさまのご協力をお願いします。

詳しくは裏面に記載ください。

子どものショートステイ登録とは?

市内にお住まいの 18 歳未満の子どもさんで、その保護者の方が社会的な理由(病気、犯罪、虐待、災害、振替葬祭、失業、就職、出産及び学費など公的行事への参加)により一時的に家庭での子育てが困難になった時に、家庭として一時的な居場所として、幼稚園・児童福祉施設、児童養育施設でお子さんをお預かりします。

登録方法

☆問い合わせ先は、下記お住まいの地域の担当者までご連絡ください。ご希望の方には、詳しい資料についても送付させていただきます。

事務担当

○津島・豊島・港・中川・南區にお住まいの方
名古屋児童福祉センター(さくら)
児童支援専門相談員 山口
☎052-521-7557

○千種・北・守山・名古屋に在住の方
五基会乳児院 児童支援専門相談員 北田
☎052-792-1874

○東・西・南・中村・昭和區にお住まいの方
児童会乳児院 児童支援専門相談員 次野
☎052-241-1700

○鶴・天竺宮にお住まいの方
乳児院(たか) 児童支援専門相談員 宗吉
☎052-693-5628

○ショートステイ先になるには

相談 お件お住まいの区の福祉窓口となる施設(※1)にご連絡ください。訪問日時を相談します。

↓

送付 施設と児童相談所(世帯ごと)との契約となります。契約書を送ります。

↓

委託 契約した施設の児童支援専門相談員から、ショートステイの打診があります。

○福祉窓口および協働施設(※1)

施設名	〒460-0001 五基会乳児院 (守山)名古屋山 3321	〒460-0001 児童会乳児院 (中津路) 3-33-11 (052-241-1700)	〒460-0001 日たか 福祉会(中津路) (052-241-2637)	〒460-0001 名古屋児童養育院 (瑞穂) 4-26-37 (052-021-7867)
担当区	千種・北・守山・名古屋	東・西・中村・昭和	鶴・天竺宮	瑞穂・津島・中川・南

○里親ショートステイについてのよくある質問

Q1 利用中に利用期間の変更や打診の要請により里親が対応できなくなった場合はどうするの?

A1 借受者は、社会福祉事務所を利用の変更について連絡します。連絡を受けた社会福祉事務所は、初月の変更について、施設に連絡します。児童支援専門相談員は、里親に利用の状況について連絡し、対応の可否について、社会福祉事務所に報告します。

里親は、委託開始前に打診の要請により打診が困難になったときは、担当地区の施設に連絡していただき、児童支援専門相談員が、次のショートステイ先をお探します。丁寧に対応いたします。

Q2 子どもの学校や幼稚園を休校にするの?

A2 里親さんから子どもが預かる場合は、退学ではありません。

Q3 里親はどのくらいいるの?

A3 里親ショートステイに係る登録については、以下の事業内容の開始に名古屋市の加入します。詳しくは担当地区の児童福祉センター(相談員)までお問い合わせください。

- ・賠償責任保険: 約済内容: 対人・対物 5,000 万円
- ・傷害保険(子どもが加入する保険): 死亡・後遺障害 5,000 万円

Q4 事故やトラブルに合った場合はどうするの?

A4 事故やトラブルに合った場合は、担当地区の施設に連絡していただき、借受者への連絡等は、児童支援専門相談員が行います。

図表Ⅲ-18. 里親に向けた事業協力依頼のリーフレット

(5) ショートステイ事業の効果と課題

1) ショートステイ事業の存在意義

ショートステイ事業は、社会的な理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に利用できる事業として、子ども及びその家庭の福祉の向上を図ることができる。また、里親によるショートステイをして良かったこととして、子どもが保育所や学校に行けることなどが挙げられ、子どもも里親家庭を利用することで安心感が持てるという実感がある。

2) 里親によるショートステイの課題と理想像

課題として、ショートステイを担う里親の少なさや里親専門相談員の業務負担が増えていること、が挙げられる。今後は里親によるショートステイをより多くの登録里親に理解してもらいながら、養育里親の登録そのものを増やしていきたい。

＝コラム＝ 福岡市の取り組み～みんなで里親プロジェクト～

■ SOS子どもの村の活動

「SOS子どもの村 JAPAN」は、福岡市で児童相談所と「子ども NPO センター福岡」の協働の里親普及支援事業「新しい絆プロジェクト」から生まれました。「すべての子どもに愛ある家庭を」をスローガンに、世界に広がる「SOS子どもの村インターナショナル」の日本法人として、2010(平成 22)年に福岡市西区今津に「子どもの村福岡」を開村し、5 軒の家族の家と子どもたちのための「里親による代替養育」とその支援プログラムを開発してきました。さらに、2013(平成 25)年からは福岡市からの委託事業として、地域の中で養育に困難を抱える子どもと家族のために、子ども家庭支援センター「SOS子どもの村」を開設し、①休日夜間の相談事業、②里親の研修、③「子どもの村福岡」でのショートステイの受け入れを始めました。

■ ショートステイ制度

ショートステイは、家庭における養育が困難な子どもを、児童養護施設や乳児院で原則 7 日以内預かる制度です。育児疲れや親の疾病、出産や仕事など様々な理由で、「保護者が申請して利用する」子育て支援のサービスの一つです。利用する家族の意思が尊重されること、困難を抱える家族への早期介入のきっかけとなる、「虐待防止の切り札」とも言われています。子育て困難な家族の増加を背景に、全国でも年々、利用人数も利用日数も増えています。

2013(平成 25)年から「子どもの村福岡」でもショートステイの受け入れを開始しましたが、利用相談が増え、十分な受け入れができないため、地域で里親を増やし、地域の里親が地域の親子を支援する仕組みができればという思いから、「子どもの村福岡」がある福岡市西区役所と相談し、「みんなで里親プロジェクト」がスタートしました。

■ みんなで里親プロジェクトのはじまり

2014(平成26)年に、福岡市児童相談所と、福岡市西区役所、SOS 子どもの村、福岡市社会福祉協議会、九州大学、福岡市里親会、福岡市西区民生委員・児童委員協議会でネットワークをつくり、協働しながら「みんなで里親プロジェクト」が始まりました。このプロジェクトは、①みんなで「里親」を理解する、②みんなで「里親のなり手」を増やす、③みんなで「里親養育のチーム」になり、親子を支える、の3つを目標に、福岡市西区をモデル地区として、里親普及と里親による短期預かりの仕組み作りに取り組んでいます。

里親によるショートステイを実現するためには、里親を担当する児童相談所、ショートステイを担当する市区町村といった、行政の枠組みを超えて協働することが求められます。

なお、このプロジェクトは、福岡市西区役所の「要保護児童支援地域協議会」の活動として位置付けられており、預かる子ども、家族の支援を、守秘義務を守りながら支援していく仕組みになっていることが特徴です。



■ 里親リクルート

ショートステイの受け入れを行う里親を増やすために、養育里親を増やす活動を始めました。市政だよりやSNS、新聞広告などを使って広く知らせる活動を行ったり、カフェ形式の説明会を行ったり、ファミリー・サポート・センターに協力をいただき、会報にチラシを同封する等、様々な活動を試みました。「みんなで里親プロジェクト」のネットワークに参加している関係団体と協働して里親リクルートを行っています。

里親希望者は、説明会でおおよその制度を知った後、児童相談所で行う面接や研修に繋がる方もいれば、家族との相談が必要で時間をかけて検討する方もいて、すぐに登録に結びつく方ばかりではありません。特に、コロナ禍においては、研修の機会が限られ、里親登録に至るまでの道のりが、以前より更に難しいものになったようです。こういった状況で、里親希望者がモチベーションを維持しながら、登録に向けて進んでいけるよう、コミュニケーションを丁寧にとりながら伴走支援をしています。

新規開拓の里親リクルートと、並行して、既存の里親へもアプローチしています。児童相談所の協力を得て、既存の里親へ里親ショートステイの活動への協力依頼のチラシを配布しました。その結果、既存の里親の中から複数名、ショートステイ里親の登録がありました。既存の里親に登録をしていただくことで、預かりの経験のある担い手が増えました。

■ 里親によるショートステイ

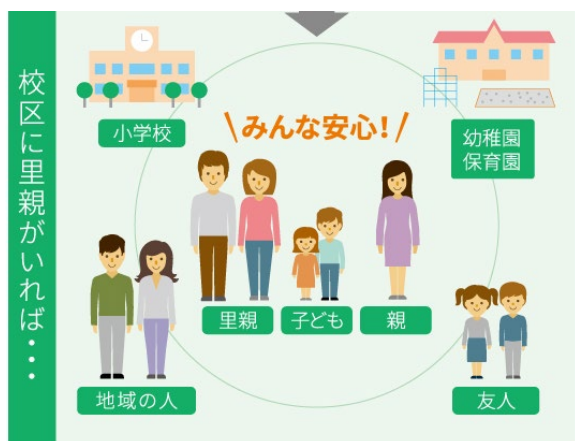
福岡市西区今津にある「子どもの村福岡」では、2013(平成 25)年度からショートステイの受け入れを行い、2020(令和 2)年4月からはショートステイ専用ハウスの運営を始めました。より多くの子どもをショートステイで受け入れることが出来るようになり、ショートステイ事業の課題を知ることが出来ました。この経験を、里親によるショートステイの仕組みづくりにも活かしています。

地域の里親によるショートステイは、リクルート活動を通じて養育里親の登録に至った方に、子どもの村のショートステイ里親として登録していただき、2017(平成 29)年度から「里親によるショートステイ」の試行を開始しました。「いつもの町で暮らしたい子どもがいます」をキャッチフレーズに、子どもが生活圏域を変えずに過ごせること、地域で子どもと家族を支援することで親子分離を防ぐことを目指し、地域での預かりの実践を行っています。

活動を続けるにつれて、新規開拓の里親、また既存の里親から事業の賛同を得て、ショートステイ里親の登録をしていただき、活動の担い手が増えてきました。2021(令和 3)年 7 月末時点で、ショートステイ里親は 12 世帯の登録となりました。ショートステイ里親の数が増えたことで実施件数も増えており、2020(令和 2 年)度は 13 家族・24 人・101 日(延べ数)の実績となりました。

子どもの村の「里親によるショートステイ」は、①里親家庭という家庭環境での預かりであること、②校区内、または近隣校区で預かることにより子どもの生活圏を変えないこと、③子どもと家族からの希望があれば通園や通学を続けること、④調整役(子ども家庭支援センターのソーシャルワーカー)が保護者と里親を仲介すること、⑤調整役が送迎を行い、育児疲れなどの保護者の負担を軽減できること、⑥調整役が子どもへの説明や、里親、保護者双方の預かり中の不安への対応を行うこと、⑦病気などの急な状況への対応は子どもの村福岡の専用ハウスで預かる後方支援機能があること、などが特徴として挙げられます。

預かりが始まった当初は生後2か月でミルクを飲んでいた子どもが、定期利用で、離乳食を食べるようになり、発語があったり、歩き始めたりと、子どもの成長を身近に感じる事が出来ま



した。基本的には、保護者との連絡や送迎は子どもの村のスタッフ(調整役)が行うため、保護者と里親が直接会うことはありませんが、調整役が双方の言葉を伝えることで、子どもの成長をともに喜ぶ関係となり、困った時には、安心して預けられる信頼関係が続いています。経験を重ねるうちに、急な依頼にも応じることが増えました。例えば、保護者の緊急入院や疾病の場合、当日や翌日から預かることもあります。

■ 福岡市のショートステイ事業のシステムの向上を目指して

施設のショートステイや一時保護の際、子どもたちは年齢で乳児院と児童養護施設に預かり先が分かれることがあります。里親によるショートステイでは、きょうだい一緒に預かりをすることもできます。また、ショートステイ中でも、同じ校区や近隣校区にいるショートステイ里親の送迎により子ども達は通園や通学を続けながら、親元へ帰る日を待つことが出来ます。このように、里親によるショートステイは、子どもや家族にとって様々なメリットがありますが、担い手である里親の数は絶対的に不足しています。

子どもの村では、福岡市内の施設のショートステイ担当者との連絡会を開催し、情報共有を行っています。まずは、施設のショートステイと里親によるショートステイの現状を知ることから始めていますが、今後の福岡市のショートステイ事業において、施設と連携しながら、地域のショートステイの担い手(里親)を増やし、地域の里親が預かるシステムが広がれば、保護者が「困った時、子育てに疲れてしまった時に繰り返し利用できる(=定員などの理由で断られない)」ものとなります。ショートステイが利用しやすくなることで、子育て支援が充実し、虐待予防につながると思っています。

これらのことから、乳児院や児童養護施設、児童家庭支援センター、フォスタリング機関などで里親によるショートステイの調整が行えるようになることや、緊急時の後方支援を施設と連携しスムーズに行えるようにするなど、福岡市のショートステイ事業のシステムの向上を目指す時期とも感じており、福岡市役所の担当課にも参加していただき、検討していく予定です。

■ ショートステイを利用した親子、預かった里親の声

里親によるショートステイを経験した、ある子どもは、「親と離れるのはさみしかったけど、きょうだいが一緒にいられたから安心できた」と教えてくれました。また、ショートステイが決まった時に、学校にいけないことで学習が遅れるのではないかと心配していた子どももいました。保護者からは「通学が続けられることを知って、子どもも納得してショートステイに行けた」と聞きました。里親からは、「きょうだいが力を合わせて乗り越えた期間だったと思います。普段の家庭生活に仲間入りしてもらって、にぎやかでした」と感想をいただきました。「短期」とは言え、子ども

にとって保護者を離れて過ごすことは、とても不安が大きな出来事と想像します。子どもも、保護者も、里親も、みんなの不安を軽減できるようにサポートを行っています。



■ 子どもの一時保護などの短期預かりとの支援の連動性

里親によるショートステイを利用する家庭の中には、過去に里親家庭へ一時保護委託されたケースもあります。そんな時、調整役として「同じ里親が預かれば良いのに」と感じる場合があります。短期間の預かりとは言え、子どもは里親家庭での生活に慣れるまで心理的負荷がかかりますし、里親も、以前預かった子どもであれば、ある程度の子どもの様子が分かり、スムーズな預かりになるのではないのでしょうか。

措置である一時保護と、子育て支援サービスであるショートステイ。制度としては別のものですが、家族と離れて過ごす子どもの気持ち、短期間預かる里親の気持ちにはあまり差はないように思います。行政・民間などの支援機関がそれぞれ守秘義務を守りながら、子どもや家庭の情報共有を行うことで、子どもも里親も負担が少なく預かれるように、支援をつなげていく必要があると感じており、官民を越えた多機関連携や支援の連動性について考える日々です。

【福岡市子ども家庭支援センター「SOS子どもの村」ソーシャルワーカー 永井 里美】



第IV章 結論と課題

1. 里親によるショートステイに関する全国調査のまとめと課題

本調査は、里親によるショートステイの現状の把握と今後の普及と展開に役立てることを目的として、現在、里親によるショートステイを実施している市町村を対象に行ったものである。また、厚生労働省の「新しい社会的養育ビジョン」において、児童家庭支援センター等が市区町村からの要請を受ける調整機関となって、里親をショートステイの受け皿として活用する仕組みが提案されていることから、全国の児童家庭支援センターに対しても同様の調査を行った。

まず、インターネットによる予備調査のなかで、ショートステイを里親で行っている可能性がある市町村は、1739 団体中 84 団体 4.8%であった。該当市町村である 84 団体へのアンケート調査では、回答を得た 49 団体中、里親ショートステイは 25 団体で実施されていた。

また、全国児童家庭支援センターへの調査では、全国 133 センター中、79 センター(59.4%)より回答を得、そのうち 54 センター(68.4%)が法人内施設でショートステイを実施しており、里親によるショートステイを行っているところは 5 センター(9.3%)であった。

両調査により、里親によるショートステイそのものが、市町村や児童家庭支援センターにまだ認識されていないことが明らかとなった。

その中ですでに取り組んでいる市町村や児童家庭支援センターの里親へのショートステイの導入理由として、「施設の定員の問題」「市区町村内に施設がないから」「里親による子育て支援の推進」「里親の専門性の活用」等があげられており、里親を活用することで、ショートステイ利用を断らずにすんだことや、地域での子育て支援となっていること、ショートステイ中子どもが保育園や学校などに行けることなどの利点が示された。一方、担ってくれる里親不足やマッチングなど調整支援体制の不足も課題としてあげられていた。

また、里親は都道府県(児童相談所)の管轄であり、児童相談所は里親に一時保護委託をするため、ショートステイに里親を割り当てられないと判断していることなどがあげられた。里親によるショートステイの実施にあたっては、市町村と都道府県(児童相談所)の理解と連携が重要であることが示唆された。

さらに、里親によるショートステイを実施している市町村、児童家庭支援センターを①市町村が独自で取り組むモデル、②市町村とフォスティング機関である児童家庭支援センターが協働で取り組むモデル、③市町村と里親会の事務局を兼ねる児童家庭支援センターが協働で取り組むモデル、④市町村と施設の里親支援専門相談員が協働で取り組むモデルとして、アンケート調査からピックアップした市町村や児童家庭支援センターにヒアリング調査をし、地域の状況、里親によるショートステイ事業の概要、実践内容、リクルートや登録、事業の効果と課題等についてそれぞれまとめた。こ

これらの実践報告は、今後取り組み始める自治体や機関にとって非常に参考になるものではないかと考える。

里親によるショートステイの実施推進について、以下のような課題が考えられる。

- (1) 本調査において、利用家庭の特徴として、ひとり親や精神的な疾病、虐待のリスクがあり要支援家庭としての見守りが必要な家庭が増えており、繰り返し利用にいたるリピーターも一定数いることが示された。また、子どもの特徴として、低年齢の利用が多いこと、不安定な養育環境で育った子どもや被虐待体験を持つ子ども、アタッチメントの問題を抱えた子ども、多動や発達上の課題がある子どもが多いことも示された。ショートステイを利用する家庭・子どもは、児童相談所等の専門機関のアセスメントを経っていない場合が多く、利用養育中に気づくことも多い。ショートステイ、里親によるショートステイを子育て支援事業の重要な要として位置づけ、これらの家庭や子どもについてのアセスメントが適切に行われることや、養育中の里親への支援、継続的な家庭支援体制の構築が必要である。
- (2) 里親によるショートステイを担う里親の絶対数が足りない現状がある。里親によるショートステイは、長期の養育里親はハードルが高いと感じている方にも「私にも社会貢献できるのではないか」とチャレンジしやすいものではないかと思われる。短期の里親、里親によるショートステイの啓発・リクルートをすすめていくことが、結果的に里親の増加、里親制度の推進につながるのではないかと考える。また、既存の里親にとっても短期間であるためショートステイ養育の体験をしていくことで里親としての養育力を高めていく機会となる。
- (3) 児童家庭支援センターの大半は児童福祉施設に併設されている。施設(センター)に、ショートステイ専用枠(棟)を設置し、児童家庭支援センターが里親支援、里親によるショートステイの調整役を担うことで、施設の多機能化や機能転換、地域支援につながるのではないかと考える。
- (4) 里親によるショートステイは、子どもを里親個人宅で預かるため、里親への様々な支援が必要なことに加え、緊急時に対応する支援として後方支援体制の整備(施設のショートステイ等)が必要である。また、乳児、医療的ケア児、障がい児など、対応に配慮が必要な子どもへのリスクマネジメントも必要である。関係者は里親への支援に加え、保護者を支援する協働養育の視点が必須であり、子どもも保護者も里親も安心してショートステイを利用できるように、双方の役割を理解し、それぞれの資質・スキルの向上を図っていく調整役・ソーシャルワーク機能が重要である。
- (5) 利用家庭には、繰り返し利用しながら虐待防止とともに親子分離を防止している要支援家庭も多い。多機関連携による情報共有や、要保護児童対策地域協議会のなかでの家族応援会議の実施などにより、アフターフォローの体制を強化していく必要がある。

2021(令和3)年1月には、厚生労働省より、各都道府県、指定都市、中核市宛に「子育て短期支援事業における里親の活用について」が出された。これにより2021(令和3)年4月から、児童相談所と市町村の協力により、里親がショートステイの担い手として活動することができるようになった。また、フォスターリング機関が市町村と連携し里親をリクルートするとともに、ショートステイを行う連携加算も予算化されている。このような動きの中で、本調査が里親によるショートステイの推進に役立つことを願っている。

【福岡市子ども家庭支援センター「SOS 子どもの村」センター長 松崎 佳子】

2. 助成事業アドバイザーより

厚生労働省は2021(令和3)年度最初の社会的養育専門委員会資料¹³の中で、我が国の子育て家庭の孤立について民間機関の調査結果をもとに以下のように示している。

現在、回答者の母親自身が育った市区町村で子育てをしているとの回答割合は、全体で27.8%で7割以上の母親は自身が育っていないまちで子育てを行っている。「近所に子どもを預かってくれる人がいる」との回答割合は全体では39.9%で、6割の母親は「子どもを預かってくれる人がいない」と回答している。

いわゆるアウェイ育児が7割以上を占め、6割は困っても子ども預けられない状況であることを国としても把握していることがわかる。また、この状況に応じるための子育て支援制度の利用状況については、国として以下のように把握していることが同資料の中で示されている。

支援の供給量としては、令和元年度実績を見ると、一時預かり事業については約521万人日、子育て短期支援事業のショートステイにあつては約9万人日、養育支援訪問事業は約18万件となっているが、未就園児1人当たりでは1年間に、一時預かり事業については約3日、ショートステイは約0.05日、養育支援訪問事業は約0.1件の利用にとどまっている。

本報告書で検討されているショートステイは、子どもが生まれた家庭で育ち続けられるようにするための予防的対応の切り札として期待されるが、実情としては上記の通りであり、実際に切り札として活用されることは限られている。今回の調査では、このような状況に応じてきた市町村の取り組みが明らかにされた。第Ⅱ章4でまとめられている通り、全国的にショートステイ事業所数は大幅な増加が続いているものの、自治体間の利用実態格差が大きい。考察にも示されている通り、本調査は特に里親によるショートステイの実施の可能性があるとして把握できた市町村のみを対象としていることから、限定的な把握にとどまる。しかし、ショートステイの主要な委託先とされる乳児院や児童養護施設だけでは受け皿が不足している、または、そのような受け入れ施設がない状況にあつてもショートステイ利用を断らないための解決策として里親によるショートステイを実施している自治体や民間の取り組み、実態が明らかにされている。これは、全国に多く存在する地域に施設のない自治体における今後のショートステイ活用を検討する上で特に参考になると考えられる。

本調査においては、このような状況でショートステイの対応をされている子どもや家族の特徴についても把握されている。子どもについては低年齢、逆境体験、アタッチメントや発達課題、ま

¹³ 厚生労働省(2021)第27回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会配布資料
<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000772092.pdf> (2021(令和3)年7月20日アクセス)

た、家庭については、ひとり親、精神疾患、虐待リスク、育児不安、低所得などが示されている。社会的養護の対象となる子どもや家庭と対象が重なっていることが想像できる。前述のショートステイの提供量(未就園児1人当たりでは1年間にショートステイは約0.05日)も合わせて考えると、予防の中でもかなりニーズが高まったケースでの利用に限られているのが現状と思われる。切り札として活用するとしても、もっと手前での活用がアウェイ育児7割の現状からも望まれるところである。そのためにはショートステイの数を増やし質も高める必要がある。これは2016(平成28)年改正児童福祉法で示された家庭養育優先原則で最優先とされた国や自治体が親を助ける具体的な方法の一つでもある。地域によってはすでに実践されており、全国で展開されている社会的養育推進計画の実践で取り組まれている里親等委託率の向上とも絡めて計画的に、ショートステイ里親を切り札ではなくもっと多くの人が普通に使えるようそれぞれの地域で展開する必要があるのではないだろうか。

国としても、これまで里親によるショートステイは施設からの再委託のみ実施可能であったものを、里親その他の市町村長が適当と認めた者に直接委託することを可能とした(フォスタリング機関等によるバックアップを想定)。今回の調査で、里親によつショートステイの運用については市町村が取り組む基本モデル以外にも地域の实情に合わせた様々な形で実施されており、児童家庭支援センターとの協働やフォスタリング機関との協働もすでになされていることがわかった。フォスタリング機関や児童家庭支援センターといった今後の社会的養育を中心的に担っていく機関が、市町村とともに里親によるショートステイを展開することで、市町村と県、予防的対応と社会的養護を実質的につなぐ役割も期待できる。また、ショートステイで対応されている子どもや家庭のニーズを見ても、これら社会的養護に関わる機関が協働することで緊急時対応も含めて市町村での対応が難しい部分をカバーすることも可能である。

すでに述べられているように、里親によるショートステイは里親家庭にとっても支援者にとっても、まずは短期での経験が可能であり里親養育を地域で安全に確実に広める契機とすることもできる。また、子どもからすれば、地域にショートステイ可能な里親が存在することで、ショートステイから一時保護、措置に至る環境変化が最小限に抑えられる。また、家庭復帰後も里親がショートステイ先となることでアフターケアまで養育者が変わらないことも子どもにとって大きなメリットであり再措置を防ぐことにもつながると考えられる。

新たな社会的養育体制構築の中で、社会的養護における家庭養育移行の動きを予防的対応、家庭支援や子育て支援の充実につなげることが必要とされている。施設から家庭養護への移行にとどまらず、家庭・地域での子どもの育ちを支える社会的養育体制の構築が求められている。さらにいえば、社会的養護をもとに予防を考えるのではなく、家族維持や家族再統合をもとにこれまでの社会的養護をどう変えていくかを考える必要があるのではないだろうか。地域で多くの家庭が必要としている子育て支援や家庭支援に、社会的養護が得意とする機能を活かすことができるよう

に、親子分離してから子どもへの支援を充実させるだけでなく、まずは親と一緒にいる間に子どもへの支援を充実させることに全力を注ぎ、その上で親子分離を避けられなかった子どもに代替的養育としてより良い環境を準備することが子どもの最善の利益を保障することにつながる。

このような意味でも里親によるショートステイは、各地で社会的養育推進計画の実践が始まった今こそ、その必要性を認識し実施することが重要であり、その必要性を認識している国に対して、実践にあたって課題を解決するための国の役割(制度や財政面での解決)についても支援者としてまとまった意見を提示していく必要がある。今回の調査報告はこのような動きを作っていく最初の取り組みとして大いに評価されるべきものである。一人でも多くの子どもが望む家庭で育つことができるよう、今後も全国に里親によるショートステイの取り組みが広がっていく中で、継続的な全国の実践状況の把握や成果と課題についての確認、また、実践や制度へのそれらの反映を続けていかなければならない。

【早稲田大学人間科学学術院 教授・早稲田大学社会的養育研究所 所長 上鹿渡 和宏】

資料編

1-1. 調査協力依頼文〈市町村用〉

令和2年6月10日

児童家庭支援センター
センター長 殿

福岡市子ども家庭支援センター「SOS子どもの村」
センター長 松崎 佳子
九州大学大学院人間環境学研究院
准教授 小澤 永治

里親による子育て短期支援事業（ショートステイ事業） に関する調査について（お願い）

初夏の候、貴職にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、新型コロナ対策につきましては、心身共にご多忙な日々をお過ごしのこととお見舞い申し上げます。

さて、福岡市においては、家族の孤立、貧困、親の病気や育児疲れなどを背景とした子育て短期支援事業（以下、ショートステイ）の利用が増えています。当法人では、2013（平成25）年度より「子どもの村福岡」の里親家庭で子どものショートステイを受け入れており、保護者の送迎負担や子どもたちが登園・登校できないこと、対応に配慮が必要な子どもの増加など、様々な課題に直面しました。

そこで、2017（平成29）年度から福祉医療機構の助成を受けながら、福岡市西区役所や福岡市児童相談所・九州大学等と協働で「みんなで里親プロジェクト」に取り組んでいます。これは、地域に里親を増やし、里親の養育の質の向上を図りながら、地域の里親によるショートステイの実践により、「みんなで子どもと家庭を支援し、親子分離と虐待防止する地域の仕組み」づくりを目的としたプロジェクトです。

また、里親によるショートステイの実施においては、厚生労働省が示した「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年8月2日付）のⅢ-1-1)-(2)で提案されている「児童家庭支援センターが市区町村からの要請を受ける調整機関となって、里親をショートステイの受け皿として活用する仕組み」を実践しており、今後は「ふくおかモデル」として各地への波及を目指しております。

本調査はその一環として実施するもので、里親によるショートステイの実態及び課題を伺いたく、裏面に掲載したとおり調査を計画いたしました。ご多忙中、大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、『2019年度事業報告集』と『News Letter（みんなで里親プロジェクト特別版）』を同封しております。ご一読いただけますと幸甚です。

里親による子育て短期支援事業（ショートステイ事業）に関する調査（概要）

1. 調査目的

ショートステイ事業の実態と課題を把握し、その結果の分析を通して、特に里親によるショートステイ事業の今後の普及と展開に役立てる。

2. 調査対象

「子育て短期支援事業実施要綱」及び「2015（平成27）～2019（平成31）年度 子ども・子育て事業計画」の子育て短期支援事業の項目に「里親」や「ファミリーホーム」のワードが記載されている市町村及び全国児童家庭支援センター協議会会員の児童家庭支援センター

3. 調査方法

同封の調査票に回答を直接ご記入の上、同封の返信用封筒にて**令和2年7月10日まで**にご返送ください。

4. 倫理的配慮

調査票は厳重に管理し、回答内容は記号化した上でコンピューターにより統計的に処理します。貴機関名・部署名・ご担当者氏名等は二次調査のご依頼のために使用し、回答結果と個別の自治体名等を特定して公表することはありません。

また、本調査は、九州大学人間環境学研究院臨床心理学講座倫理委員会の審査承認を得ております。

5. お問い合わせ先

特定非営利活動法人 SOS 子どもの村 JAPAN

担当：永井・田邊

住所：〒810-0042 福岡県福岡市中央区赤坂1丁目3-14 プランシェ赤坂3階

TEL：092-737-8655

E-mail: foster.west@sosjapan.org

1-2. 調査票<市町村用>

里親による子育て短期支援事業（短期入所生活援助：ショートステイ）に関する調査票

【市区町村用】

【調査の目的】

本調査は、子育て短期支援事業として行われている短期入所生活援助（ショートステイ）事業の実態と課題を把握し、その結果の分析を通して、特に里親（ファミリーホーム含む）によるショートステイ事業の今後の普及と展開に役立てることを目的としています。

なお、本調査で対象とする「ショートステイ事業」は、子育て短期支援事業として行われている短期入所生活援助を指し、夜間養護等（トワイライトステイ）事業は除きます。

【回答方法】

調査項目及び回答欄は、全てこの調査票内に記載しております。回答は直接この調査票にご記入ください。

【回答の取り扱い】

記入頂いた調査票は厳重に管理し、回答内容は記号化した上でコンピューターにより統計的に処理します。貴機関名・部署名・ご担当者等は二次調査のご依頼のために使用し、回答結果と個別の自治体名等を特定して公表することはありません。

また、全ての回答内容は本調査の目的以外には使用しません。

【返送方法】

ご回答頂きました本調査票を、同封の返信用封筒に封入の上、令和2年7月10日（金）までにご投函をお願い致します。

貴機関についてご記入ください。

機関・部署名			
住所	〒		
電話番号		ご担当者氏名	
調査結果の送付希望	ア. 希望する イ. 希望しない		

本調査に関するお問い合わせ

本調査に関するお問い合わせは、以下までご連絡ください。

〒810-0042 福岡県福岡市中央区赤坂1丁目3-14 プランシェ赤坂3階

特定非営利活動法人 SOS 子どもの村 JAPAN 担当 永井・田邊

E-mail: foster.west@sosjapan.org

Tel: 092-737-8655

I. 子育て短期支援事業におけるショートステイ事業（短期入所生活援助）の実施について

1. ショートステイ事業（短期入所生活援助）の実施について教えてください。

(1) ショートステイ事業（短期入所生活援助）を実施していますか。

ア. 事業を実施していない → 質問 I. 1. (2)にお進みください。

イ. 事業を実施している → 次のページの質問 II へお進みください。

(2) (1) で「ア. 事業を実施していない」と答えた場合、実施していない理由をお答えください。

該当する記号全てに○をつけてください。(複数回答可)

ア. 事業へのニーズがないから

イ. 自治体内に実施できる施設がないから

ウ. 予算が確保できないから

エ. 他の事業で代用しているから (事業名: _____)

オ. その他 (_____)

※ショートステイ事業を実施していない場合、ここで調査は終了です。

ご協力ありがとうございました。

※ショートステイ事業を実施している場合は、次のページへお進みください。

(6) ショートステイ事業（短期入所生活援助）利用の理由について教えてください。

①2019年度の利用者が事業を利用した理由について、当てはまるもの全てに○をつけてください。

（複数回答可）

- ア. 疾病 イ. 出産 ウ. 就労 エ. 看護・介護
オ. 学校行事 カ. 冠婚葬祭 キ. 転勤・引っ越し ク. 資格取得
ケ. 育児不安・疲れ コ. その他（ ）

②上記①で選択した理由について、2019年度に利用件数が多かったもの上位3位までについて、その理由の記号と2019年度の利用件数について教えてください。

第1位		第2位		第3位	
理由の記号	利用件数	理由の記号	利用件数	理由の記号	利用件数
	件		件		件

(7) ショートステイ事業（短期入所生活援助）を利用した家庭の背景の傾向・特徴について教えてください。（自由記述）

[]

(8) ショートステイ事業（短期入所生活援助）を利用する子どもの特徴を教えてください。

（自由記述）

[]

(9) 今回の新型コロナウイルスのショートステイ事業（短期入所生活援助）への影響はいかがでしょうか。（複数回答可）

- ア. 緊急事態宣言中はショートステイの受入れを中止していた
イ. 2020年6月現在もショートステイの受入れを中止している
ウ. ショートステイの受入れは行っているがニーズが減少していた
エ. ニーズが高くなっていた
オ. 4月、5月と比べて増加してくると考えている
カ. ニーズの変化はない
キ. 現状ではニーズがどのようになるか分からない

※ショートステイ事業を里親で実施していない場合は、

次のページへお進みください。

※里親（ファミリーホーム含む）で実施している場合は、

6ページの質問Ⅲへお進みください。

※ショートステイ事業を里親で実施していない場合のみ、下記の(10)にご回答ください

(10) ショートステイ事業を里親で実施していない場合、以下の質問にお答えください。

① 里親で実施していない理由を教えてください。該当する記号全てに○をつけてください。

(複数回答可)

ア. 里親登録者数が少ないから

イ. 里親へ委託するための仕組みが整っていないから

ウ. ショートステイ利用者が少ない(いない)から

エ. 施設で対応できているから

オ. その他 ()

② 今後、里親でショートステイ事業を実施する見込みはありますか。

ア. 里親で実施したいが、現状ではできない(理由:)

イ. 里親で実施できるように準備を進めている

ウ. 今後も里親で実施する予定はない

エ. 今後の見込みはわからない

オ. その他 ()

※里親でショートステイ事業を実施していない場合は、

ここで調査は終了です。

ご協力ありがとうございました。

※里親(ファミリーホーム含む)で実施している場合は、

次ページの質問Ⅲへお進みください。

※里親（ファミリーホーム含む）でショートステイ事業を実施している場合は以下の質問にご回答ください。

Ⅲ. 里親によるショートステイ事業（短期入所生活援助）について

1. 事業の概要についてお尋ねします。

(1) 事業の実施機関あるいは委託先機関を教えてください。

- ア. 自治体で実施している
- イ. 児童相談所で実施している
- ウ. 施設（里親支援専門相談員）に委託している→（施設名： _____）
- エ. 児童家庭支援センターに委託している→（機関名： _____）
- オ. フォスターリング機関に委託している→（機関名： _____）
- カ. 里親会に委託している
- キ. その他（ _____ ）

(2) 里親へショートステイを委託するようになった理由を教えてください。

該当する記号全てに○をつけてください。（複数回答可）

- ア. 市区町村内に施設がないから
- イ. 施設の定員の問題で受け入れができないから
- ウ. 地域の里親による子育て支援を進めているから
- エ. 里親の専門性が活用できるから
- オ. その他（ _____ ）

(3) ショートステイ期間中の保険について教えてください。

① 保険に加入していますか。

ア. 加入あり → 以下 A~D の質問にお答えください。

イ. 加入なし

- | | | |
|--------------|-----------------|------------|
| A. 加入先…………… | ア. 全国里親会 | イ. その他保険会社 |
| B. 加入者…………… | ア. 自治体の長 | イ. 里親個人 |
| | ウ. その他（ _____ ） | |
| C. 対人賠償…………… | ア. あり | イ. なし |
| D. 対物賠償…………… | ア. あり | イ. なし |

2. ショートステイ利用申し込みから終了までの関わりについて教えてください。

(1) 利用家庭と里親のマッチングや連絡・調整は誰が行っていますか。

該当する記号全てに○をつけてください。（複数回答可）

- ア. 自治体担当者が行う
- イ. 児童相談所が行う
- ウ. 施設（里親支援専門相談員）が行う
- エ. 児童家庭支援センターが行う
- オ. フォスターリング機関が行う
- カ. 里親会が行う
- キ. その他（ _____ ）

(2) 里親宅までの送迎はどのようにしていますか。

- ア. 施設や児童家庭支援センターなどの委託機関が送迎する
- イ. 利用者が里親宅へ送迎する
- ウ. 里親が利用者宅まで送迎する
- エ. （機関名： _____ ）が送迎する

※次のページに続きます

(3) 委託中に子どもの状況確認を行っていますか。

ア. 確認している → 以下 A・B の質問にお答えください。

イ. 確認していない

A. 確認を行う機関名 ()
B. 方法…………… ア. 家庭訪問 イ. 電話 ウ. メール
(複数回答可) エ. その他 ()

(4) 緊急時の対応についてお聞きます。

① 里親が夜間や土日祝日に連絡を取りたい場合、対応ができますか。

ア. 対応できる

イ. 対応できない

② 緊急の事情で里親の元でショートステイが継続できなくなった場合はどのようにしますか。

(複数回答可)

ア. 施設で受け入れ、ショートステイを継続する

イ. 他の里親でショートステイを継続する

ウ. 一時保護に変更する

エ. その他 ()

(5) 里親によるショートステイをして、よかったことを教えてください。

該当する記号全てに○をつけてください。(複数回答可)

ア. 地域の里親が子育てを支援してくれること

イ. 子どもが保育園や小学校などに行けること

ウ. 子育てが困難な家庭の状況が把握できること

エ. 里親同士で助け合えること

オ. ショートステイ利用を断らずに済むこと

カ. その他 ()

(6) 里親によるショートステイで困っていることを教えてください。

該当する記号全てに○をつけてください。(複数回答可)

ア. 地域に里親が少ないこと

イ. ショートステイを担うことの出来る里親が少ないこと

ウ. 利用者が増えて、予算に影響していること

エ. 緊急時の対応に不安があること

オ. 児童相談所の協力が得られないこと

カ. その他 ()

(7) 里親によるショートステイを実施・継続する上での課題や苦労があれば教えてください。

()

※次のページに続きます

2-1. 調査協力依頼文〈児童家庭支援センター用〉

令和2年6月10日

児童家庭支援センター
センター長 殿

福岡市子ども家庭支援センター「SOS子どもの村」
センター長 松崎 佳子
九州大学大学院人間環境学研究院
准教授 小澤 永治

里親による子育て短期支援事業（ショートステイ事業） に関する調査について（お願い）

初夏の候、貴職にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、新型コロナ対策につきましては、心身共にご多忙な日々をお過ごしのこととお見舞い申し上げます。

さて、福岡市においては、家族の孤立、貧困、親の病気や育児疲れなどを背景とした子育て短期支援事業（以下、ショートステイ）の利用が増えています。当法人では、2013（平成25）年度より「子どもの村福岡」の里親家庭で子どものショートステイを受け入れており、保護者の送迎負担や子どもたちが登園・登校できないこと、対応に配慮が必要な子どもの増加など、様々な課題に直面しました。

そこで、2017（平成29）年度から福祉医療機構の助成を受けながら、福岡市西区役所や福岡市児童相談所・九州大学等と協働で「みんなで里親プロジェクト」に取り組んでいます。これは、地域に里親を増やし、里親の養育の質の向上を図りながら、地域の里親によるショートステイの実践により、「みんなで子どもと家庭を支援し、親子分離と虐待防止する地域の仕組み」づくりを目的としたプロジェクトです。

また、里親によるショートステイの実施においては、厚生労働省が示した「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年8月2日付）のⅢ-1-1)-(2)で提案されている「児童家庭支援センターが市区町村からの要請を受ける調整機関となって、里親をショートステイの受け皿として活用する仕組み」を実践しており、今後は「ふくおかモデル」として各地への波及を目指しております。

本調査はその一環として実施するもので、里親によるショートステイの実態及び課題を伺いたく、裏面に掲載したとおり調査を計画いたしました。ご多忙中、大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、『2019年度事業報告集』と『News Letter（みんなで里親プロジェクト特別版）』を同封しております。ご一読いただけますと幸甚です。

里親による子育て短期支援事業（ショートステイ事業）に関する調査（概要）

1. 調査目的

ショートステイ事業の実態と課題を把握し、その結果の分析を通して、特に里親によるショートステイ事業の今後の普及と展開に役立てる。

2. 調査対象

「子育て短期支援事業実施要綱」及び「2015（平成27）～2019（平成31）年度 子ども・子育て事業計画」の子育て短期支援事業の項目に「里親」や「ファミリーホーム」のワードが記載されている市町村及び全国児童家庭支援センター協議会会員の児童家庭支援センター

3. 調査方法

同封の調査票に回答を直接ご記入の上、同封の返信用封筒にて**令和2年7月10日まで**にご返送ください。

4. 倫理的配慮

調査票は厳重に管理し、回答内容は記号化した上でコンピューターにより統計的に処理します。貴機関名・部署名・ご担当者氏名等は二次調査のご依頼のために使用し、回答結果と個別の自治体名等を特定して公表することはありません。

また、本調査は、九州大学人間環境学研究院臨床心理学講座倫理委員会の審査承認を得ております。

5. お問い合わせ先

特定非営利活動法人 SOS 子どもの村 JAPAN

担当：永井・田邊

住所：〒810-0042 福岡県福岡市中央区赤坂1丁目3-14 プランシェ赤坂3階

TEL：092-737-8655

E-mail: foster.west@sosjapan.org

2-2. 調査票<児童家庭支援センター用>

里親による子育て短期支援事業（短期入所生活援助：ショートステイ）に関する調査票 【児童家庭支援センター用】

【調査の目的】

本調査は、子育て短期支援事業として行われている短期入所生活援助（ショートステイ）事業の実態と課題を把握し、その結果の分析を通して、特に里親（ファミリーホーム含む）によるショートステイ事業の今後の普及と展開に役立てることを目的としています。

なお、本調査で対象とする「ショートステイ事業」は、子育て短期支援事業として行われている短期入所生活援助を指し、夜間養護等（トワイライトステイ）事業は除きます。

【回答方法】

調査項目及び回答欄は、全てこの調査票内に記載しております。回答は直接この調査票にご記入ください。

【回答の取り扱い】

記入頂いた調査票は厳重に管理し、回答内容は記号化した上でコンピューターにより統計的に処理します。貴センター名・ご担当者等は二次調査のご依頼のために使用し、回答結果と個別の自治体名等を特定して公表することはありません。

また、全ての回答内容は本調査の目的以外には使用しません。

【返送方法】

ご回答頂きました本調査票を、同封の返信用封筒に封入の上、令和2年7月10日（金）までにご投函をお願い致します。

貴センターについてご記入ください。

児童家庭支援センター名			
住所	〒		
電話番号		ご担当者氏名	
調査結果の送付希望	ア. 希望する イ. 希望しない		

本調査に関するお問い合わせ

本調査に関するお問い合わせは、以下までご連絡ください。

〒810-0042 福岡県福岡市中央区赤坂1丁目3-14 プランシェ赤坂3階

特定非営利活動法人 SOS 子どもの村 JAPAN 担当 永井・田邊

E-mail: foster.west@sosjapan.org

Tel: 092-737-8655

貴センターの運営主体法人名をご記入ください

[

]

貴センターの設置場所をご記入ください

1. 児童養護施設（ ）に併設されている。
2. 乳児院（ ）に併設されている。
3. 法人施設の敷地内に専用施設として設置されている。
4. 法人施設の敷地外に専用施設として設置されている。

I. 子育て短期支援事業におけるショートステイ事業（短期入所生活援助）の実施について

1. ショートステイ事業（短期入所生活援助）の実施について教えてください。

(1) ショートステイ事業（短期入所生活援助）を実施していますか。

- ア. 事業を実施していない → 質問 I. 1. (2)にお進みください。
- イ. 事業を実施している → 次のページの質問 II へお進みください。

(2) (1) で「ア. 事業を実施していない」と答えた場合、実施していない理由をお答えください。

該当する記号全てに○をつけてください。(複数回答可)

- ア. 事業へのニーズがないから
- イ. 自治体からの委託依頼がないから
- ウ. 予算が確保できないから
- エ. 他の事業で代用しているから (事業名:)
- オ. その他 ()

※ショートステイ事業を実施していない場合、ここで調査は終了です。

ご協力ありがとうございました。

※ショートステイ事業を実施している場合は、次のページへお進みください。

②上記①で選択した理由について、2019年度に利用件数が多かったもの上位3位までについて、その理由の記号と2019年度の利用件数について教えてください。

第1位		第2位		第3位	
理由の記号	利用件数	理由の記号	利用件数	理由の記号	利用件数
	件		件		件

(6) ショートステイ事業（短期入所生活援助）を利用した家庭の背景の傾向・特徴について教えてください。（自由記述）

[]

(7) ショートステイ事業（短期入所生活援助）を利用する子どもの特徴を教えてください。（自由記述）

[]

(8) ショートステイ事業（短期入所生活援助）を利用する家庭が要支援家庭であった場合、行政との連携をどのようにされているか教えてください。（自由記述）

[]

(9) 今回の新型コロナウイルスのショートステイ事業（短期入所生活援助）への影響はいかがでしょうか。（複数回答可）

- ア. 緊急事態宣言中はショートステイの受入れを中止していた
- イ. 2020年6月現在もショートステイの受入れを中止している
- ウ. ショートステイの受入れは行っているがニーズが減少していた
- エ. ニーズが高くなっていた
- オ. 4月、5月と比べて増加してくると考えている
- カ. ニーズの変化はない
- キ. 現状ではニーズがどのようになるか分からない

※ショートステイ事業を里親で実施していない場合は、

次のページへお進みください。

※里親（ファミリーホーム含む）で実施している場合は、

6ページの質問Ⅲへお進みください。

※ショートステイ事業を里親で実施していない場合のみ、下記の(10)にご回答ください

(10) ショートステイ事業を里親で実施していない場合、以下の質問にお答えください。

① 里親で実施していない理由を教えてください。該当する記号全てに○をつけてください。

(複数回答可)

ア. 里親登録者数が少ないから

イ. 里親へ委託するための仕組みが整っていないから

ウ. ショートステイ利用者が少ない(いない)から

エ. 施設で対応できているから

オ. その他 ()

② 今後、里親でショートステイ事業を実施する見込みはありますか。

ア. 里親で実施したいが、現状ではできない(理由)

イ. 里親で実施できるように準備を進めている

ウ. 今後も里親で実施する予定はない

エ. 今後の見込みはわからない

オ. その他 ()

※里親でショートステイ事業を実施していない場合は、

ここで調査は終了です。

ご協力ありがとうございました。

※里親(ファミリーホーム含む)で実施している場合は、

次ページの質問Ⅲへお進みください。

※里親（ファミリーホーム含む）でショートステイ事業を実施している場合は以下の質問にご回答ください。

Ⅲ. 里親によるショートステイ事業（短期入所生活援助）について

1. 事業の概要についてお尋ねします。

(1) 事業の実施状況について教えてください。(複数回答可)

- ア. 施設に委託している→(施設名:)
- イ. 施設で受け入れが出来ない場合に里親に委託している。
- ウ. ショートステイを里親に委託する契約をしている。
- エ. 児童家庭支援センターのショートステイ専用棟で受託している。

(2) ショートステイを里親に委託する場合、誰がコーディネートをしていますか。

- ア. 児童家庭支援センターの相談支援員
- イ. 児童家庭支援センターの里親支援専門相談員
- ウ. 施設の里親支援専門相談員
- エ. フォスターリング機関のスタッフ
- オ. その他 ()

(3) 里親へショートステイを委託するようになった理由を教えてください。

該当する記号全てに○をつけてください。(複数回答可)

- ア. 施設が遠く、利用が難しい場合があるから
- イ. 施設の定員の問題で受け入れができないから
- ウ. 地域の里親による子育て支援を進めているから
- エ. 里親の専門性が活用できるから
- オ. その他 ()

(4) ショートステイ期間中の保険について教えてください。

① 保険に加入していますか。

ア. 加入あり → 以下 A~D の質問にお答えください。

- イ. 加入なし
- | | | |
|------------|------------|------------|
| A. 加入先……… | ア. 全国里親会 | イ. その他保険会社 |
| B. 加入者……… | ア. 自治体の長 | イ. 里親個人 |
| | ウ. その他 () | |
| C. 対人賠償……… | ア. あり | イ. なし |
| D. 対物賠償……… | ア. あり | イ. なし |

2. ショートステイ利用申し込みから終了までの関わりについて教えてください。

(1) 利用家庭と里親のマッチングや連絡・調整は誰が行っていますか。

該当する記号全てに○をつけてください。(複数回答可)

- ア. 自治体担当者が行う
- イ. 児童相談所が行う
- ウ. 施設（里親支援専門相談員）が行う
- エ. 児童家庭支援センターが行う
- オ. フォスターリング機関が行う
- カ. 里親会が行う
- キ. その他 ()

※次のページに続きます

- (2) 里親宅までの送迎はどのようにしていますか。
- ア. 児童家庭支援センターの職員が送迎する
 - イ. 施設の職員が送迎する
 - ウ. 利用者が里親宅へ送迎する
 - エ. 里親が利用者宅まで送迎する
 - オ. その他 () が送迎する
- (3) 委託中に子どもの状況確認を行っていますか。
- ア. 確認している → 以下 A・B の質問にお答えください。
 - イ. 確認していない
- A. 確認を行う機関名 ()

B. 方法…………… ア. 家庭訪問 イ. 電話 ウ. メール

(複数回答可) エ. その他 ()
- (4) 緊急時の対応についてお聞きます。
- ① 里親が夜間や土日祝日に連絡を取りたい場合、対応ができますか。
- ア. 対応できる
 - イ. 対応できない
- ② 緊急の事情で里親の元でショートステイが継続できなくなった場合はどのようにしますか。
(複数回答可)
- ア. 施設で受け入れ、ショートステイを継続する
 - イ. 他の里親でショートステイを継続する
 - ウ. 一時保護に変更する
 - エ. その他 ()
- (5) 里親によるショートステイをして、よかったことを教えてください。
該当する記号全てに○をつけてください。(複数回答可)
- ア. 地域の里親が子育てを支援してくれること
 - イ. 子どもが保育園や小学校などに行けること
 - ウ. 子育てが困難な家庭の状況が把握できること
 - エ. 里親同士で助け合えること
 - オ. ショートステイ利用を断らずに済むこと
 - カ. その他 ()
- (6) 里親によるショートステイで困っていることを教えてください。
該当する記号全てに○をつけてください。(複数回答可)
- ア. 地域に里親が少ないこと
 - イ. ショートステイを担うことの出来る里親が少ないこと
 - ウ. 利用者が増えて、ニーズに応えきれないこと
 - エ. 緊急時の対応に不安があること
 - オ. 児童相談所の協力が得られないこと
 - カ. その他 ()

※次のページに続きます

4. ショートステイを担う里親のリクルート・登録にあたって

(1) 効果的なこと、良かった点があれば、教えてください。

[]

(2) 苦労や課題があれば、教えてください。

[]

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

3-1. ヒアリング調査協力依頼文

令和2年11月吉日

<組織名>
組織所属長様
(子育て短期支援事業 ご担当者様)

福岡市子ども家庭支援センター「SOS子どもの村」
センター長 松崎 佳子

里親による子育て短期支援事業（ショートステイ事業） に関するヒアリング調査についてのご協力をお願い

晩秋の候、貴職にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

先般は里親による子育て短期支援事業に関するアンケート調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。この調査では、標記事業を行っている可能性のある市町村と児童家庭支援センターを対象に行い、6割の回答を得ることができました。

今回は、アンケート調査にご協力いただいた機関のうち、特徴的な取り組みを実施している機関に対し、ヒアリング調査を行い、具体的な実践内容や効果・課題を伺いたく、下記の通り調査を計画いたしました。つきましては、ご多忙中、大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解の上、ご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

里親による子育て短期支援事業（ショートステイ事業）に関するヒアリング調査（概要）

1. 調査目的

里親による子育て短期支援事業の展開方法や実践内容・効果・課題を把握・集約し、報告書としてまとめ、全国にお配りするとともに、学会報告等で取り組みのモデルを示すことで、里親による子育て短期支援事業の今後の普及と展開に役立てることを目的とします。

2. 調査対象

アンケート調査の結果、特徴的な取り組みを実施している機関

3. 調査方法

新型コロナウイルス感染症を考慮し、電話かオンラインツールを用い、60分程お時間をいただきます。その際、内容はICレコーダで録音させていただきます。また、ヒアリング調査報告内容につきましては、貴機関に原稿を確認していただき報告書記載といたします。

4. 把握したい内容

アンケート調査の回答を基に、以下についてお伺いします。差し支えない範囲で構いませんので、ご回答をお願いいたします。

(1) 基本情報・概要

- ① 地域の子育て環境や支援の特徴
- ② 職員体制（ショートステイ事業に関わる人数、職種、役割分担等）
- ③ 里親によるショートステイ事業に取り組むようになった、これまでの経緯
- ④ 里親委託の仕組みの見直しの有無や関係機関との意見交換について

(2) 実践内容

- ① 里親へ委託可能と判断するポイント
- ② 利用家庭の情報収集について（施設と里親委託の場合の情報量の違いの有無、情報収集ツールの有無等）
- ③ 利用家庭が要支援家庭の場合の里親との情報共有について
- ④ ショートステイ利用によって支援が必要と判断された家庭へのフォローアップ
- ⑤ 預けられる子どもへの説明について
- ⑥ 送迎について（利用者と里親が面会する場合、メリット・デメリットについて）
- ⑦ 緊急時対応について
- ⑧ 後方支援先の確保・情報共有について

(3) 里親リクルート・登録

- ① 里親の認定前研修でのショートステイ事業の説明の有無や事業の周知方法
- ② 養育里親登録者数とショートステイ里親の登録者数
- ③ ショートステイ里親登録者の中で実働できる里親数、実働できない里親の傾向

(4) 仕組み全般

- ① 里親によるショートステイの実践によって、子どもや家庭に与えた影響
- ② 里親によるショートステイを発展させるための課題や今後取り組んでいきたいこと、理想像

5. 倫理的配慮

アンケート調査では、調査票は厳重に管理し、回答内容は記号化した上でコンピューターにより統計的に処理しております。

二次調査（ヒアリング調査）では、里親ショートステイの実践モデルとして、調査報告書内に貴機関名を記載し、他の地域へ里親ショートステイを普及する一つの手立てとしたいと考えております。つきましては、調査報告書への掲載に関して、貴機関内でご理解いただいた上でご協力いただきたくお願い申し上げます。

また、本調査は、九州大学人間環境学研究院臨床心理学講座倫理委員会の審査承認を得ております。

6. お問い合わせ先

特定非営利活動法人 SOS 子どもの村 JAPAN

担当：永井・田邊

住所：〒810-0042 福岡県福岡市中央区赤坂1丁目3-14 ブランシェ赤坂3階

TEL：092-737-8655

E-mail: foster.west@sosjapan.org

3-2. ヒアリング調査質問票

	項目	質問内容
1. 基本情報・概要		
1)	地域情報	子育て環境や子育て支援で特徴的な点がございましたら、教えてください。
2)	組織体制	ショートステイ事業に関わる系の職種や人数、役割分担等について教えてください。
3)	動機	①里親によるショートステイ事業に取り組むようになられた、これまでの経緯（事業開始の時期、事業推進の中心となった機関や取り組みの動機等）を教えてください。
		②事業を展開するに当たり、苦勞した点や推進力が高まった出来事等がございましたら、教えてください。
4)	改善	里親委託の仕組みを見直す機会や関係機関との意見交換を行っていますか。行っている場合は、頻度やどこの機関と行っているか、また、その効果について教えてください。
2. 実践内容		
1)	開始時 マッチング	①委託先を施設にするか、里親にするかについて、どこが判断していますか。
		②里親に委託できると判断するポイントを教えてください。
2)	開始時 情報収集	①利用家庭から収集する情報について、施設と里親委託の場合で違いはありますか。
		②委託機関へ情報提供する場合に配慮している点を教えてください。
3)	情報共有	利用家庭が要支援家庭の場合、委託機関にはどのように、どの程度の情報提供をしていますか。
4)	フォロー アップ	①ショートステイ利用によって支援が必要と判断された家庭に対し、どこがどのようなフォローアップを行っていますか。
		②行政がフォローアップするにあたり、委託機関に対してどのようなことを4期待しますか。
5)	開始時	預けられる子どもへの説明はいつ、誰が、どのように行っていますか。説明用のツールを活用されている場合は、その内容を教えてください。
6)	送迎	①調査票では「 」と回答いただいておりますが、送迎の際に里親と利用者が顔を合わせる機会はありますか。
		②現在の送迎方法のメリット・デメリットがあれば、教えてください。
7)	緊急時 対応	①調査票では「 」と回答いただいておりますが、どのように対応されていますか。
		②実際に緊急時対応を行った事例等ありましたら、教えてください。

8)	後方支援	調査票では「 」と回答いただいておりますが、事前の後方支援先を確保されていますか。確保されている場合は、その方法について教えてください。
3. 里親リクルート・登録		
1)	事業周知 リクルート	①里親の認定前研修はどこの機関が行っていますか。
		②里親の認定前研修の中で、ショートステイ事業について説明する機会がありますか。説明機会があれば、どこの機関が説明していますか。
2)	登録	養育里親登録者数を教えてください。
3)	登録	調査票で「 」と回答いただいておりますが、①実働できる世帯数、②実働できない世帯の傾向を教えてください。
4)	委託	①ショートステイは市町村、一時保護は児相と窓口が異なることから支障が出る可能性がありますか。
		②児相と里親登録状況や委託状況（ショートステイ含む）について情報共有はどのように行っていますか。
4. 仕組み全般		
1)	効果	①ショートステイ事業（施設・里親含めて）の存在意義を教えてください。
		②里親によるショートステイの実践によって、子どもや家庭に与えた影響で実感することを教えてください。
2)	課題・ 展望	里親によるショートステイを発展させるための課題や今後取り組んでいきたいこと、理想像などあれば教えてください。

【参考文献】

- ・新たな社会的養育の在り方に関する検討会「新しい社会的養育ビジョン」（平成 29 年 8 月 2 日）
- ・厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長「子育て短期支援事業における里親の活用について」（令和 3 年 1 月 27 日子家発 0127 第 3 号）
- ・厚生労働省子ども家庭局長。「『子育て短期支援事業の実施について』の一部改正について」（令和 2 年 3 月 30 日子発 0330 第 19 号）
- ・総務省地方公共団体コード一覧表（令和元年 5 月 1 日）に記載された市町村 1739 団体（福岡県を除く）の子育て短期支援事業実施要綱、子ども・子育て支援事業計画、市町村ホームページ
- ・厚生労働省子ども家庭局長「『フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン』について」（平成 30 年 7 月 6 日子発 0706 第 2 号）
- ・武田玲子（2018）「子どもに対するショートステイによる在宅支援－ショートステイ実施施設のインタビュー調査から虐待予防の支援を探る－」子ども家庭福祉学, 第 18 号.
- ・武田玲子（2017）「児童虐待防止のための在宅支援－児童家庭支援センター、子ども家庭支援センターに関する一考察」明治学院大学社会学部附属研究所研究所年報, 47 巻, p. 85-101.
- ・伊藤嘉余子, 厚生労働省（2017）「『里親支援にかかる効果的な実践に関する調査研究事業』報告書」子ども・子育て支援推進調査研究事業.
- ・社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 児童部会（2010）「子どもショートステイ事業に関する提言」
- ・社会福祉法人 横浜博萌会 子どもの虹情報研修センター（2016）「児童家庭支援センターの役割と機能のあり方に関する研究（第 1 報）」
- ・社会福祉法人 横浜博萌会 子どもの虹情報研修センター（2017）「児童家庭支援センターの役割と機能のあり方に関する研究（第 2 報）」
- ・小池由香（2005）「養護系児童福祉施設の地域子育て支援に関する一考察」県立新潟女子短期大学研究紀要, 第 42 号.
- ・厚生労働省第 16 回社会保障審議会児童部会「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」資料「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針に定められた施策の評価書（平成 27 年度～令和元年度）」p. 39.
<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000585289.pdf>（最終閲覧：2021（令和 3）年 3 月 2 日）
- ・一般財団法人 女性労働協会（2015）「平成 28 年度全国ファミリー・サポート・センター活動実態調査結果」http://www.jaaww.or.jp/about/pdf/document_pdf/h28_emergency_koukoku.pdf

発行年月:2021(令和3)年8月

発行者:特定非営利活動法人 SOS 子どもの村 JAPAN

所在地:〒810-0042

福岡市中央区赤坂 1-3-14-202 ブランシェ赤坂

TEL :092-737-8664

FAX :092-737-8665

E-mail:foster.west@sosjapan.org



SOS 子どもの村
JAPAN